

平成 29 年第 7 回（9 月）定例会一般質問議事録目次

【1 日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
1	11	根橋 俊夫	1. 辰野病院経営の課題と対策について 2. 第 7 期介護保険事業計画について 3. 農地法の規定による許可の取消し申請について	3
2	9	瀬戸 純	1. 福祉医療制度の拡充について 2. 就学援助制度の拡充について 3. 地滑り警戒区域指定について	21
3	8	成瀬恵津子	1. リハビリ専用温泉プールについて 2. 電力自由化推進の進捗状況 3. 乳児の聴覚検査費の援助について	38
4	12	垣内 彰	1. 加島町政について 2. 荒神山公園について 3. 辰野水処理センターについて	52
5	3	熊谷 久司	1. 辰野町下水道事業経営について 2. ウォーターパーク・リノベーション事業について 3. 小中学校トイレ洋式化について	68
6	2	向山 光	1. 加島町政 4 年間の成果と残された課題について 2. 湖周行政事務組合の最終処分場計画について 3. 町職員に関する処遇について	82
7	4	山寺はる美	1. 辰野町の ICT 教育について（情報通信技術を活用） 2. 辰野病院外来患者減少について 3. ボランティアポイントについて	99

【2 日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
8	13	堀内 武男	1. 道徳教育の教科化推進について	111
9	1	小澤 睦美	1. 地域における防災組織について 2. 移住定住人口の促進策について	129
10	7	宇治 徳庚	1. 加島町政 4 ヶ年で何が変わったか 2. 県「森林づくり県民税」（森林税）の利活用の実態と制度に対する見解等について	144
11	6	中谷 道文	1. 第 70 回ほたる祭りに向けて 2. 道路対策について	159

平成29年第7回辰野町議会定例会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成29年9月11日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	教育長	宮澤和徳
代表監査委員	三澤基孝	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	山田勝己	地方創生担当課長	加藤恒男
住民税務課長	伊藤公一	保健福祉課長	小澤靖一
産業振興課長	一ノ瀬敏樹	建設水道課長	西原功
会計管理者	小野耕一	こども課長	武井庄治
生涯学習課長	原照代	辰野病院事務長	今福孝枝
社会福祉協議会事務局長	赤羽昇	農業委員会会長	有賀勝英

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽裕治
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番 篠 平 良 平
議席 第 6 番 中 谷 道 文

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第 7 回定例会第 8 日目の会議は成立いたしました。なお、本日ご出席いただいております有賀農業委員会長におかれましては、農業委員会公務がありますので途中、退席いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5 日、正午までに通告がありました一般質問通告者 11 人全員に対して質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人 50 分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1 番	議席	11 番	根橋	俊夫	議員
質問順位	2 番	議席	9 番	瀬戸	純	議員
質問順位	3 番	議席	8 番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	4 番	議席	12 番	垣内	彰	議員
質問順位	5 番	議席	3 番	熊谷	久司	議員
質問順位	6 番	議席	2 番	向山	光	議員
質問順位	7 番	議席	4 番	山寺	はる美	議員
質問順位	8 番	議席	13 番	堀内	武男	議員
質問順位	9 番	議席	1 番	小澤	睦美	議員
質問順位	10 番	議席	7 番	宇治	徳庚	議員

質問順位 11番 議席 6番 中谷 道文 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席11番、根橋俊夫議員。

【質問順位1番 議席11番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（11番）

おはようございます。加島町長に対する最後の質問ということでございますけれども、通告に従いまして3つの点について質問をしてみたいと思います。最初に辰野病院経営の課題と対策ということであります。辰野病院の経営状況については、医師不足等から年々、深刻さが増しており、この28年度決算では入院部門では検討をしたものの外来患者が対前年比で93.4%まで落ち込み、決算では約6,500万円の赤字となっております。こうしたことから一般会計からの繰入金が増加をし、今後、町単独で維持できるかどうかという不安と医師確保の見通しが立たない現状では現在の医師の高齢化に伴い、医師不在により閉院に追い込まれてしまうのではないかと不安も高まってきております。同時に辰野病院の存続発展ということは町民の健康を守る上では絶対に必要なことであることは明らかであり、同時に上伊那医療圏の医療水準を確保するためにも、また上伊那地域住民にとっても死活的な課題であると考えます。辰野病院の維持発展を願う立場から以下、質問をしてみたいです。さて、辰野病院の経営に関しては最近2つの重要文書が公表をされております。1つは今議会に提出された、町監査委員の「審査意見」であり、もう1つは昨年度、実施いたしました「経営診断結果」であります。まず、町監査委員の辰野病院に関する審査意見によりますと、「人件費については人員の算定、及び配置計画の見直し、経費面では小額のものも含め管理体制の見直しが必要である。このことは毎回、指摘してきているが改善されていない」と指摘をし、また、「現在の経営体制での改善が最善であるが、場合によっては抜本的な改革も視野に入れて検討する必要がある」と述べており、「少なくとも単年度での経営収支の黒字確保ができるよう努力されたい」ということになっております。そこで、まず代表監査委員に質問いたします。審査意見で述べられている「管理体制の見直し」とは、具体

的にはどのような内容を想定をされているのか。また、「毎回指摘をしてきた」ということですが、いつからこのような指摘をしてきたのか。更に、「経営体制の抜本的な改革」とはどのような改革を考えておられるのか、まずお伺いたします。

○代表監査委員（三澤）

それでは、根橋議員さんのご質問にですね、お答えをしたいと思います。まず、辰野病院事業会計への監査の意見として今までまず、どんなようなことを申し上げてきたかということから、ちょっと申し上げます。大変多くの意見をですね、出させていただきました。時間が限られておりますので、決算書から見た経営の課題というような見地からですね、一部を答弁させていただきます。私が平成25年の6月の例月検査より病院会計について監査をさせていただき、決算については5ヶ年に亘り審査し、もう一方の議選の監査委員さんと合議の上、意見を付してまいりました。就任当時は新病院移転後、間もないころでありまして総体の患者数は増加しており、収益は移転前に比べ黒字に転じているという状況でありましたが、相変わらず医師の確保はまだ課題とされており、「常勤医の確保を重点的目標とするとともに、医業も商売であるという感覚を病院内で醸成していくことが大切である」と、こういうことをこういう意見を申し上げてまいりました。その後は患者数、医業収益とも若干の増加が見られたとはいえ、医業費用において、新病院の減価償却費が大きく変わったことや給与費の増加により赤字に落ちると、こういう状況が発生いたしました。25年度、26年度、28年度と赤字と。で、27年度はですね700万円ほどの黒字と、こんな状況になってきております。そんな中でですね最近の審査意見においては、「この赤字を少しでも解消するためには、常勤医の確保による収益力強化と、それから費用面の管理強化という両輪をしっかりと機能してほしい」ということを望んでまいりました。この28年度の決算審査においてはただ今、根橋議員がおっしゃっていただいたような意見ももちろんございますし、これに加えてですね「町民のこの病院に対する期待を裏切ることのないよう診療日、時間を安定させ、より患者の信頼を得ることにより、外来患者の増加につながるような努力をしてほ

しい」と。こんなようなことはですね、27年から申し上げてきております。また、課題についてですね、「現在の経営体制で改善することが最善である」と。「しかしながらですね、場合によっては抜本的な改革も視野に入れて検討するよう病院運営の今後の方向性をしっかり見据えた検討が必要である」と。こんなような意見をですね、主に申し上げてまいりました。管理体制というような、今、ご質問のお話がありましたですけれども、これはただ今、根橋さんがおっしゃっていただいたようにですね、例えば経費の面におきましてはですね、本当に小さなもの、例えばですねこういう例があります。日本航空でですね、が、過去に倒産しましたんですけれども、これが立て直しをしました。これは何をやったかと言いますとですね、機内にある食器、食器の重さをですね、例え、お皿1枚でもですね、軽くすると。こういうことを全体の運営の中でやってまいりました。そのために、いわゆる燃料費が大幅にですね改善されまして建て直しをして、今や日本一の航空会社とこんなふうになったわけでございます。そんなようなことから、「細かいものもしっかりと管理しながらですね改善をしてほしい」と。こういうことでございます。主な意見とすればそんなところでございますが、そんなところでよろしいでしょうか。

○根橋（11番）

ありがとうございました。それでは、次に移るわけですが、今、監査委員さんが今のお聞きしますと27年ころから、やっぱりかなり具体性も持って踏み込んだ形での監査をされ、文書としても審査意見としてまとめられてきているという中で、今回こうした監査委員の指摘に対してどう取り組んできたかということが次の課題になるわけですが、本当は本来であれば事実上、この病院の経営というものを仕切っておられる院長にお伺いしたいところですが、診療体制もあって無理だと思いますので、最高責任者である町長に伺いたいと思います。今の監査委員の指摘事項、あるいは助言等につきましてですね、どう受け止めてきたのか。そして、再三ということは監査委員の立場からすると十分な取り組みがないという認識をしていると思いますけれども、そういった理由は何なのかお伺いします。

○町 長

根橋議員さんの質問にお答えをしたいと思います。病院経営につきましては、本当にいろいろの面からご支援、ご支持をいただきまして、まことにありがとうございます。先ほど監査委員、三澤さんの方から監査内容等のお話をいただきましたけれども、この気にするものはやっぱり新しく病院を建て直して、そこでもって診療体制がいかに充実してできるかっていうことにかかっているわけでありましてけれども、残念ながら医師不足というものが、の波をもろにかぶってですね、医師の確保がなかなかできないって、そんなことの波及でいろいろの問題が出てきているのではないかと、こんなふうに思っています。そんなこともありまして細かい内容とは別にですね、総体的にじゃあ、どういうふうにして医師を確保していくかっていう大きな課題でありまして、なかなか今まで多くの方がそれに向かって取り組んできたわけですがけれども、なかなか思うようにならない。来ていただいた先生がおってもですね、やっぱりこう長くいれないとか、そういったこともあって現状になっているところであります。そんなこともあって、県の担当の部署へ赴いたり、また信州大学の方へ病院の先生たちとお願いに行ったり、それから人材バンク、そういった方をお願いをしたりをしているわけでありましてけれども、せんだって県の議会の県民文化健康福祉委員会が、せんだって上伊那で現地視察がありました。その中でですね時間をいただきまして上伊那では私一人でありましたけれども、一人だけでありましたが、その医師の上伊那、地域への医師の確保だとか、辰野病院の現状等を訴えてですね、そういったこともお願いをしてまいりました。それが即、つながるとは思いませんけれども、そういった運動をしながら医師確保をこれからもしていく、こんなことであります。このまま、医師が確保できないということになれば、それこそ病院あっても医師が診療ができないということになるわけでありまして、大きな方向転換もまた考えなきゃいけない、こんなことであると思っておりますけれども、とりあえず今の体制でですね、どうしたら少しでも皆さん方のやる気を持って進んでいっていただくか、こんなことであります。そういった中でですね、監査委員さ

んのご指摘があったような、それぞれの改善できる点、そういったものを細かい所までやってということになるわけでありましてけれども、事務長はじめ病院の職員、一同、一所懸命はそういったことも考えて実行に移すというような段階になってきております。少なくとも医事係の皆さん方、昔は委託でやって今度は直営化をしたわけですがけれども、ここんどこでまた委託化、そういったものを進めることによって窓口の改善を図ったり社会の情勢ですね、そういったものを捉える早く捉える、その標準的な処理ができる、こういった方、進めてきて医事関係についても大きくここで変わってきています。医療体制につきましてもですね、なかなか思うところいろいろあるわけでありましてけれども、何とか現状である程度の改革をなして進めて、それがどうしてもうまくいかないようであったら、また次の段階へ進む、そういう態勢ではないかとこんなふうに思います。すぐに違う形態だとか、いろいろの形をすっと出してみたところで、すぐに変わる、お医者さんあつてのことでありますので、どこでも医師不足ですので、そう簡単に進むとは思いませんけれども、そういった検討はできるんですけれども、いざそういった具体的な手当てがなかなか難しいだろうと、こんなふうに思っています。職員の身分の問題から経費の問題いろいろ多くありますので、これからもそういった検討は進めていかざるを得ないって言うより、していかなければならない、こんなふうに思っています。病院につきましては任期中、ほとんどそういった面では大きな改善ができない、本当に心苦しいわけでありましてけれども、そういったことで考えてきてこれからもそういったものを考えていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。内容等につきましては事務長の方からお答えをしたい、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○辰野病院事務長

毎月の出納検査において監査委員さんからは前述にありましたとおり、数々の指摘を受けてまいりました。指摘をいただいたことにおいて、私たち事務職員は同様の考えを持っており取り組んでまいりましたが、結果として現せずに残念な思いです。指摘されてました件につきましては医師はじめ、看護部、ほかの部署にも伝え

てまいりました。しかし、実現には至らず特に医師確保に関しましては非常に苦慮をしております。先ほど町長も申し上げましたし、再三議会にても報告しておりますが、信大への医師派遣、あと県の医師確保対策室、人材バンクの活用をたくさんやってまいりました。しかし、なかなか実現に至らないところが現状であります。それから、どのように経費のとか、削減に努めてまいりましたか、っていう具体策を一例挙げさせていただきます。例えば、水道料につきましては節水機能を各いっぱい水道の所につけて、若干でも水道料を安くしよう。それから経費の面、収入についてもやっぱり職員に目に見える形をしなければいけないということで、掲示板に毎月の結果を貼って、職員に周知するよう今やっております。このことを据え付けながら職員の中でも意識付けができるようになればと思って、対策をしております。以上です。

○根橋（11番）

経過について分かりましたが、いずれにしましても大きくやはり医師確保の問題とそれから経営改善ということで修練されてくると思いますが、医師確保については非常にこれは辰野病院に限らず、今、長野県中の多くの病院がこの問題に直面しているわけでありまして、今日は時間がありませんのでその問題はこれ以上あれですけれども、非常に厳しいという認識を持たざるを得ないというふうに考えています。それで、二番目の経営改善についてはその次の質問にもう入りますけれども、これはそれはそれとしてもやはり取り組んでいくべき課題というのは、当然あるわけでありまして、そういった点についてやはり、これは病院に限らずやっぱり監査委員のやはり監査による意見と言いますか、指摘というものは非常に重いものがあるというふうに考えています。執行側に対してやっぱり町民の代表として監査をされているわけですので、そういった意見に対してはやっぱり事務局側が真摯に受け止めて、その改善策については努力すべきだということは、このお互いに共有していかなきゃいけないと思いますけれども、そういった点で時間もありませんので、次のいわゆる昨年度実施されました経営診断結果に基づく内容について質問してま

いりたいと思います。まず、今も町長答弁されましたけれども、いわゆる経営診断結果の中では指定管理者制度の活用っていうことが、まず指摘をされております。この、これについては過去の改革プランだとか、一連の流れの中でいろいろ議論もあったわけですが、数年前、最初の改革プランのころは県の方針というのは、辰野病院は伊那中の中核病院の分院化みたいな方向を確か、県も持っていたと思います。そういう中で町としてはそうではなく、やっぱり自立をして何としても自立をして、っていうか病院として発展を目指すっていうことでやってきたわけですが、今、町長答弁の中、既に指定管理者制度の活用についてはいろいろ急にはいかないっていうようなことで答弁がありまして、そういう意味ではそのあり方の検討っていうこともね、言われたわけですが、この病院経営診断の中では早急にその経営あり方検討会などのそういった、そのことに絞った、そういった委員会を立ち上げて考えていくべきではないかっていう指摘がありますけれども、このあり方、経営ですね、経営のあり方検討委員会っていうものの立ち上げについてはどのように考えているかお伺いいたします。

○辰野病院事務長

はい、経営体系のあり方の検討委員会ですが、以前、議会の方で最初、病院医療研究委員会が設立され、その後、病院のあり方委員会へと引き継がれました。平成23年の1月に意見書が提出され、その後、平成25年の当初くらいまでは逐次、検討委員会の中で情報交換等、行ってまいりました。新病院も建設になりまして、そのあと、旧病院の後処理もあるということで一旦、そこの検討委員会の方を終了させていただきました。しかし、必要ならばここで新たな体制を行おうっていう、その時も「新たな時が生じたら、もう一回、新しい体制で」っていう話が出されておりましたので、ここで今病院に対する諸問題が出されている中で前回同様、新たな検討委員会の設置が必要との意見があれば、設置の方は積極的に考えていきたいと思っております。以上です。

○根橋（11番）

これは今、申し上げましたように経営診断結果でも強く指摘されているところであり、早急な立ち上げをしていただいで現在の町長の任期中、まだ2ヶ月以上あるわけですので、そういった中でも立ち上げをしていただいで課題を整理し、この経営に絞ったですね経営検討委員会を設置していただきたいと思ひます。そのように受け止めて、次に移りたいと思ひます。レポートでは同時にその事務管理機能の充実ということも指摘をされております。これは前から、議会の中でもこういった議論は1点あったわけですけども、今の町の人事のローテーションでは、どうしてもそういう何年かの1回の人事異動で行かれるということで、その人が能力が低いとかそういうことを言うつもりは一切ありませんし、そういう考えではないと思ひんですが、たまたまどうしても行っても病院の事務というのは非常に複雑で、多くの病院ではやっぱりプロパーって言うのか、独自のやっぱり事務管理部門というものを確立をして、私も以前、同類の病院視察したことがあるんですが、その事務長さんていうのはもうずっとその事務をやっておられて、精通をされた事務をやっていてということで、今回の指摘もやはりローテーションルールでは無理があると。そういう意味で事務管理部門の機能充実に向けた具体的な取り組みが必要だっというふうな指摘になってるんですけども、このことについてはどのような検討をされているかお伺ひしたいと思ひます。

○辰野病院事務長

事務職員につきましては今、根橋議員のご指摘のとおり役場の人事異動により行っておりますが、専門性があるため3、4年で交代することに支障を来たしております。そのため特に専門性が高い医事係に関しては、今年度より役場人事から外していただきました。また経営部門についても病院の仕組みが分かるまで他の役場内の課よりも時間を要するため、専門にたけた職員が必要になっております。専属の病院事務職員については今後の検討課題としておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○根橋（11番）

いずれにいたしましても、これから病院は永續していくわけですので、そういった病院の管理部門、医事課だけではなくてですね、全体の経営を見れるやはり専門家をどうやって育てていくかっていうことが、これも多くの病院でも非常に大きな課題だって聞いておりますけれども、ぜひ、そういう点ではこれを外すことなくですね、追求をしていただきたいというふうに思います。そんなふうな方向だっということを確認させていただいた上で、次の当面のその経営改善対策ってということにお伺いしたいと思います。これについても、先ほど監査委員の方の指摘にもありましたように、例えばその監査委員の意見では「午後診療等による収益強化」という表現もあります。それから過日、確認をさせていただいた今の病院の医師の1週間のスケジュールですかね、こういうの見てもちよっと月曜日がですね、ちよっとやっぱり1診がないってというようなことで、普通、病院ていうのはご存知のとおり月曜日が最も混むわけで、患者さんも殺到するという状況の中で4診ある内、1診はやってないってというような、ちよっとどういうことか分からないわけですが、いずれにしましてもそういった外来部門の診療強化って言いますかね、それから午後診だとか、そういうことについてどのような今検討をされているのか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○辰野病院事務長

外来患者の減少については院内でも共通課題として最大の検討事項となっております。これとって大きな対策はありませんが、糖尿病予防として看護師による出前講座や健診の充実。あと、検査結果、早朝より来られた方ですね、その結果はもう9時前に出されるようにするという勤務体制の変化とか、あと院内相談の周知等。あと、職員から多くの提案が出されましたが、まずはできるものからすぐに取り組もうと動いております。また現在、月曜日ですがスポットと言うか医者が3月まで、その後がよく分かりませんが一応終日いてくださる医師が今月から入りました。ただ、週によっては毎週の月末の月曜日はいないとか、いろいろなかなか診療体制

が複雑にはなっておりますが、若干なりともその中で利用していただければと思っておりますので、またこのへんも周知していきたいと思っております。以上です。

○根橋（11番）

この、いわゆる外来部門の充実というものが喫緊の課題ではなかっていうふうに考えているんですけれども、私も過日、松本圏の有力な民間病院のちょっと、これはちょっと診療で行ったんですが、驚いたのは午後もう診療フル回転しております、5時ごろまでもう患者さんが溢れているっていう状況です。これをすぐやれとかいうことではないですが、医局の体制、それから外来部門のその他のスタッフの体制等、簡単ではないと思いますけれども、やはり現状のままではね、やっぱり現状どおりですので、やはり今のスポットということもありましたけど、それも含めてこの外来部門の診療術、特に辰野は再三申し上げておりますけれども、開業医の先生が非常に郡下でも突出して少ないっていう、もう本当にまごまごしてればもう医師過疎っていうか医療過疎の町になってしまうと。そうなれば本当にいろんな点がね、いろいろほかの今施策を打っても、最も基本的な医療がこんなことで大丈夫かっていうことになるわけですので、ある意味、町を挙げてこの、そういう意味ではね、それに対する病院に対する支援というものを考えていただいて、どうしても外来部門のその充実ということを考えていただきたいと思います。時間がありませんので、そこんどこ要望して次の2番目の質問に移っていきたいと思います。

2番目は第7期の介護保険事業計画っていうことでもあります。この介護保険につきましてはご案内のとおり、もう今年度第6期の終了っていうことで来年度からは第7期にまあ入るわけです。この6期においては要支援1、2及び要支援2の方々の大半が総合事業に移行したっていうようなことで、大きな制度改革がありました。これが実際どういう今、状況かっていうことについては今度、委員会の決算審査を通じてこの評価をしていきたいというふうに考えておりますけれども、今回質問するのはですね、一応報道等でされております第7期の介護保険事業の中心部分について若干質問をしていきたいというふうに思います。今この介護保険の利用者の

方々のこの介護保険への要望については、なかなか個人情報っていう問題ありましてですね、私どもも本当に身近でしか知り得ないっていう状況があるわけですが、それなりに寄せられている意見を整理しますとですね、1つは「国民年金等の低額な年金の方が相当程度おられる中でとてもその年金だけでは将来、特養にはとても入れそうもないということで、どうしたらいいか非常に不安がある」と。あるいは障がい者の方ですね「自身の高齢化、あるいは親も当然ですけど高齢化で、特に65歳以上は障がい者の方も介護保険優先適用っていうことになっておりますので、こういった問題でどうなっていくんだろう」と。あるいは、短期入所についてですね、いわゆる「ショートステイもなかなかこの今、希望どおり急にこの冠婚葬祭等があってもなかなか希望どおりにはできない」などの声が寄せられております。こういった実態を踏まえて、若干質問していきたいと思います。最初に小規模多機能型居宅介護制度について伺います。これについては、現在辰野町も制度上あるわけですが、これもご案内のとおり第2 グレースフル事業所においては数年前からこの休止状態というふうになっております。で実はそのこの小規模多機能型居宅介護制度については、その時のやっぱり議会でも議論になってなぜ、休止なのかと。で、町はそれを認めたのかっていうことがあったわけですが、いかんせん、その事業所の方では経営的に成り立たないということで、やむを得ないということだったと思います。ところがですね、その後、やっぱり状況は進んでくるなかで先ほどのショートステイの問題だとか、いろいろの問題も出てくる中で、あるいは国の方針もあってですね、この小規模多機能型のこの制度っていうのは順次、この管内でも進んできておまして、伊那市も新たに2ヶ所だとか、あるいは飯島もう既に始めたとか、あるいは箕輪でも検討をされているというふうに聞いています。来年度ですね、以降。それで、辰野町はこの小規模多機能型のその居宅介護制度について現在そのどのような評価をしていてですね、将来この第7期に向けてはどういう考えているのかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

はい、介護保険の事業計画につきましてはお話のありましたとおり、法律に基づきまして3年を1期とする計画で行っております。辰野町におきましては30年度から32年度の計画につきまして現在その準備作業を進めているところでございます。第6期の計画につきましては、介護等が必要になって高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにということで、国の基本方針に従いまして地域包括ケアシステムの構築、それからお話のありましたようにいわゆる新しい総合事業を平成28年度から始めたところでございます。で、第7期もこれを更に進めていくところでございます。質問にありました小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては、お話のあったとおり現在は1事業所で休止の状況でございます。これは第6期の時、策定時におきまして25人の定員で始めたいという希望がありましたけれども、結局開設に至らずに今、ご指摘の事業所が定員7人で始めたということでございます。このサービスについてでございますけれども、通所を中心として、それに訪問、それから短期の泊まり、宿泊、これをセットにしたサービスでありまして、とても家庭的であるとか、地域密着型のサービスでございますので、辰野町にあれば辰野町の人が優先して入れるといったことで地域生活を営みながら受けれるサービスであります。利点につきましては、いろいろの所と3つのサービスを組み合わせていろいろの施設と契約したりすることはなく、一括してできるっていうことですか、家庭的である、先ほど申し上げましたが、である、等の理由がありますけれども、例えばこの3つのサービスで自分に合わないようなサービスがあった場合に事業所を変えることができないとか、あるいは3つのうち、訪問は必要ないといったようなことがあったりしまして、これ事業所に聞き取りで行ったところなんです、必ずしも3つのサービスを包括して利用したいっていうそういうニーズがあんまりなかったというふうに聞いております。それから定額制っていうふうに聞いておりますけれども、宿泊が増えてくれば居住費等の費用が嵩むということで、サービスの提供する側とそれを必要とする側のちょっとバラン

スがうまく取れなかったというふうに聞いてるところであります。それから第7期についてどのように、ということでありますけれども、この来期の計画を立てるために県が福祉施設の事業所に対して7期の期間中に施設を整備する計画があるかどうかというような調査をしておりました。その結果、辰野町には新しい希望はないということでありまして、現状におきましては休止状態が続いた状態、それから新規の参入はないということで、第6期と変わらずの計画を盛り込む予定でございます。それから辰野町にも希望があった場合ということでありまして、地域密着型ということで、そのそこに住んでいる人が優先されるわけですが、近隣で空所等あれば市町村同意の下で、そこを利用させていただくといったような対応も取っているところでございます。以上です。

○根橋（11番）

分かりました。時間があまりないものですから、あと一括、質問したいと思っておりますけれども、地域密着型につきましてはそういった課題は承知しております。特にパック料金になっているのでちょっと高めっていうこともあるようですけれども、やはり場合によってはそのいわゆるショートの手短入所ですかね、そういった機能も持っているっていうことで、あるいは上伊那の他の市町村ではこれを相当進めておりますので、世の中順次その人が代われば変わってくるわけですので、そのへんは慎重にですね、やっぱり見て、とりあえず開設ということになっているわけですので、第2 グレースさんとも相談をしながら進めていただければと思いますが、その次の質問ですけれども、同時に今回、新たな対応っていうことでは先ほどの、なかなか今の特養になかなか入れない方だとか、あと、問題だとか、あと共生型サービスっていうのが今回、障がい者の方ですね、障がい者の方が65歳以上になると介護保険優先適用っていうことの中でさまざまなこの問題があるっていうふうに報道されているんですけども、こういったいわゆる認知症の方を中心としたそういった低額コストのグループホームと言いますかね、あるいはその、あるいはショートステイのベッド数の確保、こういったものについてどんなふうに考えているかお伺

いしたいと思います。

○保健福祉課長

はい。認知症のグループホームでありますけれども、第7期では現在定員は変わらない予定でございます。年々高齢者の認知症の方につきましては増加傾向にありますけれども、施設の方でも今の定員を維持していくのが大変と言いますか、新たな需要がたくさんあるということではなくて、横ばい傾向だっというふうに考えてるようでした、定員の数は今までどおりということで考えております。それから、ショートステイでございますけれども、今、辰野町には県の指定3事業所、で定員32名、それから基準該当施設と言いまして、町が認めてる施設がありまして、そこで8名の定員で行っているわけです。このショートステイの利用規模につきましては年々増加しているところでして、「昼間デイサービスを受けていながら夜のショートステイを満床のために断らなければいけない」といったような、事業所からの声も聞いております。そんなようなところで増床を予定しているということで、増床を含めた計画を予定したいと思っておりますが、ただ先ほど申し上げました定員の中には施設のベッドの予定があるにもかかわらず、まだ稼働のできていない施設がありまして、それからご存知のように「ぬくもりの里」のJAさんが8月で撤退するという事で少し定員減になってまいります。需要が多くて定員が少し減ってしまうわけでありまして、既存の事業所に何とかお願いをしながら、それから未稼働のものについても早く稼働していただくことを期待しているところでございます。それから共生型はいいですか？

○根橋（11番）

今もありましたとおり、このショートステイがやっぱり実際上はそのあるほとんどの所があらかじめ予約制と言いますかね、そういう実際運用になるということは承知しておりまして、それで先ほど申し上げましたように本当に緊急の時にはなかなかいっばいということがあるわけでありまして。そのへんぜひ、今度ぬくもりの里もJAさんが撤退されるっていうことであれば、その施設もね一部活用なども

考えていただいて、また社協とも相談していただいたりしてこのショートステイの確保ですね、これについてはぜひ重要課題として取り組んでいただくことを、とりあえず今の議会では要望しておいて最後の質問に移りたいと思います。

3番目は農地法第3条、第4条、第5条の許可後の事情変更による取り消し申請手続きということであります。今日はお忙しいところ、農業委員会長さんにおいでいただいております。ありがとうございます。それでは、この問題について質問をしてみたいと思います。農地の売買や利用権設定につきましては、農地法の規定によりまして自己所有地であっても農業委員会長、もしくは県知事の許可がないとこの契約というのは有効に成立せず、その結果、所有権移転だとか、権利設定の登記もできないというのが現状であります。で、県内の多くの市町村では第3条許可、これは農地を農地として移動する場合等ですが、これについては市町村農業委員会長の許可であり、第4条及び第5条許可については長野県知事の許可になっておりますが、当町の場合は権限委譲によって第4条及び第5条も町農業委員会長の許可になっているところであります。この本制度の趣旨は農業振興地域指定制度と相まって、優良農地を守り食料の需給と農業経営の安定的な発展を目指すものであり、この重要な制度であるというふうに考えております。また、同時にその一方では住宅建設や工場誘致、また近年では太陽光発電などの事業を行うために農地を農地以外に転用する事案が増加しており、こうした事業は地域経済の発展には一方では必要なことであって、そういう意味で農地の土地利用に関しまして農業と他産業の調和を図っていくということは農業委員会の重要な業務になっているというふうに承知しているところです。さて、農地転用の許可を得て事業に着手しようとしたところ、近隣住民の反対だとか経営環境の急変などにより事業推進を断念せざるを得ないケースがままありますけれども、そうした場合、既に得た許可についてどのように取り扱っていくのかというのが課題になっております。農地法の趣旨は転用はできるだけ抑制的に行い、農地を守り、農業の発展を図ることが原則であると考えます。よって既に行った許可については事業が実施できないのであれば許可を取

り消して速やかに元の農地に戻し、農地法により管理する土地に戻すことが必要であるというふうに考えます。それを逆に放置するということは計画の具体性がないにもかかわらず転用許可だけが残ってしまい、かえって権利移動等の法の趣旨を逸脱した状況を発生をしてしまうという恐れもあります。また無視できない問題として農地であるのに農地転用した農地というのは自動的に宅地並み課税がなされるという結果、実態に合わない固定資産税の負担というものが発生する問題もあります。こうしたことから他県の多くの市町村農業委員会では転用許可取り消し申請を認めているようではございますけれども、当町においても事業が実施できないという事例においては申請によって転用許可を取り消すべきと考えますけれども、農業委員会長の見解をお伺いいたします。

○農業委員会会長（有賀）

それでは根橋議員さんの質問に答えていきたいと思っております。経緯については辰野町では平成19年度4月1日付けで、農地法関連事項の一部について県から権限を委譲を受けております。辰野町農業委員会は地方自治法の規定に基づき、町からその事務を委任されております。権限を委譲を受けたことにより転用許可申請の受付期間が11日から21日間へと延長されております。10日前後の延長になるかと思われまます。許可までの処理日数が10日前後短縮されて利便性が高まりました。転用許可の申請者にとっては有益であると考えております。権限の委譲についてご報告申し上げます。権限の委譲により辰野町が行うようになった主な事務についてご説明申し上げます。農地法第4条により4ヘクタール以下の農地の転用許可、許可の条件の付加。それから農地法第5条によって4ヘクタール以下の農地等の転用のための権利の設定、また移転の許可。それから農地法第51条による違反転用等に対する現状回復の命令、代執行による現状回復等の処置に要した費用の徴収。それから農地法の許可の事前変更による許可取り消しへの委員会への回答ですけれども、転用許可を取り消すことができるのは農地法第51条に該当する場合。つまり違反転用に該当する場合があります。行政行為において行った許可や不許可の許可処分について瑕

疵がある場合は2つであります。それによって取り消しを求められた場合は、長野県に取り消しは現在行っておりません。それから辰野町農業委員会は辰野町農業委員会事務処理要綱により農地転用の許可基準の運用を長野県に準拠して行うことによって規定をしているため、長野県と同様の判断をしているところでございます。長野県では近年、事情変更による許可の取り消しに関する問い合わせが増えているようですけれども、許可基準のあり方に対して検討を始めておるところです。辰野町農業委員会では県の検討結果を基に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○根橋（11番）

時間がありませんので2つ絞って質問いたします。1つは法的にですね、農業委員会の方が権限委譲されていて、その事務は県の事務に準拠ということですが、それはあくまで準拠であってそれ独自にできるか、できないかっていうことを再度お伺いいたします。それが独自判断がですね。それから2番目はこれは指摘というか、要望ですが、農地法っていう法律の下で、憲法上ですね、法の下に平等という大原則があるわけですが、ネットで調べても分かりますけれども他の都道府県では相当広範囲にもう既に事情変更による転用許可、申請というのが幅広く認められていて様式ももう出ているわけですね。こういった事態をどのように考えているか、この2点についてお伺いいたします。

○農業委員会会長（有賀）

これについて長野県の指針が出ておりませんので、指針が出た状態で、辰野町農業委員会は検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○産業振興課長

ただ今の農業委員会長のご説明に補足する形で述べさせていただきます。今、農業委員会長申し上げましたとおり辰野町が権限委譲を受けました平成19年の時点で辰野町農業委員会事務処理要綱というものを定めまして、私ども等の日常の業務をその要綱に従って行っておる関係で、現時点では長野県が毎年示す、例えば農地調

整ハンドブックなどが各市町村に下りてくるわけでございますが、そういったものに基づいて法のとおりにですね事務処理を行っているということが1つあります。それで、権限委譲を当時行った時にですね、こういった農地等の権利委譲や農地転用等の許可基準というものがほとんど法定化されておりまして、裁量の幅が非常に狭いということの中で、各基礎自治体に自らの責務で主体的に農業施策を行っていくというためにですね、こういった権限委譲がなされたという経緯がございます。長野県の解釈は農地法に規定された先ほど会長申されたような2点がですね明確になっておりまして、取り消しという規定は法律には定められていないという、大原則論に立っておりまして、それに現時点では私どもも準拠して事務処理を行っているというのが現実でございます。以上です。

○根橋（11番）

今のお答えだと準拠、と言うか独自にやった場合どうなるかってお答えがないわけですけど、法的にそれがですね農業委員会長が町として許可、それを認めるとかいった場合にどうなるかっていうことは、ちょっと分からないんですけども、それお答えいただきたいということと、やはり一番は非常におかしな事態になっているってことなんですね、再三言うようにこれは1回許可されたんですけども、そういうことで事情によりできないということのままあることで、私の記憶では前はその計画変更とかいうことがあった時期もあったんですね。だから現時点で言えるのは同じ法律で全国ですね、全国的に見た場合に対応が違うなんてことは法治国家としてありえないわけで、憲法違反じゃないかっていうことになってくればですね、どういうことかっていうことになるわけで、だから長野県が非常にある意味、その県がそういう縛ってですね、同じことやっているとすれば県に対して強力なやはりおかしい、問題提起をしていくべきではないかと思っておりますけれども、この2点について再度、答弁いただきたいと思っております。

○産業振興課長

長野県に準拠して事務処理を行ってきた対応でございますので、現時点で明確な

回答はできませんけれども、農地の転用にあたりましては議員おっしゃるとおり優良農地を確保していくため周辺地域との調和を図って行っていく関係がありますので、慎重に許可を決定しているところでございます。自己都合による取り消し許可をすることは、何かあれば取り消しをすれば良いというような安易な農地転用の申請をもたらす、やっぱり危険性があるということございまして辰野町農業委員会としては現時点では取り消しは行いう予定はございません。そういった判断をしております。以上です。

○根橋（11番）

答弁もれがあります。県へのことです。

○産業振興課長

はい、申し訳ございません。長野県の方にはこの件につきましては問い合わせをしております、現時点では長野県が検討に入っているということございまして、それに対して私どもも時代がですね、そのような要求をしているんだなという認識をしておりますので、その判断を待って対応をしていくという形になっております。以上でございます。

○根橋（11番）

いずれにいたしましても農地行政非常に複雑だと思います。ただ、今言ったようにさっき言ったように、何ていうか安易な農地転用、これはもう本当に申請の段階でかなり実際はチェックをされてるはずですので、やっぱり事情変更、経済行為の伴う場合はどうしてもそういうことが出てくることは今後もあり得ると。で、やっぱり大事なことは優良農地をやっぱり守って、更に農業振興をどうするかっていう方がはるかにこの重要な課題ですので、そんな点では農業委員会のいっそうのご奮闘をお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。以上で全部の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席9番、瀬戸純議員。

【質問順位 2 番 議席 9 番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸（9 番）

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思えます。加島町長への質問を最後になりますが、ぜひ前向きな答弁いただけること、ぜひお願いしたいと思えます。それでははじめに福祉医療費制度の拡充について質問をしていきます。福祉医療費窓口無料、現物給付方式への要望質問を議員となった 2 年前の 6 月議会から一般質問で取り上げてきました。そうして私が議員になる 20 年も前からこの福祉医療費の窓口無料運動が始まり、やっところまできました。窓口無料、現物給付方式の全国的な流れと住民の強い要望が国を動かしたと思えます。国の就学前までの国庫補助金のペナルティーが外されたことで長野県でも昨年、検討会議で話し合わせれ中学卒業までを現物給付方式で行うことを決めました。またこの 4 月 13 日に記者会見を開いた阿部知事は「現物給付の導入時期を 2018 年、来年の 8 月とする」との発言をしました。国保のペナルティーを覚悟してまで中学校卒業までとしたこと。しかも実施主体の市町村に対してペナルティー分の半額を県が補助する内容は、歴史的画期的な成果だと私は考えます。それに伴い、各市町村で今、子育て施策として行ってきた補助年齢に合わせるのか、県の補助金が出る中学卒業までにするのか、検討している段階だと思えます。今までこの質問での町の答弁では「近隣市町村に合わせてやっていきたい。単独ではできない」との答弁をいただけてきました。今議会で子どもに限ってですが 18 歳まで入院外来とも現物給付方式への条例改正議案が出されています。今回の県の制度が入院外来とも中学校卒業までとした中、上伊那郡内でも全ての市町村が 18 歳までの入院外来を対象とするわけではありません。そんな中、辰野町の決断は子育て世代の大きな要望を取り入れたすばらしい決断だと私は考えます。それこそ歴史的画期的な成果だと私は考えています。思えます。今まで辰野町が独自で頑張っているこの補助事業です。国や県から補助金が出ない入院 16 歳から 18 歳、そして通院では小学校 1 年生から 18 歳到達後の 3 月 31 日までを町が負担していること。これはなかなか町民の皆さん知っているようで、知らない

ことがあります。そして、この18歳までの窓口無料、現物給付方式が始まったとしても決して窓口無料にはなりません。というのもやはり、今後もレセプト1枚に対しての500円の受給者負担金が受診料として支払うことは変わらないからです。県はこの窓口の受給者負担金は残す方針だと言っています。現在は2ヶ月後、医療費の返還時にその金額を引かれて通帳に振り込まれてきています。実際、医療費の補助は60%ぐらいにしかならない計算になります。この受給者負担金がある限り、決して医療費は無料ではありません。そこで質問です。受給者負担金を町が負担することになった場合の金額をお聞かせください。

○住民税務課長

お答えいたします。窓口で負担する一部負担金500円を無料にした場合の負担でございますが、乳幼児等18歳までの一部負担金は1,170万円ほどになります。更に、障がい者分の一部負担金につきましては533万円ほどになります。また、一人親分の一部負担金は170万円ほどになります。合わせて1,870万円ほどの負担増になります。いずれもですね28年度ベースで算出したものになります。以上でございます。

○瀬戸（9番）

すいません。この金額の計算方式がちょっと分からないんですが、今、子どもだけでも1,000万円近くかかるというね、答弁がありました。そんな中でやっぱり日本は今国民皆保険制度となっています。国民健康保険や、協会、健保、そして組合健保など保険料を払っています。子どもたちの保険料は保護者が払っています。そしてそれプラス、「受診をした時に受給者負担金を払え」では税金の二重取りではないでしょうか。そして、この上伊那でも中川村、飯島町、宮田村では受給者負担金500円を全額自治体が負担すると、本当の窓口無料、医療費の完全無料化が行われることが決まりました。これも本当に画期的なことです。そこで質問です。受給者負担金への補助について、先ほど1,000万円、子どもだけでも1,170万円あるとお答えいただきましたが、その一部でも補助を町が考えているとか、そういうことを町の補助について考えをお聞かせください。

○町 長

はい。瀬戸議員さんにお答えします。こういった制度が進んできたのも、議員の皆さん方はじめ多くの皆さん方のご要望が多く、こういったものが段々前へ進んできたんだらうと、こんなふうに思っています。今、一部負担金の話ですけれども、福祉、医療費の方はそういったことでできましたので、一部負担金までっていうふうには考えておりませんが、これも18歳というか15歳までやるのについて長野県中で最低限そこまでもっていきましようっていう話し合いをする過程の中で500円と言うんですかね、その一部負担金については残しましよう、こういうことでその話し合いがまとまったことですので、それ以上の、今度はそれもっていうことで今、例を挙げましたけれども、かなり余裕があってほかのことで回っていく所は優先してやっていくと思いますけれども、そういった今、辰野は急激に進む段階ではないんじゃないかと、こんなふうに思っていますけれども、まあこれは私は将来のことは言えませんので、現状はそういうことで進めているとそういうことです。以上です。

○瀬戸（9番）

ありがとうございます。はい、この負担金ですね、やはり中川村、今回無料になったんですが、いままではやはり全額と言わなくて300円のね、補助とか、ほんのその中の一部だけでも補助をしようということで、やはり子育て世代への経済的な支援、軽減ということで各市町村いろんなこと、まあ、いろんな子育て支援あると思いますが、その中でもやはり医療費の窓口無料、無料という部分で少しでもそれに近づけようと考えてやっていると思います。この部分ぜひともね、今後、この後、これから先も課題として考えていただいてこの受給者負担金、県が残すって言うから残すではなく町としてどうしていくか、支援としてどうしていくかを考えていっていただきたいと思います。そして今、福祉医療費の中には障がい者、そして一人親家庭へも補助金を支出しています。福祉医療費給付の範囲全体への現物給付についての考えをお聞かせください。

○住民税務課長

やはり、県の動向を見ながら見てきたいと思っております。県に準ずる形でやっていきたいと考えております。以上でございます。

○瀬戸（9番）

はい、この部分についてはやはり全国的にも半分の県が行っている所、行っていない所があります。けれどもやはり福祉医療という医療費の支援という形では子どもも障がい者も一人親家庭も変わらない。やはりそういうところを考えながら、町としてもどんな支援ができるか、これから先も考えていっていただきたいと思います。そんな中で今までやはり町長からも町からも国、県などへ「ペナルティーを外してほしい」とか、「支援を広めてほしい」とかそういう意見を挙げていっていただいたということを今までの質問の中で答弁いただいております。今後もこのように国の政策としての医療制度としての国へ意見を挙げたり、「今、ペナルティーが未就学児までということ以外されていますが、それ以上のペナルティーも外してほしい」というようなことを国に伝えていく。そして県でも、「今、15歳だけれどもそれを18歳まで延ばしてほしい」というような意見を県に言っていくなど、国や県に辰野町民の声を発信していく考えがあるかお聞かせいただきたいと思っております。

○町 長

先ほどの中で500円の話ですけれども、それを進めるって言うんか継続してやる所とやらない所があって今までの中で危惧されたことがいくつかありまして、1つがコンビニ受診が増えるとか、いろいろのそういった危惧があるわけでありまして、まあそういったのを外した所がこれから動向がどういうふうになるか、こんな動きも見ながら国全体の中でって言うんですか、変わっていくんではないかと。こんなふうに思います。ですからそういったことで医療費が変わらないとか減っていくとかっていうことになればそういった効果が、良い方に動いた、こんなふうに思うんじゃないかと、こんなふうに思います。私が将来の話であれですけれども、県の町村会の中でもですね、生活環境部会ってというのがございまして、そういった中

で引き続きこういったペナルティーだとか、そういったものに対して国を挙げて要望しておりますので、そういったことがこれからも伝わっていくのではないかとこんなふうに思います。個々でやるっていうよりも全体の中でやっていくっていう方が町村会として動いた方が物事が進みやすいと、こんなふうに思っていますので、その点は引き続いてやっていけると、こんなふうに思っています。以上です。

○瀬戸（9番）

はい。そうですね。今後も考えていただきたいと思います。そして個々でできないっていうね、今話ありましたが、今回のこの18歳までは本当に個々だと私は思っております。辰野町、箕輪町がどうなるのか私は分かりませんが伊那市は入院までという話を聞いています。これは本当に辰野町個々での18歳までの現物給付だと思っておりますので、ぜひともそういう意味でもね前向きに町でも今後、皆さんで考えていただくとともに、県や国へもねいろんな要望を挙げていっていただきたいと思います。私も引き続きこの部分、福祉医療全般にこの制度が広がるよう国、県に対しても発信していきたいと思っております。それでは次の質問に移りたいと思っております。

就学援助制度の拡充について質問をしていきます。子どもの貧困がより大きな問題となっています。平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす子どもがほぼ6人に1人が該当すると言われております。国も県も子どもの貧困対策に動き出しております。今年平成29年3月31日付けで文部科学省より各都道府県の教育委員会へ平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についての通知が出され、県より辰野町教育委員会へも通知が届いているはずですが、この3月議会でもこの質問をさせていただきました。これは要保護児童生徒援助についての援助を必要とする時期に速やかに支給が行えるよう入学前支給への資料の通知と、要保護児童生徒への新入学児童生徒学用品費の増額が通知されてきているものです。今までは新中学1年生については国でも入学前支給を補助金、国庫補助対象としてきましたが今回は小学1年生にも早期支給ができるよう補助金対象となりました。しかしながら辰野町では新小学1年生も中学生も入学前支給を行っていません。新入学児童生徒学用品費、この支援の名のと

おり、入学前に必要な制服や運動着、上履きなど入学前に揃えなければならないものが対象となっています。支給は7月です。本来、義務教育とは憲法26条で義務教育はこれを無償とするとあります。また、教育基本法第4条3項では国及び地方公共団体は能力があるにも関わらず経済的な理由によって修学が困難なものに対して奨学の措置を講じなければならない。学校教育法第19条、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなければならない。と法律で定められています。今回は国による要綱の一部改正です。各市町村でも制度の改正を行うよう国が通達したものです。要保護については、国が2分の1の補助で入学する前年度に支給する品、入学児童生徒学用品費を国庫補助対象となったこともあり、近隣の市町村でも新入学児童生徒の学用品費については入学前支給をする自治体も増えてきました。現在、辰野町でこの就学援助についての説明をしていると思います。この時期と方法を教えてください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。まず本年度ですね、来年の4月に入学をする児童生徒への入学説明会ですけれど、これ早い学校では来月から、一番早いのは辰野西小学校ですけれど10月3日からスタートしてまいります。10月に1校、それから残りの中学校も含めて残りの学校は11月になります。今、議員の質問されました就学援助制度についての説明ということでございますけれど、この申請書の配布というのを新年度ですね、今まで新学期に行っておりました。全校児童、それから生徒対象にということで新入生だけではなく全校児童生徒に配布をしておりました。で、28年の6月の議会においても瀬戸議員さん質問をされておりますけれど、この4月に新学期での新たな申請受付の説明をこの11月、あるいは10月ごろしていても間が空き過ぎるというようなこともあり、現在この入学説明会の段階ではしてきておりません。ですけれども、これ説明することそのものについては何ら問題がありませんので、議員がおっしゃるように就学援助制度の説明を必要とする保護者がいるということになれば教育委員会の中でも検討をし、必要な場合はまだ

来月ですので十分準備が間に合いますので、入学説明会で説明をするということも考えていきたいと思っているところでございます。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。はい、今、配布が4月新学期に入ってからとありますが保護者の方への説明は行っているのでしょうか。全、新入学の子どもたちに対して。

○教育長

はい、ですから、今の10月11日の入学説明会の時にはこの説明は省いていたということになります。昨年度までは。

○瀬戸（9番）

じゃ、新学期に入ってから配布だけということですね。はい。で、そうですね今答弁いただきました配布だけということなんですが、やはりこの説明を、すみません保護者に案内を配布するだけではなくて就学援助の趣旨ですね、やはり保護者の方、分かってない方大勢いらっしゃいます。それを全保護者に伝えることが私は行政の役割だと考えます。早めの説明で制度についての申請の仕方や分からないことなどを早めに聞ける。希望がある、ないではなくて制度をみんなに知ってもらおうということを町がすることが私は一番大切なことだと思っています。そして知ってもらった中で、申請を出してもらおうということが大切だと思いますが、その点についてこの10月11日、新入学保護者説明会があります。私も日程いただいています。ぜひともね、そこで早くの説明は全く問題ないと思います。そこでその保護者の方たちが自分の家庭のことを見ながら、申請について考える期間というものもできると思います。ぜひとも説明会にこの就学援助の説明をしていただきたいと思います。もう一度、お答えいただければと思います。

○教育長

はい、お願いします。就学援助制度についての説明というのはね、先ほど言いましたけどこの説明会ではしてこなかったということでございます。ただ、前々から

議会でも答弁させていただいておりますけれど、町においては社会福祉協議会の生活援助資金の活用ということについてはこの際、話をしてまいりました。ですので、そこに含めて就学援助制度についての説明もするというについては、何ら問題ないだろうと思っておるところでございます。

○瀬戸（9番）

ぜひともこの入学説明会の時に説明をお願いしてほしいです。というのもやはり先ほども言いましたが行政側がね、「こういう制度があります。保護者の皆さん、ぜひ利用してください」と告知することが本当にこの制度の大切なところだと私は考えています。ぜひともこの10月、11月の入学、新入学の保護者説明会で行っていただきたいと思います。続きまして、次の質問をしていきます。次は新入学児童の生徒学用品費、これが国が入学前支給を認めています。その中で今年度より塩尻市では、新中学1年生に対して入学前の3月支給となり、中学校に通う塩尻市の家庭には3月支給が始まりました。以前、学童クラブの質問でもありましたが、この両小野中学校に通う生徒の中でも、同じ学校に通う中でも支援の違いが出てきてしまっています。新中学1年生に対して塩尻市が入学前支給を始めたことで、辰野町でもぜひ、この塩尻市に合わせて平成30年2月から3月支給へ向けた考えをぜひとも検討をしていただきたい。その点について考えをお聞かせください。

○教育長

はい、瀬戸議員さんからは今までもね、折に触れてこの質問をいただきました。しかしながら辰野町としますと先ほども話をさせていただきましたけれど、「社会福祉協議会の援助資金、この活用をということで年度内の支給というのは考えてないと」という回答をしてまいりました。しかし、先ほどから議員、説明もされたとおり国からの通知だとか、県の教育委員会のヒヤリングなど子育て支援事業においてその前年度支給の実施のこう準備とも受け取られるような調査もこう始まっているところでございます。まあ、この制度の過渡期なのかな、そんな気がしているわけでございます。柔軟な対応が求められる、そんな時期だろうというふうに考えて

るところでございます。よって辰野町教育委員会としましてもね、さまざまな観点からこの入学準備金等のことについて協議をしてまいりました。議員言われるその前年度支給ということにつきましては、これも視野に入れて研究を進めてまいりたいと、そんなふうを考えてるところでございます。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。前向きな答弁と受け取らせていただきたいと思います。本当に今、現在、両小野中学校ではそういう状況が起きてます。塩尻市に住んでいる中学生で申請をされた、支援を受けているお子さんには3月支給になります。そんな中でね、やはりこの辰野町も同じように必要な時に必要なものが支給できるような、そんな体制を組んでいただきたいと思います。本当に町が子どもたちに寄り添って考えるなら、早期支給をしている自治体はほとんどが2月1日時点で受給している、支援を受けている、家庭への早期支給という形を取っているようです。で、ぜひともね、いろんな意味でこの早期支給が行われるよう教育委員会で検討していただければと思います。次にです。次の質問に移ります。この就学援助の通知ですね、生徒に配布する通知ですが市町村によっては就学援助を受けられる世帯の基準とか、援助の内容とかが異なっています。そんな中で辰野町は準要保護世帯については生活保護基準の1.0倍で、これは生活保護基準と同等というふうになっています。モデル世帯としては、年収の300万円、夫婦2人、お父さん、お母さんですね、そして小学生の子ども2人。4人家族がモデル世帯として収入300万円というのが生活基準に、生活保護基準となっていると思います。辰野町が配布している就学援助制度についてのお知らせには、援助を受けられる方の説明の部分に「世帯の前年所得が生活保護基準額以下の家庭」とあります。これを読むと「生活保護を受けている家庭以下の前年度所得の世帯？、と理解してしまう」という保護者の方からのご意見をいただきました。まぎらわしく不要な文章だと私は考えます。この部分の削除を要望します。またこのお知らせは、先ほども答弁がありましたように子どもを介して保護者に届けられます。事務的な表現や表示ではなくて、子ど

もが目にした時にも配慮できる、配慮した文章や説明にすべきだと私は考えます。この世帯前年所得が生活保護基準額以下の家庭の文章の削減、そして、分かりやすい文章や説明にすべきとの考えに対して町の考えをお聞かせください。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。議員の指摘のとおり改めて私もこのねお知らせを今、手にしてこう見ているわけですが、「生活保護基準額以下の家庭」というこういう文言がございます。「子どもさんへの配慮」というふうに、今言われました。これ貴重なご意見だなあというふうに伺いました。文言の変更というのは十分これ可能でございますので、そういう部分もまた配慮させていただきたいなあと、教育委員会事務局で検討させていただきたいと思います。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。ぜひとも検討していただきたいと思います。そしてこの部分、ぜひとも削除していただきたいと思います。そんな中で以前からも提案しているんですが、この基準がよく分からないということで、先ほども言いました。モデル世帯としての家族4人で年収300万円。これが、じゃあ子ども3人になったらどうなのかとか、子どもが4人になったらどうなのかとか、そういうような表が長野市のお通知の方ではお便りの方では載っています。いろんな行政でいろいろ考えてます。保護者の方が分かりやすく、その制度を分かってもらって申請を出してもらえるようなそういうお通知にしようと頑張っている自治体もあります。あの、すみません。辰野町が頑張っていないと言っているわけじゃないんですが、すみません。ぜひともね、そういう意味でもぜひ収入、すみません、収入と前年度の所得基準額と収入基準額を表にした分かりやすい表示、これもぜひとも検討していただいて取り入れていってもらえるように、前向きに検討していただきたいと思います。本当にこの申請なんですけども、ある県の神奈川県なんですけども、ある市町村の自治体では、学校では全家庭に申請書を提出してもらった、という所があるそうです。で、それを回収して、回収と言うか精査してみたらこの受給者が増え

たということが分かったそうです。ということは本当にこの子どもの貧困、目に見えないものがやはりその部分で見えたということだと思います。本当にこの誰のための制度なのか、何のための制度なのか、教育を受ける権利を保障するものとなるよう本当に今一度内容等、検討していただきながら表示、そして文章なども考えていただければと思います。

続きまして次に3番目の大きな3番目の質問に移りたいと思います。地滑り警戒区域指定についての質問をしていきます。昨年、町内で初めて地滑り警戒区域に赤羽区の東山と呼ばれる所が指定されました。近年の集中豪雨での災害や平成18年の災害を思い出して、また地滑りと言うと1985年昭和60年ですね、に起きた長野市の地附山の地滑り、皆さんも覚えていると思います。を思い起こして住民の皆さんは毎日不安いっぱい生活しています。今回のこの指定、いつどんな調査をしてどこで地滑り警戒区域に指定したのかをお聞かせください。

○建設水道課長

それではお答えします。平成11年のですね広島県で土石流災害が発生したことをきっかけとしまして、平成13年に土砂災害防止法が制定施行されました。土石流急傾斜地地滑りの土砂災害が想定される箇所においては、砂防関係事業により砂防災害対策を進めてきておりますが、施設の整備が危険箇所の数に追いつかないことから同法の制定の背景にあります。土砂災害の恐れのある場所の周知とともに、避難体制の整備や災害情報の伝達、開発の事前抑制を図ることが土砂災害防止法の目的であります。辰野町におきましては長野県が土石流、これは警戒区域でございますが143ヶ所、その内、レッドゾーンと言います特別警戒区域でございますが126ヶ所、急傾斜地におきましては240ヶ所中の25ヶ所がレッドゾーンでございます。それは平成20年の9月までに指定されております。議員のおっしゃる地滑りにつきましては町内1ヶ所でございます、それはレッドゾーンではございません。そして平成27年に基礎調査というものを県の方で行いまして、そして翌年2月29日赤羽介護予防センター「なごみ」におきまして地元説明会を開催しました。その時、瀬戸

議員さんをはじめ30名の方が参加していただきまして、翌月3月にですね、こちらの方、指定されてございます。以上でございます。

○瀬戸（9番）

すみません。ちょっと質問に答えていただけてないかなと思うんですが、この平成27年の基礎調査ってどういう調査なんですか。そこを教えてください。

○建設水道課長

はい。基礎調査にはですね、まず資料調査っていうのがございまして、その資料調査の中で以前にこの赤羽地区につきましては地滑り危険箇所ということで長野県の辰野町の中で2ヶ所載っております。その中で抽出されて該当ということで調査になっております。また、その後ですね、地形調査っていうのがございまして、これにつきましては地形図ですとか、航空写真によりまして専門家の方が判断されております。そしてその後、現地調査、これも県の方で行っているわけなんですけど、現地調査を行って最終的に地滑り区域を設定させていただきました。赤羽につきましてはAブロック、Bブロック、Cブロック、Dブロック、4ブロックございまして、そんなような形で現場を見させていただいてA、B、C、3段階のランクがございましてその中のCランクというような形でこのCランクの基準なんですけど、実際には現地へ行っても滑っている状況ではありません。それが確認されてませんし、地滑り地域というかこのエリア、ここが末端ですってというような形のものも確認できてないんですが、地図上でいきますと、どうしても高尾根って言いますか、山の状況見ていただくと分かるかと思うんですが、あの赤羽地区の所は裾野がかなりこういういろんな細かいカーブで谷あり、沢ありってというような形の地形になっているようです。そんなようなことから地滑りに起こりやすい地形になっているということで対象になったようです。ちなみに、Aブロックにつきましてはですね、面積的には1万3,209平米、またBブロックにつきましては1万2,822平米、Cブロックについては1万1,809平米、Dブロックは1万7,541平米というような形で面積的なものには出ておりますが、あくまでも範囲という形でございましてよろ

しくお願いいたします。

○瀬戸（9番）

はい、今説明、赤羽区でも説明を行っていただいたこともお話いただきました。私もその時に説明を受けたんですが、本当にその時の資料が本当に地図を拡大した、もうこれしかなかったっていうのが実際です。なので、本当に住民の皆さんここでも意見を出したんですが、何を聞いていいのか分からないっていうのが住民の、この当時は住民の皆さんの思いだったと思います。そんな中で今、お話がありました本当に辰野町内、この地滑り危険警戒区域は初めてなんですけど本当に土石流、急傾斜地のイエローゾーン、そしてレッドゾーンっていうのはたくさんあります。だから、もっと言うとそっちの方が本当はすごく危険、もっとどうにかしなきゃいけない場所だと思いますが、やはり初めてこれが警戒区域に指定されたということで、やっぱり地域の人たちはすごく心配、不安に思っているんですね。そんなところでやはり、この地滑り区域について去年の区の方からも「やはり何か対策はないか」ということで町の方に相談も行っていたと思います。そんな中でこの斜面のね、崩落の検知をするセンサーを設置してもらえないかっていうようなね、要望も町の方に出されたようですが、やはり町の方としてはちょっと現段階ではセンサーは付けられないという返事をいただいたようです。そして、今答弁があったように滑ってる、山が滑っている状況ではない。確かにこれ滑ってたらもうレッドゾーンですよね。ということになると思います。けれどもイエローゾーンの指定を受けたとしたら、じゃあ自分たちは、住んでいる住民は自分たちはどうしたらいいんだろうかっていうのが一番だと思うんです。そんな中で、センサーを付けてほしい、もっと言うと何て言うんですか、ブロックを積んでほしいとか、何億もするようなね、やはりそういう工事も頭の中に思い描いたりしてしまう、それだけ不安に思ってしまうのが住民だと思うんです。そんな中で県がやること、町がやること、やらなければならないことってあると思うんです。そんな中で町はやっぱり避難計画っていうものをね、やはり立てることが重要だと思います。それで今までのこの避難計画と地滑り警戒

区域に指定された部分、場合の避難計画の違いがあるのか、もし違いがあるならそういう避難計画を立てているのか、教えていただければと思います。

○総務課長

はい、避難計画の関係でございますけれども、少しお時間いただいておりますね、これまでの経過をちょっとお話をさせていただきたいと思っております。今年の6月にですね、辰野町防災ハザードマップを全戸に配布をさせていただきました。このハザードマップにつきましては、まずよく見ていただいて、ご自分の地域の危険箇所を認識していただきたいということでございます。日ごろから心構えですとか、備蓄品等の準備、それから有事の際は早めの避難判断。あるいは避難箇所の確認等に役立てていただきたいということで配布をしたものでございます。また、このハザードマップにつきましては、これが完成ではなく個人で気づいたこと、地域で気づいたこと、あるいは昔から言い伝えられていることを随時記入しながらですね、よりよいハザードマップになるようにということで配ったものでございます。さて、防災計画上におきましては、地域での避難計画は町が指導のもと地域で作成するようになっております。地域に対して今まで積極的にですね、避難計画を作成するような指導はしてこなかった点については申し訳なく思っておりますけれども、現実にはですね、地域に任せているのが実状でございます。毎年行っております防災訓練時の避難訓練においてもですね、避難経路の確認をお願いしているところでございます。さて、地滑り警戒区域の指定されたことによりまして基本的にどうなんだというご質問でございますけれども、避難経路が著しく変わる地域も考えられますけれども、地域で作成することがですね困難となれば県の行っている出前講座の活用ですとか、あるいは町内には県自主防災アドバイザーの方もいらっしゃいますので、そういった方の講師としてお願いすることも1つの手段かなと思っております。また、私ども総務課のですね職員もですね一緒になってですね、避難計画についてはですね、関わっていききたいというふうに考えております。それから有事の際のですね、避難勧告等の発令にあたりましては地滑りなど土砂災害の気になる場合につき

ましては赤羽で言えばですね、介護センター「なごみ」には避難所を設置することはできません。安全が確保できる場所に設置する対策をとってまいります。なお、避難誘導が必要な場合には町職員ですとか、消防団にて誘導をお願いをしているところがございます。以上でございます。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。本当にその部分、本当に心配しています、皆さん。この間の防災訓練の時も該当する地域の皆さん、常会長さんの方からやはりこの指定があったのでどう避難したらいいのかっていうことが分からないっていう話をされたそうです。で、そんな中でも不安が募ってはいけないということで、要望をちょっと町の方に出したいけどということで、今、区の方にね相談をかけていると思うんですが、今、課長が、ね、答弁いただきました。ぜひとも指導は町がする、計画は地元がする。でしたら本当に町の方からね一緒に考えましょう、早く、この避難計画立てて皆さんが安全にね、避難できるように。まずそこをしていただきたいと思います。で、その「なごみ」ですね、その地滑り地域の、には入っていないんですがすぐ横にあってそこが避難所にはできない。だったらどこにするのか、それもね、やはり早急に地元の皆さんに伝えられるようにね検討していただきたいと思います。そして、あと町ができることと、あと県ができることあると思うんです。ただ、地滑りや土砂災害の予防や防災っていうのは本当にお金がかかるし、大変な大掛かりな工事となると思います。そんな中でも住民の皆さんね、特にその地域に住んでらっしゃる方は県が造成した所に、皆さん県から買って住んでらっしゃる方たちなんですよね、もともと。昭和50年代ですかね。なんで、余計その思いがね、県はもっと調べないでそこに造成したのかあっていうようなね、思いもやはり出てきてしまったりして、ちょっと違う方向に動いてしまうかなっていう、ちょっと危惧したりもするんですが、そういう思いもやはり、この前30人しかねやっぱり参加されなかったんですよね。本当に少なくて、それも役員さんが多かったかなって。で、意見もあまり出されなかったかなっていう思いがありますので、ぜひともね、

町の方から県にこういう住民の皆さんが不安に思っている、ぜひとももう一度、説明にして来てくれとか、何か、こう県の方にね、その住民の不安を払拭するような、払拭するような、何か手立てを考えてもらえないかっていうようなことをぜひ県に声を挙げていっていただきたいと思うんですが、その点について町の考えをお聞かせいただければと思います。

○建設水道課長

はい。瀬戸議員さんのおっしゃるとおりで、その説明会の時は30人ほどしかみえませんでした。それで、県の方の話も聞く中でですね、今回のその地滑りの地域指定っていうのは、やはり町民の皆さんにいつ何時危険になるかっていうことを事前に知らせるっていうことが大事であって、そこが本当に危険ですよっていう話ではありません。昨今の雨、豪雨につきましてもですね、どこで降るか分かりませんし、どこで災害になるか分からないっていうような状況ですので、今回のこの地滑りを機にですね、また何か異常があったら赤羽地区でなくてですね、町内一円で本当に水が急に出てくるようになったとか、水が止まっちゃったですとか、そんなようなことがあればですね、即、連絡いただいて県の方もそういうことですぐ対応していただけるようになってますので、現場の方はそういうような形にさせていただきますし、今言われたその説明会等については、また県の担当者の方にも話をしてみますのでご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○瀬戸（9番）

はい、ぜひとも県にもう一度ね来ていただいて皆さんの思いを聞いていただく中、質問などに答えていただきたいと思います。で、今ちょっと課長の中で危険ですよ、というわけでないというようなちょっと答弁があったのが、ちょっとハテナマークなんですけれども、やはりそういう指定を受けたってことは危険箇所なんですよってことは間違いのないと思います。そんな中でやっぱりすぐ、今すぐ、地滑りが起こるわけではないかもしれない。けれど、本当に皆さんね、そういう思いで生活しててくださいよっていうことだと思うんですが、このもうじき秋雨の季節にもなりま

す。ゲリラ豪雨や集中豪雨、本当に台風も迷走台風と呼ばれて、どこに行くんだというよな台風が今、本当に心配されています。そんな中でね、やっぱり私たち一人ひとりもこの災害時、緊急時にどう動いたらいいのか避難したらいいのか、ということを中心に生活してかなければならないと思うんですが、ぜひとも町、そして県にこの、この地滑りだけではないんですがね、県の方にもぜひ、発信していただきながら早急に避難の計画を立てていただけることを要望しまして質問を終わりにしたいと思います。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。再開時間は11時55分、11時55分といたします。時間までにご入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 39分

再開時間 11時 55分

○議長

再開します。質問順位3番、議席8番、成瀬恵津子議員。

【質問順位3番 議席8番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（8番）

それでは通告に従いまして3項目について質問させていただきます。はじめに、リハビリ専用温泉プールについて質問させていただきます。6月定例議会で私はウォーターパーク・リノベーション事業について一般質問させていただきました。施設の概要につきましては一般質問の中での町側からの説明のとおり、管理棟はアクティビティルーム、ホタルラボ、ホタル展示コーナー等の事業内容であり、若者の声を反映した施設となっておりますが、6月議会の一般質問の中で今後、高齢者の皆様など広い年齢層の方にも利用できるような施設の検討を要望させていただきました。これを聞いてくださいました町民の方々から喜びの声をいただき、その中で更に切実な要望が出されました。要望というのは、歩行専用リハビリ温泉プールの設置についてであります。何らかの理由で足腰を痛めたり、手術された方、また

身体全体の機能の衰えのある方がインストラクターの指導の下、温泉プールでの歩行訓練により、回復効果があるということでもあります。温泉プールのリハビリ効果で整形外科へ通う回数が減ったという声もお聞きいたします。そこで温泉プールリハビリについて何点かお聞きいたします。温泉プールリハビリの効果は非常に高いということが認められてきておりますが、町としての見解をお聞きいたします。

○保健福祉課長

はい、それではプールでのリハビリ効果という観点から説明をさせていただきます。プールなどでの水中運動の特性につきましては一般的に浮力による運動負荷の軽減、逆に水の抵抗による適度な運動負荷、それから心肺機能の向上などと言われております。また糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防改善には有酸素運動の効果があることがよく知られているところでもありますけれども、この運動の大切さは分かっているけれども、膝等に不安があったり、高齢のために捻挫や転倒が心配という方も少なくないところでもあります。水中運動につきましてはこのような方に対しても無理なくできる有酸素運動でありまして、ここに温泉を使えば、温泉の効能も併せて意義のあるものであると考えているところでもあります。以上です。

○地方創生担当課長

温泉ということですので、私の方からは辰野荒神山温泉の活用についてお答えをしたいと思います。辰野荒神山温泉の泉質につきましては、ナトリウム炭酸水素塩泉です。効能としましては筋肉痛、関節痛、それから関節のこわばり、疲労回復などに良いとされておりますので、運動機能の回復については一定の効果が得られるものと期待される場所でもあります。また、温泉が持ちますストレス解消、リラックス作用などといった心理的な効果も期待できるのではないかと考える場所でもあります。以上です。

○成瀬（8番）

はい、分かりました。今、町側からもいろいろな効果、また温泉の効能について詳しく答弁していただきまして、本当に温泉のこのリハビリについて本当にあの、

重要と今、改めて感じます。このあの荒神山プール跡地の管理棟以外のプール側の利用について国庫補助金、国庫補助事業で整備した部分ではありますが、6月の一般質問の中で課長から町民の皆様方から広く、ご意見ご提案をいただきながら検討していきたいとの答弁がありました。荒神山スポーツ公園は都市計画に指定された運動公園と聞いております。そういった中で制度的にリハビリ専用温泉プールの設置というのは、荒神山スポーツ公園基本構想の中で可能なのかお聞きいたします。

○建設水道課長

荒神山スポーツ公園基本構想ではですね、現在の良さや資源を最大限に活用した公園の記述の中で温泉を活用した健康増進施設など、既存施設の組み合わせを工夫して特色ある整備を行うとしているのが基本構想でございます。設置できる施設につきましては、都市公園法第2条第2項に定める公園施設に該当するものに限られておまして、具体的には運動施設、休養施設、宿泊施設、売店、飲食店、園路及び広場、修景施設、管理室などが挙げられます。当施設は運動施設に該当しますので設置は可能かと思えます。

○成瀬（8番）

今の説明の中で、じゃこの温泉、もう一度確認ですけど温泉リハビリプールは設置可能っていう解釈でよろしいでしょうか。

あ、ていうことですね。はい。分かりました。ということは例えば今後、まあこれは町が決めることですけど、ここプール、管理棟以外のプールに温泉プールを造る計画も視野に入れていただけるっていうふうな受け止めでよろしいですかね、この可能っていうことは。例えばの話ですけど、まあ例えばこういう温泉プールの計画が町でするようになりまして、このところも視野に入れて考えられるっていう解釈っていうことを考えてよろしいですかね。

○地方創生担当課長

お答えしたいと思います。辰野荒神山スポーツ公園ウォータープール内のプール施設の活用といった点かと思われます。辰野町におきましては公共施設等総合管理

計画というのを定めておりました、今後急激な人口減が予想されるところでございますので、施設総量の縮減と既存施設の活用というのが重要な方向付けということにされているところでございます。先進地を見ましてもプール単体で運営するというのはなかなか厳しくて他の施設に併設されているところが大半ですので、やはり整備上でも運営上でも必要な観点ではないかと考えるところであります。さて、既存のプール設備の活用ということでございますが、まず温泉の方の話をさせていただきますと、温泉につきましてはポンプで汲み上げする形になっております。こちらについては平成2年当初に毎分350リットルということで設定をしていたところでございますが、現在は毎分100リットルに調整をしてパークホテルと湯に行くセンターに供給しておりますので、まあ湯量については一定の余裕があるかなと考えております。ただ、実際に源泉の状況は都度変化しておりますので、増量する場合については本格的な調査が必要だと考えます。また温度は源泉の温度は平成21年の時の最新の調査では36.4度でありました。ですので、温泉としては比較的ちょっと低いので、通年利用ということを考えてみると加熱保温する仕組みが別途必要なのかなと思います。さて、プール設備でございますけれども長年休業しております。そういった中で配管とか装置の故障等が既に認められておりますので、大規模な修繕とそれから着替えなどのスペースも建物も必要となりますので、ちょっと再利用は難しいかなと思います。またプールの規模に関しても25メートルプール等では広すぎますし、またほかのプールでは深さが足りないということで、なかなか適しているとは言えないかなと思っております。いずれにしましても維持管理費用など事業の継続性も踏まえて十分検討が必要かと考えます。以上です。

○成瀬（8番）

この辰野町民の中には温泉リハビリを行うために「岡谷総合福祉センター諏訪湖ハイツ」まで通われている方がいらっしゃいます。週に何回か通われているとのことで南箕輪、箕輪からもこの施設に通われている方々がいらっしゃるようです。しかし、「辰野町から行くと片道40分ぐらいかかり非常に大変だが健康を考え

通っている」とのことです。この要望を受けまして私は諏訪湖ハイツ内の温泉プールリハビリ施設に研究のため視察に行っていました。利用料金は1回210円です。機能訓練室、歩行専用温泉リハビリプールでは障がいをお持ちの方、ご高齢の方、また一般の方が身体機能回復健康維持を目的として水中運動、この水中というのは温泉プールですが、また軽い体操、ストレッチ、リハビリなどを行うようになっておりました。また、週の1回はベブスイミングの日を設け、赤ちゃん連れのお母さん方が大勢来られているようです。プール水温は35度です。屋内なので1年中利用できます。プールの大きさは縦8.5メートル横3メートル、深さ110センチです。さほど大きいというプールではありません。利用人数は諏訪方面、上伊那方面からも結構な人数の方が行っているようでありまして、1ヶ月約1,100人に上るようです。インストラクターが常に相談、質問等に答えてくださり、一人ひとりにあった指導をしてくださり、それがよりいっそうの回復効果を高めているようです。利用者からは「インストラクターは絶対に必要」との声があります。「温泉リハビリ効果は特にすごい。思うように動けなかった足もよくなり、身体全体がとても良い状態になってきた」との喜びの声をくださっております。高齢社会の中、町内外からの利用者は大勢いるはずで、辰野町にぜひ、リハビリ専用温泉プールの事業の検討を進めてほしいとの声が寄せられております。町に対してもこういった声は届いていると思います。町としての考えをお聞きいたします。

○保険福祉課長

リハビリ専用温泉プールの事業の検討ということでございますけれども、水中リハビリ、水中運動につきましては、その効果につきましては先ほどお話をさせていただいたところでございます。ただ、議員さんおっしゃられるように現状で温泉を利用したプールということになれば、今考えられるのは荒神山にその施設を新たに設けることと思われまいます。リハビリにつきましてはいろいろの範囲があると思われまいますけれども、例えば荒神山にその施設を設けた時に医師の処方であるとか、理学

療法士等による指導を受けてのリハビリは難しいと思われます。それから介護予防教室や介護予防のリハビリ教室等にも利用できると思われますけれども、リハビリ専用ということで考えた場合には、そこに新たにプールを整えて行うにはちょっとその利用頻度、使用頻度は少ないように思われるところであります。事業を展開するということに関してみれば、今の時点で新たにそこに専用プールを造って事業を展開するには、少し効果が薄いように考えているところであります。

○成瀬（8番）

あの、岡谷のこの諏訪湖ハイツですか、ここへ見に行った時に、まあここはとっても大きな施設でありましていろいろな福祉の事業が入っておりまして、この温泉リハビリプールだけではありませんが、こういった諏訪湖ハイツみたい、ああゆう大きなのを辰野町に造れというのは非常に極めて難しいことではあります。このせっかく辰野町にも温泉が出ますし、このリハビリ専用プールっていうのも何かの一角にそれだけの施設じゃなくて、何かの一角にこの温泉リハビリ専用プールっていうのは造ることも可能と思います。ぜひ、諏訪湖ハイツのようなああゆう大きな施設じゃなくて、こういった本当にリハビリ専用のプールをぜひ町民の方も多く要望しているので、ぜひまた検討していつてもらえたらと思います。町が持っている温泉をこういった福祉健康回復のために使用するということは今後、いつそう高齢社会を迎える中、健康長寿を考えた時にもっとも重要なことと思います。温泉リハビリの効果、本当に現れてきています。この効果により健康維持されていけば、国保医療費も非常にかからなくなっていくのは当然であります。このような方につながっていくと思います。ぜひぜひ、この町民の皆様が多くこの「せっかく辰野町にすばらしい温泉が出るのでこういった温泉リハビリというこういう施設のことも、ぜひ検討に入れていただきたい」という要望が強く出ておりますので、ぜひ前向きな検討を要望いたします。

次の質問に入らせていただきます。2項目めでありますが、電力自由化推進の進捗状況についてお聞きいたします。電力自由化の推進につきましては6月議会で質

聞させていただきました。答弁の中で10月ごろ稼動に向けて試験的導入、対象施設の選定を行っていくとのことでありました。しかし、電力自由化を始めた自治体にお聞きする中で試験的にいくつかの施設をやってみるというやり方ではなく、高圧電力施設については一度に全て実施するというやりの方が削減効果があるようであり、諏訪市も電力自由化事業については高圧電力施設29施設を8月1日から開始し、記者会見もしております。そこで質問いたします。町として現在までの電力自由化事業に向けての進捗状況をお聞きいたします。

○総務課長

はい、それではお答えをしたいと思います。昨年の3月には篠平町議さん、それから今、成瀬町議さんおっしゃったようにですね6月の議会にご質問をいただきました。その時点では今言われたとおり一部の施設で試験導入をしていきたいというふうに回答をしたわけでございます。その後、県内の状況を調査したところ、今年8月末現在でありますけれども、県内の22市町村で切り替え、または切り替え予定となっております。近隣市町村におきましても岡谷市が今年の4月から、それから諏訪市が8月から新電力へ切り替えを行っております。また上伊那におきましては南箕輪村では11月からというふうにお聞きをしております。それから以前もお答えしておりましたけれども契約方法につきましてはプロバイダーを介した随意契約が多いものですから、その方向で検討をしましてまいりました。新電力との交渉役であります今、申し上げたプロバイダーとの話し合いにおきましてやはり議員指摘のとおりですね、全施設導入が望ましいとのお話をいただきまして、再度辰野町にあります22の施設の関係する担当者を集め説明会を開いたところでございます。併せて、3ヶ所ですね指定管理施設につきましても説明会を開催し、現在検討をいただいております。早ければ年内に切り替えをしたいということで現在、詰めの段階に入っております。

○成瀬（8番）

今、課長の中で町内22施設という答弁をいただきましたが、この22施設について

新電力事業者に切り替えた場合は約いくらぐらいの削減金額になるのかお聞きいたします。

○総務課長

はい、最新の試算におきましては先ほど申しあげましたプロバイダーによりまず新電力との交渉によりまして、4社から提案がございました。4社全てとも全施設で削減効果が発生するという提案となっております。現在の、電力会社の使用料金から新しくもし新電力に切り替えた場合の使用料金、またプロバイダーに払う手数料を差し引いてもですね、年間金額で1番削減額の大きい業者は約1,280万円ほど、削減額の最も少ない業者でも約900万円の効果があるという試算をいただいております。

○成瀬（8番）

今、課長の答弁の中で削減金額が900万円から1,280万円という非常に高額な削減金額をお聞きいたしまして、私自身とってもびっくりしたわけではありますが、本当にこのすごい金額の中、ぜひ辰野町もこの一括してこの実施していただけたらと思います。この削減されたお金、本当に約1,000万円の上、削減効果ありますので、ぜひこの使い道はもうぜひ、何か一番良い、町にとって何が一番良いかっていうことを考えていただきながら、ぜひこのすごい高額な金額ですので、また使い道をしっかり考えていっていただけたらと思います。今年も全国で地震、大雨により土砂災害等のいろいろな大きな災害が起きております。そういった災害での起きた場合、電線が切断されたり停電した時、この新電力事業者に切り替えた場合の対応というのはどのようになるのかお聞きいたします。

○総務課長

新電力によりまず供給面でございますけれども、従来の大手の電力会社の送電網を使用します。したがって電柱を建てたりですとか、あるいは電線を張ったりするということはありません。新電力は大手電力会社と接続供給契約を行っております。電線等の施設使用料を支払っています。したがって停電等のトラブル

ルが発生した場合は大手電力会社が対応することとなっております。新電力の方におきましては発電設備に異常が起こった場合でも大手電力会社のバックアップ供給によりまして電力供給が途切れることはないと言われております。また、電柱、電線等の施設は大手電力会社のものを使用しているわけですので、大手電力会社の復旧と同じになりまして、新電力だからといって復旧が遅れるということはありません。停電、災害時の対応につきましては国の指導によりまして、電力供給に関することは今までどおり送配電事業者であります大手電力会社が対応するため、新電力切り替えによってですね、不利益を被ることはなく、送電線や電柱などといった送電用の設備の保守管理、運用は引き続き地域の大手電力会社が担うこととなっております。町としてはですね、問題はないというふうに判断をしております。

○成瀬（8番）

はい、今答弁いただきまして、災害があつて停電になった場合は大手電力会社の対応で今までどおりってということで、そういった対応に対しては心配のないという答弁をいただきました。分かりました。この開始はいつごろになるかお聞きいたします。

○総務課長

新電力の切り替えにあたりましては、先ほど申し上げましたけれども入札ではなく随意契約で行っていきたいと考えております。と言いますのは入札した場合のデメリットの方が大きいと今、言われております。特に問題となっているのがですね、入札をしても不調に終わってしまうとか、あるいは契約会社が倒産した場合、大手電力会社にこう戻るわけですので、今までのような割引が受けられなくなると、こういったデメリットがございますので、随意契約で行っていきたいと考えております。そうしますと新電力切り替えの申し込みをしてから切り替えまで約3ヶ月かかるようでございます。先ほども申し上げましたが、現在指定管理者と調整中でございますが、できれば22施設を一斉に切り替えようと考え、早ければ今月

中に申請をしまして12月1日からの切り替えを考えております。

○成瀬（8番）

はい、分かりました。このことについてはまたいろんな面でよろしく願いいたします。次に3項目めについて質問させていただきます。

乳児の聴覚検査費の補助について質問させていただきます。生まれてきた赤ちゃんの聴覚検査であります、この検査は生後3日以内に行うのがとても大事であります。出産した病院で検査となりますが、病院によっては聴覚検査をしないということがありまして調査によりますと全国で10万人の赤ちゃんが聴覚検査を受けられずにいるとの結果が出ております。聴覚検査で難聴という結果が出たとしても、早期に人工耳の手術をすれば助かる、手遅れにならないことがとても重要であると言われており、生後間もない検査が重要なのであります。出産した病院で検査しない限り、自発的にこの聴覚検査を受けることは少ないようであります。そこで質問いたします。医療機関にお聞きしましたところ、乳児の聴覚検査費は3,000円から1万円かかるようであります、幅は広いですが、この出産費の請求金額に含まれているようであります。辰野町はこの検査の補助金は出しておらず自費で支払います。しかし、これは国から来る普通交付税の中で聴覚検査の補助金として使えるようになっていないはずであります。町が聴覚検査の補助金を出さない理由をお聞きいたします。

○保健福祉課長

乳児の聴覚検査について説明をさせていただきます。先天性の難聴につきましては1,000人に1人から2人というようにされているということでありまして、議員おっしゃるように早めの検査をして早く療育等を行うことが大切だというふうに言われております。先日、報道によりますと昨年度の新生児の約15%がこの検査を受けなかったとする調査結果を日本産婦人科学会がまとめたようであります。長野県の状況はといいますと、県ではハンドブックを出してありましてそのハンドブックから読み取る限り、平成27年度の検査受診率は97.7%、それから辰野町では現在は

100%の検査受診率であります。で、この検査につきましては議員おっしゃいますとおり医療機関によって幅があるようですけれども、平均約5,000円の自己負担が必要ということであります。で、厚生労働省がこの平成26年度の公費負担について状況を調べたところ自己負担分に対して公費負担をしている自治体は平成26年度の段階で1,741市区町村中109の市区町村、6.3%にとどまっているということでもあります。この中には全自治体が公費負担をしている県もある一方、35の道府県で公費負担している自治体が全くないという結果も出ております。長野県では77の市町村があるわけですが、公費負担をしているのは2町村のみということでもあります。この公費負担をしている市町村が多いほかの県につきましては、もともと県がこの検査費用を助成していたものを市町村の助成に切り替えたといったような例もありまして、地域単位、あるいは都道府県単位の取り組みに大きな格差があるということでもあります。辰野町ではどうかということでもありますけれども、この先ほどの調査結果による15%が受けていないという検査が調査結果がありましたが、辰野町は既に検査受診率が100%に達しておりまして、この未受診のものの受診率の向上のために公費を負担するということになれば、既に辰野町はその目標を達しているということ。それから市町村単位の取り組みということから見ますと、長野県全体では今のところ公費負担するという基調が見受けられないことから、公費負担をしていないというのが辰野町の現状であります。それから財源についてですけれども、交付税ということで一般財源化しているということですが、これにつきましては自治体の裁量に任されているということで認識をしております。以上です。

○まちづくり政策課長

はい、この費用について地方交付税で措置されているという話でありますけれども、平成19年の1月29日に厚生労働省の方からこの通達の方がございまして、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添えるというような文章の方が来ております。このご指摘を受けまして私どもの方もその交付税の中のどこの部分にそれが反映されているのかというのを調べてみました。で、おそらく今、結果から言います

となかなか確認が取れないんですけど、おそらく交付税の基準財政需要額ですね、一番交付税の算出の基になるこの需要額の部分なんですけど、こちらについては各自自治体が合理的な水準で行政事務を遂行するために必要な経費を毎年、推計したものになるわけなんですけど、その中の単位費用の中におそらく含まれてるのかなとか思っているところでもあります。県の方にも確認しましたがその需要額の中の保健衛生費の中に含まれているんじゃないか、と言うんですけど、じゃ、その額とかがですねいくらというのがやっぱ確認が取れませんでした。地方交付税でありますので、交付税の中に載っているその合理的な水準なものを全て町が実施しなければいけないかというところではありませんで、先ほど保健福祉課長も申しましたが、地方交付税交付金につきましては一般財源でありますので、それぞれの自治体の裁量に基づいて、裁量によって使用が可能ですので、あくまでも一般財源ということでこの措置がされていないということでもあります。よろしく願いいたします。

○成瀬（８番）

今の答弁の中で、ということはこの各自自治体に、もうその交付税の中でどのように使うかっていうことは任せられているって、そうに解釈してよろしいでしょうか。

○まちづくり政策課長

（課長 うなずく）

○成瀬（８番）

あ、そうですか。このほとんどの自治体がこれ交付されていないっていうことを今、先ほど答弁の中でお聞きしまして上伊那でも調べましたら飯島だけがやっているようであります。このぜひ、この国もこの交付税の中で、この出産の費用の中にこの聴覚検査の費用、検査費が含まれているので、ほとんどのお母さんがこのその中に聴覚検査っていうのが含まれてっていうのに気がつかない方が多いようであります。この聴覚検査の補助金を出していただきますと 5,000 円から 1 万円という中で補助が出されてその分、安くなるっていうことではありますが、ぜひこの国もこの交付税の中でこの補助金は使ってもらいたいっていうことを言っておりますので、

今後更に、またこれについてぜひ町も検討していただけたらと思います。この難聴があると言葉が思うように話すことができず、非常に大きな障がいを持ってしまいます。町としてしっかり聴覚検査の重要性をぜひ認識していくべきと考えます。また、国も普通交付税の中から検査費の補助金を使うべきであると強く言われております。難聴は早期発見、早期治療が非常に重要であります。そのためにもぜひ、町として聴覚検査費用の補助金を出すべきと考えます。この1年間の町の出生率を考えましてもさほど高額にはならないのではないかと思います。ぜひ、町の考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長

検査費の助成についてでありますけれども、この検査に対する重要性は議員おっしゃるとおりでございます。この検査を受けていただくためにはこの検査の目的ですとか、検査方法については保護者等に対してあらゆる機会を通じて周知徹底を図っております。例えば母子健康手帳でありますけれども、これ平成24年度から国の推奨によりましてこの新生児聴覚検査の記録欄が追加されたわけでありますけれども、この手帳を交付する際、あるいは妊産婦健康診査、それから出産前の母親学級等の機会を活用して検査の受診勧奨しているところでもあります。更に、申請時の訪問指導というのを生まれた後、2、3ヶ月の時に保健師が訪問するわけですが、この母子健康手帳を見せていただいて受診状況とか、受診結果を確認して適切な指導助言を行っているところでもあります。このようなことを踏まえまして、先ほどもお話のあったとおりですけれども、つい先日、上伊那の保健福祉担当課長会がありまして、こんなことが議題になったところでもありますけれども、議員おっしゃるように今年から飯島町がこの制度を始めたということでもあります。が、それ以外の市町村については今すぐには考えていないというような意見交換をしたところでもあります。辰野町でも近隣市町村の動向を見ながら、また県内では飯島町を含めると3町村になるということになると思いますけれども、あまり実施をしていないという県内の状況に先駆けて公費負担するかについては、今後更に慎重に検討

していく必要があると思っています。以上です。

○成瀬（8番）

この件につきまして課長会があったってということ、今答弁の中でお聞きしましたが実際に実施している検査費の補助金を出している所が少ないということでありますが、ほかはやらなくても非常に大事なことですし、国もぜひこの交付金の中で使ってほしいということをおっしゃっておりますので、また今後ぜひ、このことについて前向きに辰野町として検討していただきたいなと思います。金額もさほど高額にはならないと思いますので、前向きな検討でぜひお願いしたいと思います。また1点、この母子手帳の中で聴覚検査はやってあるか、やってないかっていうことが母子手帳の中で明確に分かるようになっておりますでしょうか。

○保健福祉課長

はい、私この前、母子手帳確認しましたが記載欄がありますので、辰野町で交付してるのは大丈夫ですし、国が推奨しているものですので、おそらくどこの市町村でも記載がされているはずだと認識しております。

○成瀬（8番）

はい、分かりました。今後、町として出産を迎えるお母さんたちにこの聴覚検査の重要性を更に啓発していくことはとても大切だと考えます。先ほど母子手帳でその記帳欄があるということで本当に安心しましたが、またこの更にこのきちんとした取り組みの検討を町としてやっていくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議 長

ただ今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。再開時間は1時30分といたします。

休憩開始	12時	37分
再開時間	13時	30分

○議 長

休息前に引き続き再開します。質問順位 4 番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位 4 番 議席 1 2 番 垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

それでは通告に従いまして加島町政について、荒神山公園について、水処理センターについて、3点について質問をさせていただきます。はじめに、加島町政についてなんですが、6月の5日でしたでしょうか、一般質問の初日の堀内副議長の質問に答える形で2期目は出馬しないという旨、町長は表明されまして場内一瞬、凍りついたわけですけれども、3ヶ月が過ぎまして議員も落ち着きを取り戻したと言いか、止むを得ないかなあという心境になってきたかなあと。で、まあ選挙になるような形に進んでいきまして、それは町長の望まれたことかなと、気はいたしますが、根がくどいたちなもんですから私はまだ納得できていなくてですね、ことあるごとに何年か時間を経過したあとで、またそのへんどうして2期目ができないのっていうところを質問は個人的にさせていただきますが、まず、とりあえずその4年前、振り返っていただいて出馬した時、あるいは当選された時のですね、就任時の思い、意気込みを思い出していただきながら当時、抱いておられた就任時の課題、目標は何であったか、まず最初にそこの所からお答えをいただきたいと思います。

○町 長

はい、それでは垣内議員さんにお答えをします。4年前、今頃どんなふうな気持ちでいたかって、思い出しただけでも何かゾクッとしますけれども、今、お話でございました4年前、当選時にどんなことかっていうお話でございます。私、出馬に当たってあれもやりたい、これもやりたい、多くのことを具体的にそういうふうにお話をしてきませんでした。どちらかというとな抽象的なことでありまして「新たな風を」っていうような形の中でお話をさせていただきました。それもどちらかと言うとですね、何となく淀んだって言や変ですけれども、なかなか町の中の空気が滞っているっていうお話も聞きましたので、自分なりに想像はしてたことがありま

した。公約の中では危機管理って言うんですかね、そういった備えをするとか、施設の有効利用を図るとか、そういったことが主でありまして第五次総合計画の中です、ぜひ地域計画を入れてみたい、こんな目標を持っておりました。そういったことで役場の中の雰囲気って言うんですかね、聞いてくれた人たちが今までと少しでも変わった雰囲気に入って来やすく、入って来れる、そんな職場づくりができたら良いな、こんなふうに思って始めたところであります。いずれもその中です、いろいろなこういっばい進んできましたので、立ち止まってって言い方あれですけども、そういうふうな言い方しましたけれども、よく状況を見極めながら分析してどんなふうにしていくか方向をつけたいと、こんなふうに思って始まりました。すぐにですね、人口問題研究所の話が出てきまして人口減少問題、少子高齢化、そういった問題も含めて出てきましたので、そういったこと、いろいろなものを同時進行する中でいろいろ分析しながら進めてきたとこんなことでありまして、目標とすれば医療から福祉、全てのものが目標になったわけでありまして、その中から特にそういった事案をとりあえず少しでも解消できればいいな、こんな方向で進めさせていただきました。大きな目標を当初は自分のできる範囲で、そんな思いでもって進めてきたところでありまして。大体がそんなところであります。

○垣内（12番）

ありがとうございます。確かに概論的にはそういった町長の思っているのが我々にも理解できましたし、27年度ですかね、実際に施策が始まるとまず荒神山の合宿所でしたっけ、あそこを駐車場にしたりとか、懸案だった所がバサバサという言い方おかしいんですけども、かなりスピード感を持ってさまざまな懸案事項、まあ簡水の統合とかいろいろ、それもそうですし、開発公社の統合、何て言うんですかね、配合じゃなくて何て言うんですか、解散に向けての動きって言うのも途に就いたような形で、見ていると何て言うんですかね、胸がすくという言い方おかしいんですけども、懸案だったことが次々と実行に移されて「いいな」っていう気が私はしたんで、毎年予算の時期になると一所懸命応援をさせていただいたつもりで

おります。この中でもう一度、振り返っていただいて先ほど概論の方をお示しされましたけれども、具体的な施策の中で「これはできたぞ」と。で、「これは途中までいったから後任に任せたい」ってものがありましたら、そのへん切り分けをお願いします。

○町 長

はい、まあいろいろの中で先に申し上げました、まず明るい役場の窓口づくり、こんなことを目標にして職員の皆さん方にいろいろその都度お話をして、おみえになる方たちは何か困った人たちだとか、目的を持って来た人、そういったことをよくお話をしてですね、協力していただきました。おかげさまで2階から見ましたら窓口の職員が年寄りの手を持ってですね、バスの停留所まで連れて行くとか、いろいろそういった実際に見られるように、かなり多くの人から「変わったぞ」って喜んでいただいた。そんなことが非常に今、うれしくてみんなもその気になってくれたかなってそんなふうに思っています。そんなことが良かった点かな、そんなふうに思います。第五次総合計画後期基本計画の中に地域計画をなんとか入れたらという思いでいましたところ、職員の中からそれは「よりあい会議」という名前になりましたけれども、そういったもので地域の声をしっかり取り入れよう、こんな声がありましたので、早速そういったものも取り入れて町内で延べ54回ですかね、そういった会議をさせていただいてそれぞれに職員がこう割り振られて地域の中へ出向いて行って地域の実情、何回も3回にわたってワークショップをやりながら地域計画を作らせていただいたり、こんなことでそれもまたできたものを予算の面でも応援していきたいというような形の中で予算付けもさせていただいた、こんなことで多くの職員の皆さん方、本当にそういったものに協力していただいて地域計画もまとめさせていただいた。これも非常に大きな効果があったんじゃないかと、こんなふうに思います。また公共施設等の耐震化、そういったものもですね、役場が早く耐震化したいってことはありましたけれども、学校だとか、保育園だとか、消防とか、そういったものの耐震化を最優先にして進めて役場の耐震化はようやく最

後って言うんですかね、そんなことでさせただいて進めさせていただいた、こんなことであります。まあその過程の中でちょっと雨漏りがあったり、壁が落ちた学校等の施設も割り込みで2億円ほどかかりましたけれども、そういったものをやらせていただいたりとか、そういったことが案外とタイムリーにうまくできたかな、そんなふうに思います。あと、防災関係では防災係も作らせていただいて防災ステーションの構築とか、そういったことも進めさせていただきましたが、いつ起きるか分からないっていうようなことで先だって「Jアラート」等鳴った時ですね、鳴らない心配したんですけれども、無事に届けたとこんなことであります。大きな事業として人口減少伴って「まち・ひと・しごと総合戦略」こういったものもいち早く取り入れさせていただきました。これはちょうど人口減少だとか、そういったものに対して役場の中でプロジェクトチームを作って何とか解決策を見出そうと、そんなことでもって話し合いをしている中でですね、国からそういった総合戦略を立てろ、こういう話がまいりました。すぐに、そういったものが対応できるような体制が整いまして、いち早くそういった対策をまとめさせていただいて20数項目にわたって展開をさせていただきました。早いこともあって、後追いでよそで、似たようなものをドンドン出してきて遅れをとるようなことも、物事の中身はありましたけれども、これは議員さんはじめ町議の皆さん方、職員の皆さん方そういったところから多くのご意見をいただいて充実させ、進んできました。そういったもので荒神山のウォーターパークの管理棟の後地についてもですね、今年度1億3,500万ですか、の補助金をいただいてその倍の事業ができるっていうような形になりまして、いろいろの面で進んでいるかな、こんなふうに思います。あと、地域包括支援センターこういったものもよそより1年早くに立ち上がらせていただいた、っていうことでありますけれども、これはたまたまそういうふうにそれを一所懸命盛り立ててくれた人もいたんでできたんですけれども、これもこれからそれを実際に機能させて多くの皆さん方にご利用していただくのはこれからでありますので、そういった面では非常にこれから重要なことになってくるのではないかと、こんなふうに思い

ます。あと、ふるさと納税の商品開発だとかマツタケだとか、そういったものがあります。食の革命事業だとか、そういったものも進めさせていただきました。何とかその企業だとか販わいだとか、そういった形の中で進めていきたいってこともありまして、最初のころは商工会だとか、そういった所をお願いをしてとか、いろいろな接点を探ってきたんですけれども去年から副町長を筆頭にですね「町内企業訪問」こういったことをしっかりムチ打ってですね、進めていただいてそれなりの成果も得られつつあるかな、こんなふうに思っているところであります。まあ、そんなことでいくつかやらせていただいたこともあるんですけれども、道路関係なかなか153号線だとか、県道だとか、多くのものについてはですね、なかなか簡単にはいかなくて、まあ本当に力およばすってというような感もございましてけれども、これからの大きな課題になっていくと思います。町道等につきましても大きな計画道路、なかなか進まなんだってということも皆さん方のご指示をいただいたんですけれども、大きくは進んできませんでしたがけれども、町道の維持補修だとか、そういったものにはできるだけ予算を、補正もかなりさせていただいてご要望に応じてきたつもりでありますけれども、決して多すぎるってということありませんので、まあこういったこともこれから必要になってくるかなあってこんなふうに思います。あと、医療関係、辰野病院の多くの今回も議会からご提案いただいておりますけれども、なかなか入っていただいたお医者さんも途中でまた出ていったりとか、そういった形の中で安定した経営がなかなかできないって、こんなことで力不足も感じているところであります。まあ、しいて言わしていただければ、そのまま残ってた辰野病院を解体して現在のような住宅地、これも地権者の皆さん方のご理解をいただいた結果だと、こんなふうに思いますけれども、そういったこと。福寿苑のまた再利用、こういったこともできましたので、まあそういった面では少しは役に立てたのかな、こんなふうに思います。多くの課題を残しましたけれどもそんなことであります。以上です。

○垣内（12番）

いろいろな施策を挙げていくと枚挙にいとまがないと言うか、たくさんの功績を残されているのは分かるんですが、例えば道路だとか、その病院、あるいはまちづくりって言うんですかね、整備、1丁目、下辰野1丁目の再開発とかですね、大きなプロジェクトの中でまだ成果は出てないけれども、もうここまでは種を仕込んであるっていうのはおかしいんですけれども、途中までは進めてあるから花開くのを待てるぞという期待できるようなこと、何かありましたら一端で良いのでご披露いただけたらと思うんですが、どうでしょう。

○町 長

事業とは計画に沿って段々に進めていければ良いかな、こんなふうに思いますけれども、1つ財政的なことでありましたがなかなか表に出なんだ、土地開発公社の健全化って言うんですかね、こういったことで当初10億円近い借財もあって債務超過っていうようなことでございましたけれども、議会の皆さん方のご理解を得て、大きなお金を投入することができました。かなり、半分以下に債務が減っているっていうことでありますので、こういったことも継続してやっていただければ数年後には全て解消って言う、債務解消じゃなくて土地開発公社の土地がゼロになるっていうそういった時代になるのではないかと、こんなふうに思います。そういったことでこれについては継続していただければありがたいな、とこんな思いであります。以上です。

○垣内（12番）

はい。まだまだお聞きしたいことはあるんですが、あと2項目あるものですからすみません。途中のような気もしますが、ここで次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

荒神山公園なんですけれども、通告で1、2、3と項目用紙をお伝えしましたけれども、1と2番をすみません勝手ながら逆にさせていただきたいと思います。先ほどウォーターパーク・リノベーション事業についても話が出ましたけれども、も

う一度ダブる部分あるかと思うんですけれども、その事業とその範囲についてすみません、ご説明をお願いします。

○地方創生担当課長

お答えいたします。国の地方創生拠点整備交付金事業に採択されました「子どもや若者が集うウォーターパーク・リノベーション事業」と正式には申しますけれども、この事業につきましては旧ウォーターパークの管理棟を若者や子どもを主な対象として体を使った遊びをアクティビティーと言いますが、そういった施設として。またホタルの保護育成を促進させる施設として全面改修し、再生を図るものであります。平成16年の休業以後、懸念されてまいりました無人の建物の防犯防火上の問題が解決するとともにウォータースライダー自体も撤去いたしましたので、景観の改善にも役立つものではないかと考えるところであります。プール部分につきましては利用者の方も当然目にしますので、管理棟と一体的に今後管理をしていく予定ではございますけれども、補助事業の処分制限期間というのがまだ残っております。こうした関係から今回の交付金を活用した改修事業の中には含まれておりません。とは申しますが使わずにしておきますと、どうしてもイメージもあまりよくございません。そういった中で処分制限期間が終わるまでは整備方針、こちらのウォーターパークについては多目的広場ということで荒神山スポーツ公園基本構想等に示されておりますが、それに将来支障を来たさない範囲で現在の施設を残しつつできるイベントなどでソフト事業で活用してまいりたいと思います。以上であります。

○垣内（12番）

了解しました。課長あまり触れられなかったんですが、昨年暮れに方針示されて現地で説明を受けたと思うんですが、一昨年じゃないですよ、昨年ですよ。で、そのあとですね、中学生の意見を取り入れたり多くの町民からの意見を取り入れる形で計画そのものも良い方向へ変わってきているっていうふうに認識しております。で、先ほど町長も若い人の意見が言いやすくなる、その何て言うんですかね、庁内にそういったその雰囲気づくりができたっていうようなことをおっしゃいまし

たが、まさにそれで、このウォーターパークのリノベーション事業については本当に成功した事例だなというふうに思っています。で、まちづくり支援員ですか、支援員の人たちやそれから協力隊の人たちも入ったり、いろんな町内のサークルの人たちがアイデア出し合ったりして良いものができつつあるなと思っています。それで更に今月、16、17日ですかね、リボーンを掲げて内覧会みたいな、体験のイベントを計画されていて、そこでも意見を募るといってお話なので、これもまたすごい期待をしていますが、そういったその、しかもその当日行われるクラフトフェア「おてんぽさんぽ」に合わせる形で荒神山に賑わいができつつあるんだろかなというような期待をするわけですが、そこで例えばこうしたい、ああしたい、ここの施設はこんなふうに使いたいという意見が出てきた時に、それをどう汲み取るか、生かしていくかっていうような具体的なその受け皿って言うんですかね、そういったものっていうのはあるんでしょうか。

○地方創生担当課長

お答えいたします。今回ご紹介いただきましたとおりに9月の16、17日にウォーターパークの会場におきましてアクティビティー体験イベントといったものを実施いたします。この狙いにつきましては主な新しい施設のターゲットは若者や子どもたちということで説明をさせていただきましたが、そういった形で町民の方をはじめとしまして、さまざまな方に利用が広がる工夫が必要ではないかと考えるところでございます。今回のイベントでは希望団体10団体、11団体に増えているかと思えますけれどもプール部分を活用したイベントの開催とかブース出展を試行していただきます。先ほど議員の方からもご紹介いただきましたとおりに、この事業が採択になった以降、町民の皆さんさまざまな方からたくさんアイデアをいただきました。ですが、やはりアイデアも実際に行ってみないと分からないこともありますので、今回はチャレンジショップといった位置付けで開催するものであります。今回、また合わせて今回、イベントに先立ちましてウォーターパーク自体も少し環境整備が必要でございました。周辺環境整備につきましては従来より地元の皆様にご協力

いただけてきたところでございますが、今回参加団体の方にも園内の環境整備にご協力をいただいたところでございます。こういった中で参加者の方、また出展者の方、また事業を通じましてさまざまな活用のアイデア等をいただきますので、こちらの方をホームページ上の中で公開をしながら運営側の方にも引き継いで、今後の活用に生かしてまいりたいと思います。以上であります。

○垣内（12番）

はい。ますます期待したいと思います。で、その予算的にはその管理棟に限られるので、そのほかの施設についてはソフト面で使って、今後使っていくよっていう話だと思っておりますが、やはり何て言うんですかね、ソフトだけではなくて、先ほど成瀬議員の方からもありましたけれどもね、そういった温泉施設を使った有効施設はできないかっていうような話だとか、そういうのはあると思うんですけれども、その制限期間というのは解けた暁には着手できるような何かこうプランというのを作っていつてもらいたいなあというふうに思うわけなんですね。その時にやっぱり気になるのが基本計画、荒神山スポーツ公園基本構想と基本計画ていうのがあると思うんですが、これ一昨年の3月にですね（案）という状態であったのを、もう公開できるレベルではないかっていうような話をさせていただいて、5月にですね基本計画という形で公開されました。その中で整備方針ということでいくつか7項目、9項目ですかね、に分類されたような形で方針というものは出されているんですけれども、その中でウォーターパークについても多目的広場としての再生を図る方向で今後の利用方法について検討を行うというようになっているんですが、もう検討の時代、あと過ぎて、この2年でですねもう具体化していくっていうことで、どう言うんでしょう、昔からのよりあい会議っていうかかわら版のころのワークショップを含めてですね、荒神山のその施設の利用とか荒神山の管理の充実って、ああ環境の充実を一緒に考えてきたと思っている身なんですけれども、それにしてみるとその基本計画があってその方向性は示されたのに、実施策っていうのがあまりにも唐突って言うか、あとで意見を募って反映させたような今回の事例っていうのはどち

らかというとな数少ない成功例で、いつもこの大体方向性はこんな感じですよって
いって具体的な政策ないまんまその予算（案）っていうかね、具体（案）っていう
のが作られてしまうという、何て言うんですかね印象を拭えないわけなんですけれ
ども、この後の構想、計画と来て実施計画っていうのはまとめられるんでしょうか。
あるいはないんでしょうか、そのへん、分かりますでしょうか。

○建設水道課長

はい。現在ですね、荒神山公園は平成27年に施設の長寿命化の調査を行いました。
平成29年から33年までの5年間で第1期の長寿命化対策工事を実施し、その後5年
間、第2期の長寿命化対策工事を行う予定でございます。今年度は国の交付金の付
きが大変悪くてですね、当初計画した施設の改修ができず荒神山球場のバックネッ
トやダックアウトの改修のみとなり大変苦慮しております。現在のところその既存
の施設の長寿命化というようなことを重点的に行っておりますので、議員のおっ
しゃるような実施計画の作成の予定は今のところございません。

○垣内（12番）

あの、そこがちょっと理解できないんですよ。実施計画があって、それで方向性
は示されていて、で具体的にじゃあその重要性、優先順位とか予算の配分だとか、
その予算規模についてその利用者を交えた形でどうして意見を吸い出せないのか
なあっていう気がするんですね。今回のその管理棟の再開発っていうか、リノーベ
ションの事業は最初から緩やかな予算案というか青図って言うんですかね、それ
もう固まる前に住民に見てもらって、いやここにボルダリングのウォールのもっと高
いのがほしいよとか、いろんな意見が出されてそれを吸い出す、取り入れる形で進
んできて、それはやっぱりよい見本としてやってかなきゃいけないと思うんですよ
ね。もし、じゃあグラウンドの整備ができそうだっていうことになったらそれは利用
者や何かに声をかけて意見は募ったんでしょうか。

○建設水道課長

先ほども申しましたけれども、長寿命化につきましてはですね、この判断として

特に危険性のあるもの。皆さんが常に使っているながら危険にさらされて、大変困るものから手を付けるということで今回、荒神山球場のバックネットをやる予定になっております。ですから町民の皆さんのご意見をお聞きしてこの長寿命化計画を進めていくっていうんでなくてですね、調査の結果に沿いまして本当に危険性のあるものからやっていくという形になりますので、そういうものがある程度改修できたら、その先はまたいろんな意見を聞きながらですねやっていくことはできると思いますが、まずは危険を回避していきたいということが先決かなと思っております。よろしく願いいたします。

○垣内（12番）

ですから、私が聞きたいのはその危険だと思われる所の優先順位をじゃあ行政が決めればそれでオッケーっていうことになるわけですか。その利用者はもっと別にアプローチの部分で崩れやすい歩道があるとか、階段があるとか、何かもっと気になっていることがもしかしたら、まあ世代によりけりかもしれないですけども、若い世代には全然問題ないような所でも年寄りが歩いたらすごくこう気になる所とか、危ない所、ヒヤリハットするような所があるかもしれない、そういう意見を聞く気はないのかっていうことと、それから例えばその荒神山の基本構想、ああ、基本計画、基本計画ですね、それが出されて辰野町公共施設等総合管理計画も出されて、で、総合管理計画には将来のどう管理していくかっていうところで都市公園の長寿命化についてもその範囲が緊急度がDの高の判定であったというふうになってます。そのどこによって判定されたかちょっと分からないんですけども、国の機関なのか県の機関なのかで都市公園の長寿命化調査の緊急度が高いということになったんです。と書いてあるんですが、その長寿命化の対象になっている施設っていうのは一体何なのか全部なのか、そこに優先順位があるのか、あるいはそのD高の判定になった後、じゃあどうやって住民のニーズ、要望と整合取りながら、あるいは荒神山基本計画と整合取るような形で具体的な実施計画をいつ、誰がどうやって作っていくのかっていうところは決まっているんでしょうか。

○建設水道課長

長寿命化計画につきましてはですね、荒神山の施設についてなんですが、荒神山にある施設全てのものでございます。この調査の中ではですね、荒神山球場という形の中には弓道場、また武道館、ほたるドーム、グラウンド、バックネットもそうですし、フェンス、擁壁、また個々に門とかいろいろありますけれども、そういうような部分とあとほかにはですね、陸上競技場の関係のものの中の施設ですね。それとテニスコートの関係もそうですし、あと荒神山に限らず、丸山球場の関係も同じように調査させていただいた経過がございます。その中で緊急性の高い、先ほど言いましたDの高っていうのがあるんですが、それが特に更新が早急に求められるっていうものがございまして、そういうところで荒神山球場を選定したわけなんですけど、先ほど申しましたように予算付けができませんで、全ての荒神山グラウンドがですね1年でできるわけではなく、また来年度にかけてもですね、そちらのほうかける、工事をしないと終わらないような形になっております。そんな形で選定はさせていただきましたが、あと町民の皆さんのご意見を聞かないということではなくてですね、今日もこの議会で町議さんたちのご意見をお聞きする中でですね、生かしていけるものは生かしていきたいと思っておりますし、計画をする中でですね、いろいろな意見を聞いていくのは全然やぶさかではありませんし、できることはやっていきたいと思っておりますので、そういう点でご意見等を出していただいて、できない時にはできないという形で言わせていただきますが、ぜひとも両輪のようにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○垣内（12番）

ですからお金がない、予算が付けられないから実施計画は作りませんっていうんでなくて、たればで良いので、もしお金があったら、あるいは補助金が付いたらこんなことしたいねっていうそれこそ夢を語る、優先順位はこうだよねっていうのを利用者と行政と本当にとことん話し合っておく必要があると思うんですよね。せっかくディレクションができたんですから、具体的なそのオーダー順で言うんで

すかね、その優先順位っていうのを考えて将来こうなるんだねっていうその未来予測っていうのが町民一人ひとりに持てれば荒神山を利用する人たちも見方が変わってくると思うんですよね。何だか知らないうちにトイレがきれいになった。歩道がきれいになった。チョウチョが増えた。で、そんな感じなんですよ、一般町民からしてみると。そうでなくて、未来図はこうですよっていうようなその看板を立てるのは無理にしても、ちょっと調べればそういう情報を引き出せるような環境っていうのはやっぱり必要じゃないかなって思うんですよね。せつかくここまで計画を練り上げてきたんですから、それから管理計画も具体的にその動き出しているわけなんですから、そん中で切り分けして優先順位をつけていく。確かにさっき課長言われたことってどこかで読んだ気がするんですよ。これを変えなきゃいけない、ドームの人工芝だとか、そういうのはどっかで読んだ気はするんですが、それを情報を引き出す、引き出し方っていうかね、一般町民がすぐ分かるような形で公表されたらそんなに問題にはならないかなと思うので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

それで、もう今後の課題まで言ってしまったので、もう荒神山についてはそれぐらいにして、水処理センターについてなんで、また西原課長の出番になるかもしれないですけど、B-DASHプロジェクトが始動してですね、それでまあ、我々城前南町で、その南側の広場を使わせてもらっているものですから、最低でも月に1回は行ってみんなであそこでお昼を食べたり、軽食っていうんですかね、食べながら草刈りをしたり親睦の場所として使わせてもらっているんですが、何か以前に比べてB-DASHプロジェクトが始まる前に比べて、まあこれ心象ですけど印象なんですけれど、何か臭いが強くなったような気がするんですね。で、そこで質問したいんですけども、そもそもそのB-DASHプロジェクトのあそこの爆気槽っていうんですか、何か処理層の従来型の装置、処理層と、このB-DASHでやってるその革新的何とか構造っていうのの違いっていう所から教えていただけないでしょうか。

○建設水道課長

はい。辰野水処理センターではですね、平成28年から29年度、国土交通省革新的技術実証事業、先ほど言いましたB-DASHプロジェクトが特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術実証研究として辰野水処理センターを実証フィールドとした実証実験を実施しております。この実証技術は反応槽内を12段でございますが、区切りまして各区画槽内に特殊繊維の担体を設置し、多段式の接触酸化方式でございます。反応槽内を多段化することで上流から下流にかけて異なる微生物層が形成されまして汚泥の自己酸化と食物連鎖による汚泥発生量の削減を図ります。多くの小規模処理場が導入している既存のオキシデーションディッチ法と同等の処理性能を有しておりまして、更に既存処理方式と比較して余剰汚泥の大幅な削減により汚泥処理に関わる経費が削減されることで、ライフサイクルコストが削減を図れるようにということでございます。引き続きまして今年度実施する実証研究において、継続的に検証するための年間を通じた各種のデータを取得していきませんが、ご質問の効果、環境下、後処理等、今年のですね本年度の時点まで取得したデータによる検証の開示についてはですね、国交省の取り決めがございまして来年度以降となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○垣内（12番）

あの、B-DASHっていうのはどういうものかっていう説明は分かったんですが、その従来型とどこが違うかっていう所をもう一回確認させてもらいたいんですが、その槽をですね12個に区切ってその繊維質のモジュールを各層に入れてそれで接触を多くして、要は細菌類と小さい生物とそれを食う生物っていうふうに住み分けをさせて接触回数を増やすためにそういったその繊維質のモジュールを12個入れているんだよっていうようなことかと思うんですが、そうすると従来型っていうのはそうやって層で分けずに一般的にその何て言うんですかね、沈殿槽の上にまあ、バクテリアがいるよと。で、あとはかき混ぜてるだけだよと。そんな解釈でいいん

ですか。

○建設水道課長

はい。そのとおりでございます。

○垣内（12番）

それで、先ほどの臭いの話なんですけれども、あの、数々のデータを今年以降5年間ですかね、取って行って検証するということなんで、そこの中には周辺も含めたその臭気のデータっていうのも含まれるんでしょうか。

○建設水道課長

はい。データの的にはですね、当然施設のデータでございますけれども、今、議員さんのおっしゃるように周りの臭気についてもですね、調査するようにここ、今年度になりましてですね対応してございます。

○垣内（12番）

そうするとそのB-DASHの装置周辺と従来型の沈殿槽っていうんですかね、槽の周辺との比較っていうのはできるんですか。

○建設水道課長

臭気についての比較はですね、調査的には今現在やっているのは処理場と隣接する住宅地の境の所になるわけですが、その池自体は当然つながってますので、その風向きによってどちらかの臭いがくるか分かりませんから、まずは処理場とその周辺との境を臭気の調査をさせていただいております。ですから、今言うように既存のものとB-DASHとの差というものについては調査しておりませんので、よろしく願いいたします。

○垣内（12番）

はい。そこは拘る必要はないと思いますので、気になさらないでいただきたいと思います。で、もし可能だったらということでお聞きしたんですけれども、例えばその稼働当初、動き出した時のその臭気のデータっていうのがあれば現状と比較はできるんですが、まあそのへんも含めてですね今後このB-DASHが終わった以降

も定期的にですねモニタリングじゃないですけど、サンプルデータとしてその臭気のデータを取っていく気はあるかどうかというところをお聞き・・・あ、すみません。もう一度確認します。初期の臭気データがあるか、ないかというところと、それから今後もその敷地内と周辺のデータを取るかどうかというところをお聞かせください。

○建設水道課長

はい。臭気についてはですね定期的に調査をしていかなきゃいけないと思います。ただ、処理場の中もですね、周りの木があまりにもでかくなりまして、そして周辺の住民の皆さんから伐採を、ということがあったものですから切ったりもしました。そんなような形で条件的なものも変わってきてますし、そんなことで、当初からのその臭気のデータはございませんので、今回その臭いについて初めて処理場と住宅との境については調査させていただきましたので、今後まあ定期的にですね、そういうような調査もさせていただきたいと思っていますし、ただ、風向き等によってまた、天候等によってその調査をする時がですね、24時間の調査とかそういうことではございませんので、なかなかその思った時に調査できないということもあるかと思えますからデータの、じゃあそのちょうど臭った時と言うか、臭った時に取れない時もあるかもしれませんし、臭わない時ばっかだということもあるかと思えますので、その点だけについてはご理解いただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○垣内（12番）

そのデータの取り方もいろんな方法あると思うので、できればその町内、あるいは県内のそういったその環境データ測定の会社等と相談されて、無人でデータロガーにですね、データを入れておくだけの話だと思うので時間や風向きのデータも取り入れられれば余計具体的なデータになると思うんですけども、それは相談してもらって、なるべくその職員の負担が少ないような形でデータ作成していただけたらと思います。それから最後2分しかないんですけども、この後なんで

すけれども、その実証期間中のそのフィルターの交換とか必要ないかっていうところ、その後、もしその施設をずっと辰野町が使うよっていうことになった時のランニングコストってというのは、先ほど従来施設より安上がりだっっていうような話があったんですが、メンテナンスも含めて安上がりになるんでしょうか。そのへん、お聞きして最後をお願いします。

○建設水道課長

今、ご指摘されたことについてもですね、国交省との中で決めていきますので、具体的にいくらとか、そういう話はまだ控えさせていただきたいと思います。なお、その臭気のデータの取りについてもですね、かなり自動的にその測定するということになりますと機械とかそういうものについてお金がかかります。そんな形で、周辺にも町職員もおりますのでモニタリングじゃないですけれども、そういうような形の調査的なものはできるかと思っておりますけれども、24時間ですとかそういうような形の調査はなかなか難しいかなと思っています。そんな形で今考えておりますので、よろしくをお願いします。

○垣内（12番）

はい。そのへんの認識はちょっと私と違うんですが、人間が測るより機械が測った方が絶対安上がりだと僕は思っております。また個別に話し合いたいと思います。よろしくをお願いします。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位5番、議席3番、熊谷久司議員。

【質問順位5番 議席3番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（3番）

今日は、大きく3つの質問をしてみたいです。最初に下水道事業の経営について質問してみたいです。今年3月に作成された辰野町下水道事業経営戦略において公共下水道の課題は3年後の平成32年から実質収支がマイナスに転じ、10年後には累計3億円を越す資金不足を起こすとなっています。また、平成31年4月には公営企

業会計に移行され、そして平成32年には5つある農業集落排水施設のうちの辰野北部処理区と沢底処理区が公共下水道に統合される計画であります。このように何かと課題が多い中、町内の下水道は供用開始が最も早かった辰野処理区が25年経過しており設備の老朽化が心配される時期になってまいりました。公共下水道の設備は今後、未永く使用していかなければいけないものなので維持管理がどのようにされていくのか気になるところです。経営戦略の資料の中に「年間有収水量」と「流入水量」の関係をグラフにしているものがあります。つまり下水道料金を徴収できた水量が「有収水量」で処理場に流入した水量が「流入水量」であり、この2つの関係を表しているグラフについてですが、平成13年には有収水量と流入水量がほぼ同量であったものが年々徐々に流入水量の方が多くなり、14年後の平成27年にはおよそ12%ほど流入水量が多くなっております。つまりどこかからか不明水が入り込んでいるというわけです。この有収率の悪化は何が原因でしょうか。管渠の老朽化が原因なのでしょうか。また設備の老朽化の目安、つまり設備の更新時期の判断基準はメーカーが示している耐用年数みたいなものなのでしょうか。お尋ねいたします。

○建設水道課長

有収率の悪化は管渠の老朽化を示しているものか、ということですが、有収率の悪化の原因の1つとしまして不明水対策が上げられると思います。不明水は地下水等の浸入水、雨天時の浸入水、無収水がございます。進入水の対策を実施することで浸入水に対する処理コストの削減を図ることができます。不明水対策としては不明水調査・把握、管渠の劣化対策、誤接続の改善が考えられます。不明水調査把握でございますが、不明水量が多い場合でございますが、増えた分だけ汚水処理に要する費用が高騰します。そのため、管渠のテレビカメラ調査や古い管から順位付けして管渠の漏水調査を行うなど、不明水調査・把握を行うことにより不明水削減を図ることができます。町でも毎年点検調査を行っているものでございます。続いて管渠の劣化対策でございますが、管渠に生じた亀裂から湧出水が流入することにより経費がかかるものでございますが、コンクリート管などの継ぎ目や何らか

の原因で生じた亀裂等から流入することでございます。これもやはりカメラ調査、また目視調査等を行って現状把握しておりまして、修繕工事等も行っております。3番目でございますが、誤接続の改善ということなのですが、これは誤って、以前あったんですが雨水排水を接続してしまったっていうようなことがございまして、それで水の量が増えたっていうことがございます。今のところそういう事例と言うかですね、はないわけなのですが、また極端に流れているような所があればですねそんなような調査を行っていきたいと思っておりますが、現在、その雨水とか誤接続の関係のみの具体的な調査は行っておりません。なお、莫大な膨大な下水道ストックに対するですね、不明水対策を行うために点検ですとか、調査、調査結果に基づく修繕等のコストについて今後検討する必要があるがございます。これから策定するストックマネジメント計画などに合わせてですね、古い管から優先的に対策を行うなど効率的に実施するための検討を進めていきたいと思っております。また、老朽化の目安ということで、耐用年数についてなんでございますが下水管路の老朽化、それと道路交通量の増加に伴いまして年々各地でですね、下水管路に起因する道路陥没が増加していると言われております。幸いにも当町では重大な事故につながる道路陥没はないものでして、今後老朽化が原因によって事故が起こるとも限りません。下水道管路の耐用年数でございますが50年ということになっておりまして、集中的に整備された下水道管を耐用年数どおりに改築するっていうことは莫大な事業費がかかります。現実的ではございませんので、今後策定しますストックマネジメント計画においてですね管路施設情報等把握しましてリスク評価や長期的な改築事業のシナリオ、これは目標耐用年数の設定でございますが、標準の耐用年数掛ける1.5倍っていうことで整備をしてく、ということで検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○熊谷（3番）

概略、了解いたしました。不明水の入り込みの原因調査、これなかなかこう埋もれてる、目に見えない所だけに難しいんでしょうがどこからどういうふうに流れて

いるから、どうもこの辺が怪しいとか、いろいろテクニックがあろうかと思えますし、そういうのはぜひ技術的に磨いていただいでですね効率良く修繕できるようなそういった専門家って言いますか、業者に委託するわけなのかそうでもないのか、そのへんがあろうかと思えますけどいずれにしても指示する側も委託を受ける側もそのことにやっぱり精通して深くやっぱり関与して、技術制度を上げてもらうっていうのが大事じゃないかなあというふうに思います。ぜひ鋭い目でもってそういった原因調査をしていただけたらというふうに思います。あと、老朽化の目安って言いますか耐用年数の関係については50年ということですが、場所によっては全然50年もたないっていうような所がどんどん出てこようかと思えますし、逆にしっかりとっちゃうっていう所もあろうかと思えますが、道路の陥没って言うか陥没までいかないんですけども町道でかなり傷んでいる所がもう相当ありますよね。マンホールがポンポンとある、その周りが結構傷んでいるっていうような所が結構見受けられますので、今後やっぱり費用がかかるなあというのを非常に感じますので、ぜひ効率良くうまいことやっていただきたいというふうに思います。次に、具体的にどんなことをするのですか、というような質問をしたいと思えますが、耐震化事業についてどんなことになるのかということですが、兵庫県南部地震や新潟県中越地震においては下水道施設に甚大な被害が発生したことにより、国は平成17年に下水道法施行令改正を行い平成18年には下水道地震対策緊急整備事業を創設し、地震時にも最低限の機能を確保する対策を推進しております。辰野町においては平成22年度に管路施設の耐震化基本計画が策定され、平成24年度には下水道総合地震対策計画が策定されました。平成26年度に耐震化実施設計が業務委託されています。ところで、耐震化事業とは具体的にはどんなことを行うのでしょうか。またその進捗状況はどんな状態なのでしょうか。お尋ねいたします。

○建設水道課長

辰野水処理センターにおきましては、平成24年度行った耐震診断によりまして汚泥処理棟、汚泥濃縮槽、A系列分配層、A-1系列のオキシデーションディッチ及び

最終沈殿池・塩素混和池の土木躯体、汚泥処理棟の建築躯体の耐震性が不足されるという結果が出ております。また、小野水処理センターは平成26年度に行った診断におきまして、マンホールポンプ井、最終沈殿池、塩素混和池・管理機械棟の同じく土木躯体及びオキシデーションディッチの土木継手、管理機械棟の耐震が不足しているということが分かっております。しかし、毎日ですね流れてくる下水処理のための供用している施設でございますので、工事に伴う長期期間の処理停止が現実的にはできない状況でございます。ですから対策としては、どうしても部分的なものに限られてしまうというふうになってまして、辰野水処理センターでは汚泥処理棟の建築躯体への工事を平成29年度、工事としてやっております。また小野水処理センターではオキシデーションディッチの土木継手の交換及び管理機械棟の建築躯体への工事ということで、平成29年から30年度の2ヵ年の工事をそれぞれが日本下水道事業団へ委託して実施する計画でございます。今回対策の取れない施設につきましては、機械設備の更新時期に合わせまして実施を検討していきたいと思っております。管渠につきましては緊急走路やまた避難所へ通じる下水管の診断を実施しまして、その結果、辰野処理区と小野処理区の一部に大地震発生の際にはですね、液状化によるマンホールの浮上、上がってくる恐れがあるということが分かりまして、浮上対策としてハットリング工法という何か帽子のような形のものをマンホールの所へ付けるんですが、対策計画を平成27年度から小野処理区から実施しています。そんなような形で来年度ですね、この工事については終わる予定でございます。また、辰野水処理センターの水処理施設の一部として2ヶ所ある辰野中継ポンプ場と平出中継ポンプ場の耐震診断については、まだ未実施でございますので今後実施時期を検討していきたいと思っております。そんな形でなかなか耐震と言ってもそれこそ建物についてはほとんどが耐震化していかなきゃいけないかなって思っていますし、その中に入っています機械を動かしている場合は、その機械の交換の時に合わせてというようなことになってきますので進捗、途切れていかないかなと思っていますので進捗状況とか、何%という話にはなりません。が随時やっ

ていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○熊谷（3番）

概略、了解いたしました。これから更にやってかなきゃいけないということですね。とりわけ機械の更新時に合わせてやっていくというようなことが、今後続いていくということのようです。続いて、似た形のことではあるんですが長寿命化計画について質問してまいります。管路設計の老朽化に起因した道路陥没が全国的に増加傾向にあり、陥没事故発生後に老朽管路の改築といった事後的な対応では住民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的にも不経済になります。そこで国では下水道、長寿命化支援制度を創設し、計画作成に関わる費用、その計画に基づく改築更新を支援しているとのこと。辰野町では平成24年度に辰野処理区の、そして平成26年度には小野処理区の長寿命化計画が策定されています。そして平成26年から28年まで水処理センターの長寿命化計画が実施されています。そこで伺いますが、長寿命化計画は具体的にはどのようなことを行っているのでしょうか。また今後の計画はあるのでしょうか。

○建設水道課長

平成20年度にですね、下水道長寿命化支援制度が創設されました。辰野水処理センターでは平成26年度から2ヵ年工事によりまして、長寿命化工事その1としまして反応層にあります曝気装置の軸受け交換による機械設備の延命化と、水質管理や各種の下水流量を計測している計装設備の更新を実施しております。また、その2工事としまして平成28年度からの2ヵ年で監視制御設備のシーケンサの改築及びポンプ類の更新を実施しております。小野水処理センターでは平成29年度に水質管理や各種の下水流量を計測している計装設備の更新を実施しております。国では持続可能な下水道事業の実現を目的に膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を持続しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、ストックマネジメントを踏まえた下水道長寿命化計画作成に向けたガイドラインを平成27年度に策定いたしております。町では平成30年度、辰野町下水道ストックマネ

ジメント計画策定に向けまして今年度、調査検討に着手しております。よろしくお願ひします。

○熊谷（3番）

長寿命化という言葉が、ちょっとよく分からない部分があるんですけども、具体的にその、やることっていうことになると、要は耐用年数を延ばすという意味合いで良いわけですかね。

○建設水道課長

はい、そのとおりでございます。

○熊谷（3番）

耐用年数を延ばすっていうことになると、しかもそのライフが来る前に手を入れてこう延ばすっていうことですので、弱そうな所をやっていくってようなイメージになるわけですけども、そのへんのその技術的な具体的な指導ってというのは国なりからあるわけでしょうかね。

○建設水道課長

例えばですね、ポンプが故障したりしますけれども、そのポンプをまるっきし新しくしてしまう、当然しなきゃいけないんですが、壊れたものについてはまた修理をして予備ポンプとしてとっておくとか、そんなような形で回しながらっていうようなことをしております。ですから、壊れたら全て替えるんでなくて壊れたらすぐ次のもの、替えのものを持っていくっていうような形をもっていきながら、予備ポンプ等を置きながらですね、やっていくような形をとっておりますので国からの指導というか、そういうような形で今やっております。

○熊谷（3番）

はい、了解しました。続きまして、これもちょっとよく分からないんで質問するわけですが、公営企業法適用についてということですが、平成31年4月に公営企業法適用とありますが、何がどう変わるのか、いま一つよく分かりません。会計方式が企業方式になること以外の違いがよく分からないわけでありまして。改めて質問し

ます。公営企業法が適用されると何が変わるのでしょうか。

○建設水道課長

下水道事業は集中的に整備された施設、設備の老朽化等に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しい状況にあります。こうした中で公営企業として必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的視点に立ちまして計画的な経営基盤強化と財政マネジメント向上に取り組む必要があると考えています。これらについて、よりの確に取り組むためにストック（資産）情報や損益情報を的確に把握するとともに資産の現状、施設の老朽化等の状況を把握し、適切に管理することが重要であります。国や総務省から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行するように求められています。公営企業会計は辰野病院会計や上水道会計と同様にストック情報や損益情報を的確に把握するために発生主義・複式簿記に基づく予算・決算制度となり貸借対照表（バランスシート）損益計算書・キャッシュフロー計算などの財務諸表を作成することになります。予定では法適用は財務諸表適用のみ一部適用でございまして、組織や職員の身分などの変更はありません。また一般会計等からの繰入に対する考え方にも変更はございません。現在と同様、国で基準内での運用となると考えております。以上ですが、先ほど平成31年4月適用を目指してきましたが、会計システムの事前運用期間が必要なことと、広域連合で新しいシステム更新時期の関係がございまして、1年先送りをさせていただいて平成32年4月移行予定ということで変更させていただくことになりましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

○熊谷（3番）

1年延期ということですが、それについては特に異論はないわけですが、結局そのどうも職員の身分等が変更ないってというような意味合い、それから一般会計からの繰入でやっぱり支えなきゃならないって。いろいろまあ、そんなに大きく変わらないなというイメージですが、一番は固定資産をしっかりと把握して維持管理費との関係をしっかりとつかまえると。しっかりそのところをつかまえながら経営して

いくというような意味合いかと思いますが、理想的にはやはり料金で使用料金をもって全体を運営できるような形が理想なわけですが、そんなことをすると下水道料金が跳ね上がって、とても問題が大きくなってしまいますので、それもできないと思いますが、なかなか苦しい所、まあこれから将来を見渡した時に冒頭にありましたそのあれですね、実質収支がどんどんマイナスになっていくってことを予測されているわけですから、今後その運営に対して経営に対しては、かなりみんなが心配しながらやってかなきゃいけないものだなあということを改めて感じ、それをしっかり管理していただくことを期待して次の質問に入らせていただきます。

次は先ほど垣内議員も質問されたウォーターパークのリノベーション事業についてでございますが、私の方は管理棟以外の部分の方向付けについて主に質問してまいりたいと思います。長年の懸案事項であったウォーターパークの後利用について着手できたことは、町行政の大きな成果だと感じています。地方創生拠点整備交付金の採択を受け、ウォーターパーク・リノベーション事業がスタートしたことは景観を気にしていた多くの町民に希望を与えるものと感じております。ただ、町民が本当に活用する施設になるか、費用対効果が優れた施設になるか、それはこれからだとも言えます。また、管理棟以外のウォータースライダーの鉄骨やプール後の撤去のめどはまだついておりません。これらの撤去には国からの補助金返還の罰則があるということですが、その金額はどのくらいになるのでしょうか。またそれはいつまで続くのでしょうか。お尋ねいたします。

○建設水道課長

都市計画の補助金でプールの施設を建設しましたので、補助金を利用する期間としての制約がございます。それで平成29年度として算出した場合でございますが残存価格として1億7,400万円。補助金の返還額としましては8,700万円の費用が必要となっております。それと平成29年度で補助金の残存期間でございますが、プールで4年から6年、あと、機械設備の建屋がございますが、そちらの方が22年というような形で長期になっております。そんな形でございますので、よろしくお願

します。

○熊谷（3番）

返還の額としては今年現在で8,700万円という、まあ、これはちょっと相当なものだなあと改めて感じますが、プールは4年から6年ということで、まあ間もなくということなんですが、機械建屋、それはどこになりますかね。

○建設水道課長

今回、リノベーションでやる施設でなくてですね、そのほかに機械器具入っている建屋等ありますので、そういうものが22年あるということだけですので、プール全体から見ますと本当にわずかなものと思います。西側の何て言うの？オブジェって言うか何ですかね、あそこにあります。

○熊谷（3番）

あがった所の・・・

○建設水道課長

ええ、そうです。

○熊谷（3番）

そこが22年ということですが、そこは目立たない所でもあると思うので、逆に言えば放っておくっていうのもいいんじゃないかと思うんですが、プールについてはちょっとまあ後5年辛抱するのか、どうなのかっていうのはこれからの判断になるかと思いますがけれども、いずれにしても、次の質問でその部分の今後の方向付けのことについて質問してまいります。今週の土日には荒神山アクティビティー体験イベントが開催されます。管理棟改修後の活用促進を図り、当面残るプール部分の活用アイデアも募っています。プールを荒れ果てたままに放置して管理棟のみ再利用しても荒廢地が目に入り込んで気分的に沈んでしまう。そこで現状のプールをそのまま何とか活用できないかと考えたと思いますが、将来的には撤去し自由な発想で後利用計画を立てるべきだと考えます。そのへんのことはどのように考えておられるのでしょうか、質問いたします。

○建設水道課長

補助金の返還があるうちはですね、現在の施設を生かした方法で利用できるものは検討していきたいと思っていますし、返還がなくなったらですね、当然多目的広場、公園施設として再生を図る方向で検討していきたいと思っています。

○熊谷（3番）

そうですね。そうしますと4、5年は今のままで何とか使えるアイデアがないかというようなことですかね。それはそれでよろしいかと思うんですが、やっぱりそのあとの本格的な再利用と言いますか撤去を見据えた計画っていうのも、その場になってから考えるんでなくてやっぱり、いつ頃これはこうなりますっていうような情報を広報してですね、で、みんなに考えてもらおうと。どうやって今後やっていこうかと考えてもらおう。だから二本立てのプランでよろしいかと思うんですよね。5年間はこんなかっこうで利用しましょう、その後は、私はサッカー場にすればいいなあなんて、この辺に芝のサッカー場ないと思うんですよね。で松本なんか行くともういっぱいあちこちに芝の張ったサッカー場があって、こんな小さい子どももユニフォームを着てすばらしい芝生の上でやっていますから、やっぱりそれ、じゃあもう環境が違うなあというのを改めて感じますから、そんな、まあそれは私の個人的な意見ですけども、そういった意見がみんないっぱいあって、そういった意見の良いものを集約して、で費用対効果があるものを、しかも維持管理がちゃんとできるものを、その後の維持管理ができるものをちゃんとすれば、やる方法はあると思うんですよね。ぜひそういった整備を進めていただきたいというふうに思います。もう1つの私の提案と言うか、アイデア提供なんですけれども6月に提言しました「自転車の町、辰野」の第2弾でありますけれども、ウッドチップ遊歩道をマウンテンバイクコースにやらないかというような、まあウッドチップを歩いている方に対しては非常に失礼なことを提案するわけですけども、まあそこは、それぞれいろんな意見があるというふうに考えていただければいいかと思うんですが。ウォータリノベーションに絡めてのアイデアですが、今あるウッドチップ遊歩道をマウ

ンテンバイクコースにするというものはいかがでしょうか。ウッドチップ遊歩道の利用度が低く感じられるのと、親子で楽しめるマウンテンバイクコースに最適と思うからです。パークホテル近くの機関車の所からウォータースライダーの所まで一気に駆け下りるとかなり壮快なコースになりそうです。いかがでしょうか。

○産業振興課長

当時整備にあたった所管の課としまして、まず事業の概要につきまして、かいつまんでご説明を申し上げたいと思います。このウッドチップ遊歩道ですけれども、平成24年度に長野県の「信州森の小径整備事業」によりまして森林歩道などの整備を目的として整備したものです。整備延長は 978 メートル、幅員は 1.5 から 4.2 メートルまでありまして厚さ10センチのウッドチップが敷かれております。当時の具体的な事業目的はですね、「公園内の森林歩道を整備し、森林に親しみ森林の大切さを知ってもらうこと」でありまして、森林浴をしながら森林を学ぶとともに訪れる方の健康の増進を目的として整備したものでございます。以上です。

○熊谷（3番）

あれですかね、そうしますと、これも補助金返還みたいな話が発生するのでしょうか。

○産業振興課長

こちらは県が信州森の小径整備事業補助金交付要綱に基づきまして、2分の1の補助を得て行う事業でして、要綱によりまして事業の完了の翌年から起算して5年間辰野町の場合は29年度までになるかと思いますが、整備保存するものというふうに書かれております。以上です。

○熊谷（3番）

そうしますと今年で切れるということですので、十分可能性があるというふうに理解いたしました。マウンテンバイクの件ですけれども、みはらしファームでもどうもやるようですし、あそこはいろいろどうもキックバイクも重なったりしてますけれども、例えばマウンテンバイクのことなんかは、やはり辰野でもやり、みはら

しファームでも荒神山でもやり、みはらしファームでもやりっていうことになると思います。例えばスキーが好きな人はいろんなゲレンデへ出かけるのと全く同じで、やはりあちこち、それでこの辺では富士見パノラマにすばらしいコースが日本一のダウンヒルコースがあるわけですが、それはまあかなり商業主義になってまして非常に効果なりフト代を、ゴンドラ代を払って降りてくるわけですね。で、周りにいる人たちはみんなもう本当の専門家のようなマニア、すばらしい何十万もする自転車でもう上から、頭からつま先までばっちりプロ級の格好をした人たちがガンガン降りてくるっていうすごい所なものですから、それとは違って親子でちょっと時間ができたから、おい行こうよといった楽しみ方、これがこれからの楽しみ方じゃないかなと。でその中からそのよりマニアになっていく人はそういったマニアの所にこう行くというそんなことがあるかと思っています。

続いて、小中学校トイレの洋式化について質問してまいります。「小学校で和式トイレを嫌がり、困っている子どもがいる」との声を耳にしました。町内の各家庭に下水道が来た時、和式トイレから洋式トイレに変更した家が多いと思われまます。ですから今の子どもたちは、和式トイレの経験がほとんどないのではないのでしょうか。そこで学校でも洋式トイレを使いたいと感じている子が多いと思います。質問ですが、町内の小中学校、それぞれのトイレの洋式化率はどうなっているのでしょうか。また今後の洋式化率の町の方針はどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○こども課長

熊谷議員の質問にお答えします。現在、辰野町内の5つの小学校に設置されているトイレの便器の総数は221台です。その内、洋式便器に改修済みは75台で、洋式便器の普及率は34%、3分の1となっております。次に中学校でございますが、中学校のトイレは、平成25年度の学校施設環境改善交付金事業の大規模改造トイレ工事において100%洋式化になっています。全てが洋式化となっています。未だに多くの小学校、3分の2でございますけれども和式のトイレが存在していて文化的生

活から少し遅れた状況を苦慮している状況でございます。2つ目の質問ですが、今後の町の方針、どうなっているか、というお問い合わせでございますけれども、学校施設の整備については、毎年各校の要望を聞きながら予算付けをいただいて、優先順位の高い物から順番に実施をしております。町内小学校の各棟の耐震工事は、時間こそかかりましたが、ようやくここで完了いたしました。この間、止まっていた各学校の大規模改修工事がこれから集中するものと思われまます。トイレもその対象となっております、既に各学校からの要望が出されております。それぞれの学校のトイレの改修工事には多額の予算が必要となり、各校数千万円の単位の工事費が予想され、町単独での事業では実施することは不可能と考えております。町教育委員会では、平成28年度から「学校施設環境改善交付金事業」この事業に要望に手を上げ、国庫県費補助事業の採択を計画をしております。簡単に採択になるとは思われませんが、毎年要望を上げ続けながら粘り強く交渉を重ねて、文化的生活の一部となる小学校のトイレの改修に努力を続ける予定でございます。以上です。

○熊谷（3番）

辰中は100%ってということで、いち早く全洋式化になったということのようです。小学校が34%ということではちょっと低いわけですが、小学校別の数字は分かりませんか。

○こども課長

小学校順に申し上げます。西小学校の洋式トイレは70台の中の33台で47%の普及となっております。東小学校は65台中22台で34%でございます。南小学校は26台中3台の洋式トイレで12%でございます。川島小学校は15台中3台20%の普及率でございます。最後に両小野小学校は45台中14台、31%の普及率。全部合計して平均しますと34%の普及率となっております。以上です。

○熊谷（3番）

どうも南小がちょっと数字が低いようですね、12%ということで、26ある内の3個ってことで一番低いわけでありまます。まあ、昨年南小しっかりと大規模改修

をしていただきまして外壁及び屋根をしっかりとやっていただきまして、ありがたく感謝しているわけですが、ちょっと続けてっていうのが言いづらいところではあります。しかし遅れてる事実だけは皆で共有していただいて、何とか1年でも早くその量を50%くらいまでは早くやっていただけたら、というようなお願いを申し上げて、私の質問を終了いたします。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は3時20分、3時20分といたします。時間までにご入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 7分

再開時間 15時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席2番、向山光議員。

【質問順位6番 議席2番 向山 光 議員】

○向山（2番）

現代の社会を語る時、「少子高齢」という言葉は不可欠なものになっています。それは、ずいぶん前から指摘されていたことではありますが、いよいよその時代の流れの中に入り込み、行政の舵取りは大変難しくなってきました。人口が減り、経済が縮小し、財政収入が減る。一方で、医療・介護などの福祉の需要が増大し、インフラも老朽化するなど、財政支出は拡大を続けています。それは、我が国全体の状況ではありますが、辰野町において、より鮮明に現れています。2万4,000人を超えていた人口は、いよいよ2万人を切り高齢化率は35.7%と長野県平均を5ポイント上回り郡下1位となっています。その中で、町の活力を引き出し安心・安全なまちづくりをしていかなければならない、という思いは町長も議員も共通したものと思います。二元代表制の中で町長と議会はそれぞれの役割分担の上で、住民福祉の向上のために努力しているところでもあります。そんな中で、一方の住民代表である町長が交代することになりました。4年前、無投票当選によって始まった加島町政

が1期4年で終わろうとしています。まずはこの間、町政を全力で担ってこられたことに対して敬意を表したいと思います。その上で、今、加島町政の成果と今後引き継ぐべき課題について、整理しておくことが重要であると考えます。私は6月議会における、堀内議員の質問に対する町長の答弁の中で、2つのキーワードがあると思います。つまり「いったんは立ち止まって状況を見極める」ということと、「声高らかに夢を語ることが、これからのリーダーの資質である」ということです。議会初日の、町長の招集挨拶の中でも触れられていることでもありますし、先ほどの堀内議員の質問、あるいは明日の宇治議員の質問にもありますが、いったん立ち止まって状況を見極めた、その時見えたものは何であったのか。そして、そこから何を行い、また、課題として残っているものは何であると考えなのか、それぞれ端的にお答えいただきたいと思います。

○町 長

はい、向山議員さんにお答えをしたいと思います。4年間の区切りということで4年前を遡っていろいろ考えていました。当時どういった状況かって言いますと、何となく行き詰まり感っていうんですかね、そういったものが私の中では感じていました。そういったものをどんなふうにか解消していくかっていうことがございました。いくつか端的ということでもありますので、申し上げたいと思いますけれども、まずそれぞれ第五次総合計画を作るといような話でいろいろ考えてたんですけども、中へ入ってみますと、それぞれの部署って言うんですかね、荒神山なら荒神山の計画があるとか、いろいろの所でもって計画がいくつもございました。それぞれ単独にこの動いていくっていうんですかね、そういったとも否めない状況でございましてこういったものは将来に向かって公共施設等総合管理計画の中でそれを統合していかうとこんなふうに思ったところでありますけれども、そういったことでもってそれが目についたこと。また、財政的なことで申し上げますと普通の事業はまあまああれだったんですけども、土地開発公社の関係の事業がちょうど債務超過というような形の中で簿価より大きな乖離があった。これはまあ土地が値下がりしたりいろいろ

ろしてますので、そういったものをどこかで解消しないとそういうもの必ず出てくるわけでありましてけれども、そういったことで10億程度あったものですね、何とか理解を得て縮小したい、こんなことでまず先に土地開の理事会やまた議会にお諮らからいして、そういったものの解消に努めさせていただく、こんなことでもってやらせていただいて今、5億だとかそういった程度にまで下がってきておりますので、ほぼこのままいくと解消できる、ああ、あの債務超過はもう既に解消してしますので、解散に向けてできる、こんなふうに思っています。また先ほど言いました計画のあれですけども、五次総合計画の中で地域計画、こういったものを立ててそれぞれ総合計画に入れたいってというようなことでおりましたので、「よりあい会議」というそういった会議を職員の中から提案もありましたので、そういった「よりあい会議」という名前で地域計画を作って地域の皆さんとともに総合計画の後期基本計画の中に入れていくって、こんなことがございました。また、明るい職場づくりが町の明るさにつながるというようなことで、そういったものが見えてまいりまして、またもったいないっていうんですかね、再利用、公共施設やなんかの再利用、こういったことにも何とか手を着けなきゃいけないってというような形の中で、縮小できるものは縮小し再利用できるものはうまく使ってそれを進めてく、こんなことがありました。実際にやってみますと西小の体育館なんかは、小体育館なんかはもう直すより新築した方がかえって安いくらい、そんな状況でございましたが実際にはお金かかりましたけれども、新規に造らせていただく、そういったのを物を見ながら判断をさせていただいた。こんなことが目に見えてきたのかなと、そしてまたそういったものを解消だとか、少しは進めてまいったこんなふうに思います。また、実施した中にはですね、新たなことをもうあまりって言うんですか、やるんでなくて、やりかけたことだとか課題であったこと、例えば道路にしても新屋敷線の解消だとか、中道線のとか、そういったものを中道線もここで完了しますし、そういったものを片付けていきたい、こんな思いで進めさせていただいた、ん、ことであります。そんなことで課題としてまあ残ったっていうことは人口減少のこういった時代に

あつてですね、それに見合った行政にしていかなきゃいけない、こんなことでありますのでそういったものが求められるって言うんですか、次から次へとって言うんですか、いろいろのご要望はたくさんあるんですけども、そういったものを適えるにもどっかを削ってそっちへ回すとかって、そういうことをしていかないとこれから必ず行き詰ってしまうかな、こんなことがありましたのでそういったものが課題として残ってくる、こんなふうに思います。また、道路の関係は153号線ですとか県道だとか、そういったものでほとんど進まなかったものがありますので、こういったものがこれから引き続きそういうのの解消に向けてやっていかなきゃいけないかな、こんなふうに思っています。全体をつかめませんがそういったことで進めてくれた、こんなふうに思います。これも地域の皆さんや住民の皆さん、それから議会の皆さん、職員の皆さん方の手助けがあったからこそできた、こんなふうに思っています。以上です。

○向山（2番）

先ほどの垣内議員の中でスピード感を持ってかなり進めたんじゃないかという評価ありましたが、私もそんな思いを持っているところであります。それで、もう一つのキーワードですね「声高らかに夢を語る」という表現が私には気になっています。文脈からすれば、「いったん立ち止まって、見極めて、課題はある程度解決した。したがって、さあ、これからは新しいリーダーの下、将来のビジョンを語り、そこに向かって進んでいこうではないか」というメッセージに聞こえます。しかし、行政には継続性が求められます。そして、辰野町の進むべき方向は第五次総合計画後期基本計画に盛り込まれています。仮に「夢を語るリーダー」が現れたとして、その夢が基本計画から外れていけば、その夢を実現させていくためには、その基本計画を変えていかなければなりません。そもそも、さまざまな各界・各層の皆さんの意見を聞き、先ほど指摘ありましたように「よりあい会議」を重ね、パブリックコメントも募集して作られてきた基本計画ですから、そこから大きく外れる夢が出てくることはあまりないとは思っています。「声高らかに夢を語る」この言葉に込めた、

町長の思いは何なのか、お聞きいたします。

○町 長

はい、「声高らかに夢を語る」というような言葉を出しました。これは、いろいろ思いがどの程度自分の中にあるかっていう話でありますけれども、私はどちらかというと実務派って言うんですかね、そつなくやるようなきつとタイプだと思います。そういった中でですね、講演会だとかいろいろの研修だとかそういった所に行っ行ってこう伸びたり、元気になった、そういった所のお話を聞きますと、やっぱりリーダーたるものは夢を語っていくのが良いだろうと。実務的なことだとか、そういったことは職員に任せるなり、副町長に先頭に立ってやってもらってやるのがっていうふうに私はいろいろの中で考えてですね、これはやっぱり自分の中ではそういったことが足りない、まあ4年間、そういったある程度下ごしらえはしてきたんで次はもう少し、もっと先の話までしていただければ良いかな、こんな思いで言ったことであります。ちょっと先ほどですね、議員さんたちのなんかでも将来どうなるんだ、何を望んでって言うんですかね、目標にして進むんだっていうお話がございましたけれども、今までもずっとそういったお話等、耳にしてまいりました。そういったことを考えると、やっぱりもう少し先のことを考えるのがあるべき姿かな、こんなふうに思いました。私とすればですね、ある程度仕組みだとか、財政的なものだとか、そういったものを知っているがゆえに補助金も半分になり、3分の1になり期間も延びてく、こういうふうな状況を考えますとなかなかそれを自信を持って言えない、そういうことがありますので、性格上どうしても目先のことを考えてしまう、それが私の果たされた任務かな、こんなふうに考えました。ですから私と少し違った夢を高らかに語れる方が良いんじゃないかと、こんな思いで申し上げたところであります。以上です。

○向山（2番）

政治において夢を語ることはもちろん大事なことだと思います。しかし、私は、「夢を語る」中で、何よりも留意すべきは、財政的な問題であると思います。この

「声高らかに夢を語る」という言葉から誤解が生まれはしないかと懸念を持つ者であります。行政において何をやるにも、財政の裏付けが欠かせません。ましてやただ今も町長の発言の中にもありましたけれども、行政経験豊かな加島町長が「夢を語ろう」と言った時、誤ったメッセージとしてですね、「なるほど、もうこれは加島さんがやったことで財政は心配ないんだ」「財政上やっていけるんだ」というようなメッセージとして、住民の皆さんに伝わるのではないか、受け止められるのではないか、という懸念を持っているわけであります。ましてや、「いったん立ち止まって」町の行く末について見極めた上での発言というふうに捉えた場合、現状の財政状況を踏まえた上で、「夢を語る」ことについて、改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい、向山議員さんおっしゃられるようなですね厳しい財政状況の中、これから人口減少で収入だとかそういったものが減った中で、人口規模に合わせた行政運営をしていくっていう中では大変厳しいものがあるかと、こんなふうに思います。しかしながら、そういったことを前提にですね、夢だとかそういったものに突き進んでいかないと途中で「できない、できない」ではやっぱし皆さん方物足りなさを感じて停滞感が生まれ、どうしてもこれから前へ進むのが難しくなるとこういうふうな思いがあったためであります。立ち止まって考えた時にどうか、っていう話でありますけれども、それが自分に果たせなかったこともあってですね、ぜひそういったリーダーになっていただければありがたい、こんなふうに思います。まあ、財政状況等についてはですね、これからも続くんですけども、現在の総合計画が28年度から32年ということですので、もう来年、再来年あたりから第六次の準備も進めていかなきゃいけないってこんな時期でありますので、そういった中で新しいって言うんですか、もう少し先の実現できる方法を考えていく、そんな時代であろう、こんなふうに思います。特に今、IT化が進むとかいろいろの面で新しい考えが出てきております。そういった所に対応し得る資質を持った方がそういっ

た方が必要になってくるのではないかと、こんなふうに私なりに思ったところであり
ます。よろしく申し上げます。

○向山（２番）

仮に誤ったメッセージが伝わっているとすれば、それをチェック、正すのも議員
の役目かなと思っております。ありがとうございました。次の質問に移ります。

加島町政の総括、次の町政に引き続いていただきたい課題として湖周行政事務組
合の一般廃棄物最終処分場問題と職員の処遇に関することの２点に絞って質問して
まいります。まず、湖周行政事務組合の一般廃棄物最終処分場問題についてです。

４年前町長に就任する際に、隣の市からこんな問題が降りかかってくるとはよもや
思いもよらなかったことと思います。それは、私たち住民とて同じです。この問題
がなければ、どれだけ心安らかに過ごすことができたことだろうか。この１年間、
地域の課題に取り組むことができたはずなのに、と思っています。まさに新しいも
のを何も生み出さない、非生産的な運動が続いているわけであります。しかし、私
たちの将来の孫子の代にまで関わる重大な課題ですから、避けて通るわけにはいき
ません。組合から町へ板沢地区への最終処分場建設の方針が伝えられたのが昨年９
月ですから、とうとう丸１年が経ってしまいました。私にとって、昨年１２月定例
会以降１月の臨時会を含めると、これで議場における５回目の発言・討論となりま
す。６月議会以降大きな動きとして、組合副組合長である金子諏訪市長と建設阻止
期成同盟会役員との懇談が行われましたが、この間の経過について簡単にお聞きし
たいと思います。

○住民税務課長

その後の経過について回答したいと思います。６月議会で回答しておりますので、
以降の経過について説明させていただきます。５月２９日、湖周行政事務組合、組合
議会全員協議会で板沢最終処分場問題について経過説明があり、期成同盟会で用地
選定を担った諏訪市長と直接話し合う機会を求めていることについて、今井竜五組
合長は「そういうことも含めていろいろ検討している」と述べました。６月２日、

辰野町に湖周行政事務組合の小口組合長、諏訪市平林副市長、下諏訪山田副町長ら、組織市町村の3市町の8名が来庁し懇談。辰野町は武居副町長以下で対応。期成同盟会及び金子市長との懇談等についての話題でございました。7月の3日、最終処分場建設に伴う板沢地区最終処分場建設組織期成同盟会と諏訪市湖周行政事務組合との役員懇談会が諏訪市金子市長出席の下、行われ、金子市長から最終処分場の候補地を決めた経過についての説明があり、期成同盟会からの反対意見が相次ぎました。それに対し金子市長からは「皆さんのお気持ちは受け取った。持ち帰って考えたい。辰野側の合意なく建設の執行はできないと思う」と述べた。8月の2日、建設阻止期成同盟会ホームページ開設。本日までの経過は以上でございます。

○向山（2番）

金子市長のですね発言は組合の副組合長であり、組合の中で用地選定を任された諏訪市の最高責任者としての発言であります。今、課長からもありました「住民の理解が得られなければ進められないと思う」という市長の発言について、町としてどのように捉えているのかお聞きします。

○町長

はい。その席に私も同席させていただきました。沢底の区長さんがそういった発言の最後にですね、更に駄目押しで今の発言ですか、を誘いました。そんなことで「辰野の住民の皆さん方の理解がなければ事業進めないって、進められない」そういうふうにお答えをいただきました。私はまさにそのとおりに理解をしましてですね、よくぞ言っていたとこんなふうに解釈をしたところであります。以上です。

○向山（2番）

隣り合った行政の問題であることから、これが、この問題を難しくしている要因の一つと考えます。組合がこの計画を進めていくに際して、行政の手続きの上では一般廃棄物最終処分場の建設については、法律上、県の許可がいない、ということでありまして、組合や諏訪市が、下流域の辰野町の住民の民意をどれだけ尊重するのか、ということはこの問題の今後の展開にとって極めて重要なポイントであり

ます。6月の定例会で、町長は私たち住民の訴えに「全く同感、応援していく」と答弁しています。住民の皆さんにしてみれば「私たちの訴え、思いが、町長には届いていても組合側、その責任ある立場の方たちにきちんと届いているのか」というもどかしさ、苛立ちがありました。期成同盟会の林会長は「悲しい」と表現しています。今回、副組合長であり諏訪市の最高責任者である金子市長に直接伝えたわけですから、もうこれ以上、辰野町側の住民を煩わしたりすることなく、早急に板沢地区への建設計画の撤回をしていただきたい、という思いでいっぱいであります。私たちは、下流域住民の意思を全く無視した組合側の対応によって、1年間振り回されてきました。繰り返しますが、全く非生産的な運動を続けているわけでありませぬ。あえて言うならば、住民の地域を思う気持ち、団結が確認できたことが、唯一生産的な成果であったかもしれません。私たちとしても、諏訪地域との友好的な関係を維持したいという思いは強いわけで、諏訪地域とは通勤・通学、親戚など、多くの人に関係しています。この問題が長引くことは両者の関係にとっても、また諏訪市のイメージにとっても決して良いこととは思えません。「諏訪市の品格が問われている」とまで指摘された住民もいます。議会としては、既に組合側へ意見書を出しています。これは重いことでもあります。議会でのこれまでの答弁は、町長個人の思いということではないと理解していますが、町、すなわち行政として、「住民の合意なくして建設することは認められない」というスタンスを維持していくことについて、改めて見解をお聞きいたします。

○町 長

はい。その考えを維持していくということですね、町のホームページにもそういった旨の記載をさせていただいて、町の考え方として載させていただいております。以上です。

○向山（2番）

私は、諏訪市の友人何人かにこの問題について話をしました。ほとんどの友人が、この間の経過、事情を知っておりませぬ。報道によれば、諏訪市の9月定例会の一

般質問に金子市長は「心配ごとを伺ったり、説明したりのやりとりの中で、一つひとつ理解をいただきながら一緒に進めていきたい」と答えているようであります。市長が来てさえも、私たちの思いはまだ伝わっていないということなのではないでしょうか。虚しい思いになります。私たちの意志は明確です。「もういい加減にしてくれ」、「同じことを何回言わせるんだ」、「さっさと白紙撤回の結論を出してくれ」というのが私たちの思いです。説明すべきは、私たちに対してではないと思います。諏訪市の皆さんに対してではないでしょうか。「下流域の住民の声を全く聞かずに尾根を越えたところに候補地を決定し、一方的に安全だと押し付け推し進めようとしている諏訪市の理不尽な姿勢について、そして、そのことで辰野町住民から反対されていることについて諏訪市として諏訪市の皆さんへ説明を尽くし、それでも諏訪市の皆さんは、自らの市の品格が問われているということも含めて、理解を示すのか」と私は問いたいと思います。このままいたずらに結論が先延ばしされるようであれば、私としても諏訪市の皆さんに広く直接、訴えていくということをせざるを得ないのかとも思っています。町長には「応援していく」という答弁のとおり、これまでは基本的に住民の運動をサポートするという立場であったと理解しています。しかし、これからは辰野町に関わる環境を守る、命に関わる辰野町の水を守るという立場で、辰野町の行政の責任者として組合側へ対応していくべきではないか。具体的には、板沢地区への建設はしないという結論を早急に出すべきだ、ということで組合へ働き掛けていくべきではないかと考えますが、町長の考えをお聞きします。

○町 長

そういうふうにしていきたい、そんなふうには思っています。

○向山（２番）

大変、心強い答弁をいただきました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。この問題が、このようにこじれて来ている原因は何かと考えた時、住民と行政の間の距離、溝があるということではないかと思えます。行政が開かれていない、情報が抑えられている、きつく言えば隠そうとしている。それは、今回の問

題に限らず、国にも、県にもあることです。それを象徴するのが、町に方針を伝えながら、1か月もの間、「町民には黙っていてほしい」という組合側、諏訪市側の姿勢です。そのことを強く指摘しておきたいと思いますが、同時に、それは辰野町側の行政や議会にも問われていることではないか。まさに他山の石として、教訓としていかなければならない、ということを経験してこの問題に関する今回の質問を終わります。

最後に、職員の処遇に関することについて質問します。町長は、長い行政経験の中で、総務課長として人事管理の実務も担ったこともあり、そして今、町長として任期を終えようとしています。そこで、現時点での職員の処遇について現状をどう捉えておられたのか。課題があったとすれば何が改善でき、何が課題として残っているのかを整理しておくことは極めて重要なことと考えます。そこでまず、現状はどうなのか、いくつかの事項に絞ってお聞きします。はじめに、職員の採用の状況について質問します。昨年3月定例会でも質問していますが、この10年間くらいの間の職員の採用状況について、できれば出身地別、町内、町外の別ですね、の応募数と採用数。そして、その近年採用された若手職員のその後の動向、具体的には、長期療養に入ったり中途退職したりした職員の数について年度別でなくて結構です。10年間くらいの総数で、一般行政職だけで結構ですのでお答えください。

○総務課長

それでは私の方からこの10年間の職員採用状況等について、ご説明をさせていただきます。一般行政職だけでよいということでございますので、お話をさせていただきますが、この10年間で募集をかけて応募者がですね134人、それからその内、採用者は41人。更に町内の出身者の方が21人ございました。またここ5年間でありますけれども応募者におけます町内の応募者はですね29人ございました。また、長期療養に入っている職員でございますけれども、現在3名の職員が入っています。それからこの10年間におきます新規採用職員の中途退職者でございますけれども7人います。以上でございます。

○向山（２番）

細かい数字はあえてお聞きしませんでしたし、これから少し分析も必要かと思いますが、私も職員として38年間在職しました。その間の経験からすると、最近特に町外出身の採用が多いということ。また、町外出身者に限ったことではありませんが、ストレスが原因と思われる長期療養に入った職員が目立つようになってきた、というまあ印象を持っています。一般論として町内に限らず、広く人材を町外にも求めるということは大事なことだと思います。そして今、多くの若い職員は厳しい採用試験を経て採用され、努力して町のために活躍してくれています。町でも私の要望に応え、若手職員への「ふるさと教育」のようなものも実施していただいています。しかし一方で、同じように優秀な町内出身の若者が、辰野町役場という職場を選ぼうとしていない、というのも事実ではないか。町外からの採用者が目立つのはその現れではないかと危惧しています。ストレートに言えば、辰野町役場という職場が町内の若者が就職先として選ぶのに魅力ある職場なのかどうか、ということがあります。町内からの応募者が少ないのではないかと私は思うのですが、町長はどのように捉えているかお聞きします。

○町 長

町議、おっしゃられるようにですね、町の出身と言うんですか、の採用、応募が少なくなっています。これは今言われたように町に魅力がないっていうふうに思う人が多くなったのか、他所の方が良い条件がたくさんあるのかって、こんなふうにかう迷うわけでありましてけれども、やっぱり人口が、この増えてるだとか元気の良い所は応募者数も多いようでありますので、やっぱりそういったものを反映しているっていうことも中にはあろうかと、こんなふうに思います。そんなこともあってですね、ぜひ町の出身の皆さんが町の職員として働いていただける、こういうふうな情報を提供してですね、家族の方たちにも知っていただく成人式だとか、そういった時にも私は積極的に卒業式、成人式そういった所でもってそういうことを申し上げているんですけども、更に個々の皆さんに働きかけて辰野へ帰って来てい

ただ、そういったことを進めていければ、こんなふうに思っています。また、インターンシップ、こういった制度もございますのでそういった面で辰野の人がそういった制度を利用して辰野へ来る、また役場の中でも、もしできればそういった研修制度を利用して内容を知っていただく。こんなことをするのが良いのではないかと、こんなふうに思います。どちらにしても多くの人を受けていただいてその中から、必ずまあ選抜っていうのはやらなきゃいけないわけでありますので、そういった職員の皆さん方になってほしい、こんなふうに思いは強いわけでありますので、ぜひ広く住民の皆さん方にご理解いただきたい、こんなふうに思います。以上です。

○向山（2番）

町長が自ら広告塔と言っては失礼ですけれども、そういうことで意識的にそういうことを発言されているんだらうなっていうことは、この間、感じていました。ぜひ、町の職員についてもですね、町に誇りを持ってそういう情報発信の主体になれるように努力いただければというふうに思います。ただ、私の質問の趣旨は若干違いましてね、辰野町の魅力じゃなくて、辰野町役場の職場の魅力っていうことでもあります。それはこれから引き続き質問してまいりますので、その中でお答えいただければと思いますが、近隣の市町村と比較した時、辰野町の職員が置かれている厳しい状況が魅力的な職場ではない、と映るのではないかと思います。特に2つ、1つは、共働き夫婦の職員に対する処遇の問題です。そしてもう1つ、何よりも給料の低さであると考えます。共働きについては辰野町は直営の病院もあり、また保育所も多いことなどから職員同士の出会いのきっかけも多く、他の市町村に比べて職員同士の結婚も多いのではないかと思います。婚姻の自由は憲法第24条で保障されています。また、職業選択の自由も憲法第22条で保障されています。たまたま職場で知り合い、そして結婚したことを理由に差別待遇があってはならないことでもあります。しかし、辰野町においては夫婦どちらかが管理職に登用される時期が近づいてくると、一方の配偶者が自主退職の名の下に職場を去るということが長い間ありました。他の市町村ではとっくになくなっている制度であります。「肩たたきはな

い。あうんの呼吸だ」とか「配偶者を退職させるのも、管理職としての能力の内だ」とまで言った理事者が過去にはいました。その結果、職員が事実上、本人の意に添わない形で静かに退職し、生き甲斐、働き甲斐、生活の基盤を失うことになりました。行政にとっても、優秀な人材を失うことが続きました。このことが、職員の間には重くのしかかっていたのではないかと考えています。これを、実は加島町長はなくしたわけであります。過去退職していった職員とのバランス等もあって、手を付けることは実は大変なことであったかと思えます。しかし、これを実現した。このことは、私は大きく評価すべきことと考えています。さて、もう1つの課題は給料の低さです。そこで、給料の比較としてよく用いられるのがラスパイレス指数ですが、改めてラスパイレス指数とはどういうものなのか、端的に、そして辰野町職員のラスパイレス指数の状況について、郡内や同規模町村と比較してどうなっているのか、お聞きします。

○総務課長

それではラスパイレス指数についてお答えをしていきたいと思えます。ラスパイレス指数とは国家公務員の給料を100とした場合、地方公共団体の給与水準がそれと比較してどのくらいあるかを示した指数でございます。職員構成を学歴別ですとか、あるいは経験年数別に区分しまして地方公共団体の職員構成がまず、同一と仮定した場合にですね算出することとなっております。辰野町の平成28年度のラスパイレス指数でございますけれども94.5でございます。郡内では一番低く、また同規模町村の平均97.1と比べても低い状況となっております。

○向山（2番）

近隣や同規模町村と比較して辰野町の職員がかなり低いということが数値の上で明らかになったと思えます。労働条件を、まあラスパイレス指数至上主義ではありませんけれども、労働条件を考え他と比較した時、給料が低いということは働く者にとって非常に大きなマイナスポイントであります。働き甲斐とか、モチベーションというのは精神論だけでは語れません。この現状について、町長の認識をお聞きし

ます。

○町 長

はい、確かにおっしゃられるとおりだとこんなふうに思います。かつて、私のいた頃は80ちょこちょこでございましたので、まあいくらかは良くなってきているんだとは思いますが、いろいろ考えるともう少し標準ぐらいはと、こんなふうに考えています。

○向山（2番）

なぜ辰野町の職員の給料は低いのか、そのことについて原因等、どう認識されているのかお聞きしたいと思います。

○総務課長

辰野町の給料が低い原因でございますけれども、過去にですね、辰野町の財政が厳しいといった時がございました。今でも厳しいわけでございますけれども、その時はですね、交付税改革ですとかあるいは補助金等がですね減ってきた、平成の15年前後だと思いますけれども、そういったところでもってですね人件費を大幅に抑制しなければならぬといったことから、これから申し上げの事を抑制したわけでございます。昇格時にですね、本来であれば給料表の格付けが1つ上がるところでございますけれども、これをですね3年間据え置いた時期がございます。昇給を3年間据え置くことで他市町村の給与水準よりも低い水準になったものというふうに分析をしております。また、育児休業っていう制度ございまして育児休業を取得し復職した場合、国ではですね育児休業期間も勤務していた期間とみなしまして復職時に100%昇給に換算するわけでございますけれども、辰野町は現時点でも2分の1の換算をしているため、それも1つ給料を抑制している原因かなというふうに考えております。こういったことについてはですね今後、職員の士気にも直結する問題でありますから、改善を考えていきたいというふうに考えております。

○向山（2番）

今、お話のあったところはですね、町の職員については給与条例でいろいろ定め

られているわけですが、この条例の改正を待たずにできることではないかっていうふうに思います。まあそういったことも含めてですね、この改善をしていく必要があるとお考えなのか、あるとすれば具体的にどのように実施していきたいのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長

先ほど申し上げましたが、給与水準について引き上げていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。現在の給料表が6級でございます。近隣全てではありませんけれども7級の市町村が存在しておりますので、この7級について今検討しております。また併せてですね、昇給を3年間据え置かれた時期を経験した職員が数多くいます。こういった職員についてもですね、どういふふうに今後7級をもし導入したとすればですね、格付けすればいいかということについても今検討に入っているところでございます。現在、町ではですね、人事評価の結果を勤勉手当に反映しております。今後この人事評価につきましては給料ですか、あるいは昇給にも反映させることを現在検討に入っております。職員の処遇を改善することがよい仕事につながり、ひいては辰野町が魅力あふれる町になっていく一歩と考えております。職員一人ひとりが仕事にやりがいを感じ、辰野町を誇りを思うことで若者が町に魅力を感じ、働き続ける環境を作ることができるのではないかとこのように考えております。

○向山（2番）

私の経験を少し申し上げますと、私より10数年、歳上の皆さんの退職時の給料と私が退職した時の給料っていうのは5万円ほど私たちの方が低い。それは今も在職している職員の皆さんにも同様と思います。それが年金や退職金、全てに影響してくるわけでありまして。ラスパイレス指数が低いということと、そういった状況っていうのが連動しているわけでありまして。今の課長の答弁の中で給料表を7級に拡大をするということを検討しているということでありまして、これは条例改正しなきゃいけないことだと思っておりますが、それから人事評価について昇給にもっていうこ

とですが、基本的には、まあ人事評価を昇給に反映する、しないは職員労働組合での協議の問題だと思っていますが、ただ基本的にもうラスパイレス指数が低くて職員の給料は非常に郡下ですとずっと低いまま、一番低いまんまにあるってところの状況認識からスタートしていただきたいというふうに思います。労働条件のことについてしつこく質問をしてまいりました。もとより私は労働条件は、労使間で協議し決めるべきものと思っています。議会は、労使間のことについてはあまり口を出さない方がよいのではないかとも思っています。ただし、今課長からも答弁ありましたが職員がモチベーションを高く持って、やりがいを感じ、安心して働いていくそのことは行政にとっても好ましいことですから、そのための最低限の条件が整っているかどうかをチェックし、そういう環境を整えていくことは議員として果たすべき役割の一つでもあると思っています。地方公務員法で、職員の給与については国等に準拠すべき、基準が明確に定められています。実は、官民較差のうち、地域手当として国家公務員には支給されながら地方公務員の多くには支給されていないものもあり、こういったものがどんどん増えています。国家公務員との較差はラスパイレス指数以上に広がっている、そしてその中で辰野町は低くなっているという実態を踏まえることが必要だと思います。職員の処遇については国の働き方改革の動向や残業規制の問題など、機会を改めて更に質していきたいと思えます。

私の質問は以上ですが、私が昭和52年に辰野町役場に就職して以来、加島さんには、職場の先輩として公私ともに大変お世話になりました。職員としての最後の1年半は町長と課長という立場で精一杯の仕事をさせていただき、そしてそれに続く2年半は、私にとって思いもかけず、議員としてまさに二元代表制の一方の一員となり、立場は違いますが住民福祉の向上のために働くことができました。折りにつけ、私には思いもつかない視点からの指摘もあり、その洞察力の深さには感服したものであります。また、面倒見の良さをはじめとする人柄の良さも多くの方が認めるところであります。残りわずかな期間となりましたが、町政の最高責任者として

ご尽力いただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 4 番、山寺はる美議員。

【質問順位 7 番 議席 4 番 山寺 はる美 議員】

○山寺（4 番）

通告に従いまして、今回 3 点について質問をさせていただきます。初めに ICT 教育について、ICT 教育とはタブレットやパソコンなどを使ってする授業のことです。教育現場は今、大きな変革期を迎えていると言われていています。「学びの改革」「アクティブラーニング」「主体的対話的の深い学び」という言葉を目にした、耳にしたことが多くなりました。課題発見、解決に向けた主体的、協働的な学び、子どもたちに知識、技能を身に着けさせると同時に思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等を総合的に育む必要があるとされています。すなわち子どもたちが何を知っているかに加えて、知っていることを使ってどのように社会や世界と関わり、よりよい人生を築いていくかどうかということのようです。教育の目的の 1 つが子どもたちがこれから社会で生きていくために必要な姿勢や知識、技能の基礎を身に着けることにある以上、社会で当たり前のもので生活や職場に入り込んでいる ICT 機器や環境を無視することはできないというのが現実です。次期学習指導要領の全面実施は 2020 年と言われていています。が、その頃にはタブレット端末をより活用した授業スタイルがより一般的になることは間違いないと予想されています。そこで辰野町の小学校、中学校でも既に ICT の教育はされていると思いますが、ICT 教育の現状をお答えください。

○教育長

はい、山寺議員の質問にお答えをしたいと思います。まず最初に新しい学習指導要領の理念について語っていただきました。ありがとうございます。教育における ICT、情報通信技術の活用というのは、まさにこれからの子どもたちに求められ

ているものでございます。子どもたちの学習への興味、あるいは関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学び、いわゆる今言われましたようにアクティブ・ラーニングですけれど、これを実現する上で大変効果的でございます。有効に活用することができれば子どもの学力の向上にもつながるものと、ふうにかう考えてるところでございます。またICTを活用することによって一人ひとりの子どもたちの能力や特性に応じた「個別学習」だとか、それから子ども同士の教え合い、学び合い、いわゆる「協働学習」ですね、これも効果的に行うことができるようになります。それからもう1つ特別支援が必要な子どもたちにとっても、その障がいの状況に応じた活用方法がきっとあるんだろうなあと考えております。さあ、そこで町においての積極的に導入に向けて準備をしているところでございます。町の状況につきましては詳細、こども課長の方より報告させていただきます。

○こども課長

山寺議員にお答えします。辰野町内の小中学校では、ICT教育の環境整備としてタブレットの配布を中心にインターネット環境の整備を実施しております。小学校へのタブレットの配布でございますが総数で82台、小学校別では、西小学校に18台、東小学校へは12台、南小学校へも12台、川島小学校へは7台、両小野小学校へは33台を配布し、平均1校に16台を配布しました。これは各クラスにおけるグループ学習、グループごとに1台の配布を計画したのもでございます。中学校へですが、中学校へのタブレット配数は総数で99台でございます。これは、2クラスが同時間割でも同じ時間割の中においても、一人が1台の使用を可能とする台数を用意いたしました。配布のタブレットでございますけれども、授業以外でもクラブ活動や生徒会の活動などで利用の展開へも期待をしているところでございます。以上です。

○山寺（4番）

はい、分かりました。それで今なぜICT教育が必要なのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長

はい、お答えしたいと思います。子どもたちの確かな学力育成するためには、やっぱりこの分かりやすい授業を実現することが大事だ、というふうに考えております。その指導方法の一つとして、教員がICTを効果的に活用した授業を展開することが重要になってくるんだろうとっております。それからもう1つは急速にこう進展しているICT社会が一方でございます。社会の情報化がものすごく早い勢いでこう進展していきますので、これらの社会を生きていく子どもたちにとっては嫌であってもね、その膨大な情報の中で生きていかなければならないわけです。その中には良い情報もあれば、悪い情報も当然ありますので、それ正しくそれを何て言うんですかね、こう区別していくって言いますかね、判断できる、それも大事になってまいります。ですから子どもたちが情報だとか情報手段を主体的にこう選択をし、正しく活用していくための基礎的な資質、いわゆるこれは情報活用能力って言うていいんでしょうか。これを身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることが重要になってくるんだろうとっているわけでございます。ただ、ともすると今こう周りの風潮見ているとね、ICTが全て万能だというようなふうみも見られがちですけど、私はそうではないんだろうと思うんですね。ICT、タブレットにしましてもこの情報機器、必ずこの前の議会でも答弁させていただきましたけど陰と光があるということで、メリットも大きいわけですけどデメリットもあります。ここの部分というのはそれぞれ指導する立場の先生方がしっかり認識をしていかないと逆効果になるんだろうなあ、そんなふうに思っているところでございます。

○山寺（4番）

はい、教育長のおっしゃるとおりだと思います。専門家はこう述べています。

「近い将来、更に技術が進み人工知能やロボットに現在人間がいる仕事の半分が置き換わるだろう」と予測されています。今朝のニュースでもアメリカのグーグルが人工知能を使ったスピーカーを日本で発売すると取り上げていました。ICT教育

を通してICTを使いこなし、情報や技術を使いこなす人材を育成するためにも義務教育の早い段階からICTを取り入れることで情報活用能力を育成することが望めるからです。そこでこれからの町のICT教育の展望についてお聞かせください。

○こども課長

山寺議員の質問にお答えします。まず、小学校、町内の小学校でございますけれどもコンピュータなど基本的な操作を身に着けることや、各教科の授業において情報手段を適切に活用すること。それから情報モラルを身に着けることを目標としています。次に中学校でございますけれども小学校の学習を通じて習得したことを基盤として、コンピュータなどを主体的に活用できるようにプログラミングの学習活動を充実すること、これらを考えています。ICT教育推進の中心となるのが先生方でございます。教員全体の指導力の向上を図ることを意図し、教員のICT活用、指導力向上の研修や講習は欠かすことができません。各学校内の情報処理のリーダーの先生を中心に、全ての先生を養成するための研修システムを同時進行で進めることが必要と考えております。ICT教育のメリットばかり説明してきましたけれども、デメリットにも注意が必要と思われれます。使用する生徒にとってデメリットは、映し出される映像はバーチャルでありタブレット内で行われている、例えば理科の実験等では匂いも肌触りもない現実ではない点で、問題であると思われれます。あるいは先生方にとってのデメリットは、授業の内容が全てタブレットの中で完結をしてしまい、生徒が先生や黒板を見ることのない授業を可能とってしまう。こういった点があると思われれます。どちらも使う側の使用能力の向上が不可欠と考えております。以上です。

○山寺（４番）

はい、先生方の指導も大切かと思います。デメリットもしっかり意識しながら進めていただきたいと思います。現在、教育現場ではタブレットやコンピュータなどの導入が進められていますが、しかしまだICTが十分に活用されていないのが現状です。児童生徒は生まれた時からタブレット、スマートフォンがあり、

十分慣れ親しんでいるのに対し、中には先生がついていけないことが理由として挙げられ、ICTが導入されても教育の内容自体は従来と変わらないという現実があるようです。そこで、ICTに精通した方を民間から活用する考えは町としてありませんでしょうか。

○こども課長

議員の質問にお答えします。ICT活用教育支援アドバイザーの存在が、各学校の教員全体の負担を和らげることは間違いありません。学校におけるICT導入、システムの構築にあたっての校内研修等に関する助言やICTを活用した授業作りの入門編・応用編への助言、またタブレット端末を電子黒板にするアプリを使用した授業支援に関する助言などアドバイザーの存在は、大きな手助けとなることは十分考えられます。適任者であれば、民間からの活用でも全くない問題であると考えております。以上です。

○山寺（4番）

早い段階での民間活用を取り入れられてICT教育を軌道に乗せていただきたいと思っております。教育長は先の議会で新教育長に就任された折、私の任期の3年は新しい学習指導要領の完全実施されることと重なる。将来を担う子どもたちのために新学習指導要領のスタートに向けてしっかり準備をしたいという挨拶をされました。まさに将来を担う子どもたちのためにタブレット使用、一人1台の教育を目指し、町の財政の大変な中でもしっかり予算付けをしていただき、ICT教育に力を入れていただくことを切にお願いして、次の質問にまいります。

次は辰野病院の外来患者減少について質問いたします。午前中、根橋議員から辰野病院の問題は質問されました。問題は質問されました。監査委員からも「抜本的な改革も視野に入れて検討する必要がある」という意見が出されています。今回、私は外来患者減少の1点に絞って質問をしたいと思っております。新病院の開院から4年半が経ち、病院の経営内容は年々悪化して28年度は外来患者は前年度より4,523人減少するという事態になってしまいました。今、辰野病院は患者が困った時に診て

もらえない病院として町民は諦めの状態です。この患者減少の事態を病院はどう捉えていますでしょうか。

○辰野病院事務長

はい、山寺議員にお答えいたします。病院にとって患者数の減少は経営に直撃することであり、原因を追究しているところです。最も大きな原因としましては医師がおらず希望する診療科を受診できないこと。また、近隣に新しい病院もできたこともあり患者の流出につながったと思います。特に整形外科は不定期的な診療体制だったこともあり、内科と整形両方受診できる所を選択されたのではないかと推測しています。また、議員申されましたとおり、夜間、休日の対応にも全て対応することができず、患者離れが生じたとも思っております。いずれにしましてもこのままの状態では厳しいと認識しております。院内におきましても患者獲得に向けて対策を立てているところです。以上です。

○山寺（４番）

さきの女団連の町政懇談会でも「外来患者減少の対応策」の質問が出されました。その折、「院内でもこの状況を危惧しており職員から提言を挙げてもらい、その中でできることから取り組もうと現在準備をしている」という答弁でした。職員からどんな提言が挙げられ、どんな準備を今されているか、その中で医局の先生からとの話し合い、提言はありましたでしょうか。

○辰野病院事務長

はい、全職員参加型の経営機能検討委員会を開催いたしました。その中におきましては他の病院でも行っておりますが、また全戸配布しました「病院だより」にもありますけれど、糖尿病対策としての看護師の出前講座やあと、院内相談充実、また待ち時間対策として朝の採血を早めに行い、検査結果を9時までに出すこと等出されました。また、診療時間の拡大や訪問診療も行うよう意見が出されました。既に実施済みのものもありますが、今後もさまざまな策を考えていきたいと思っております。また、医局の方との話し合いにおきましては医師も参加した中での話ですので、認

識はされていると思いますが、具体的にはやはり訪問診療、診療時間の拡大に関しましてはやはり医師の方でしっかり話し合っていたらかなければ我々の中ではもうなかなかこれ以上言えることができない部分もあります。そのへんについては医局会の中においても私の方から再度また話をするように、また現実的には何回かお話をさせていただいております。今後の、できれば早いうちに何かどうかの対策が立てればと思っております。現状につきましては以上です。

○山寺（４番）

はい、監査委員の三澤さんからも日本航空の再建の話が出ました。どんな小さなことでも、しっかり確実に実行していただきたいと思います。３番目の質問ですが、今まで私を含めて議員の何人かが患者さんからの声を挙げ、提言や助言をしてきました。しかし、全て「医師不足」「専門医がないから」「医師の高齢化」を理由に何一つ取り上げていただけませんでした。この状況の中で今まで提言した「午後診療」「人間ドック」「職場健診」を積極的に考えられないでしょうか。

○辰野病院事務長

はい、経営機能検討委員会におきましても午後診療、訪問診療の話が出ております。先ほども申し上げましたけれど、いずれにしましても医師の協力がなくて全てできないことばかりでありますので、医局会でしっかり検討していただく方向でおります。また、人間ドック、職場健診についてですが、人間ドックのやっぱり件数は確かに曜日の関係、診療の合間にやっているということで、なかなか受け入れができませんでした。その中におきまして職員の方は病院の方で健診しておりましたが職員自ら人間ドックをこの病院で受けようという動きがありまして、今年度から一部実施しております。できればこれをもっと拡大していければというふうに今、考えております。また、職場健診につきましては今病院職員はじめ、ほかの各企業、いろんな健保組合の生活習慣病予防健診等、受けております。さまざまな形で健診も現在受けておりますが、なかなか枠がうまくいかないというところもあり、現状を維持するのが精一杯のところなんです。しかし、同じようなことばかり言っていて

も困りますので、できれば伊那中央病院でやってるようなワンコイン健診ではないですけど、ミニ健診のようなもの。午後の時間にちょっと血液検査をしたいなっていうようなことができるような、その実施をしたいということでこれについては今現在前向きに取り組んでおります。経費節減の方につきましては、先ほど根橋議員の時にも申し上げましたが、水道料、電気料、それを「見える化」するようしております。しかし、何よりも重要なのはやはり今は収入を上げることに重点を置いていきたいと思っております。外来に患者数を獲得することも非常に重要ではありますが、やはり経営とか収入に直結するものは入院の方、もうちょっと充実することも大事と考えております。やはり糖尿病の教育入院をしようとか、地域包括ケア病床をもうちょっと活用しようとか、院内において現在検討をしております。なかなか実現に目に見える形で現せないのが大変残念ではありますが、鋭意努力しておりますので、ご了承いただければと思っております。今後も住民の方の声を真摯に受け止めて、職員一同頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山寺（４番）

はい。しっかりとやっていっていただきたいと思っております。かつて、矢ヶ崎町長の時だったと思っております。「どんな患者も受け入れるように」という町長命令の出た時代がありました。その時、私も乳飲み子の孫がいましたので、本当に安心して受けることができて、辰野病院てありがたいなあっていう思いがその頃はありました。町長、あと任期あますところ任期２ヶ月になった、なりました。「辰野病院に診療を希望する全ての患者を受け入れる」という町長命令を出して、次の町長に申し送りしていただけないでしょうか。

○町 長

はい。せんだって院長、副院長さんと話をした時にですね、そんな話もちよっとしたんですけども、小児科、前は救急で行ってもって言うか、行っても小児科が診てくれた。小児科診てくれた。そういったことで今は何でできないか、そういう話した時にですね、もちろん専門だとかそういったことありますけれども、バック

に人がいてくれないと的確なことができない。もし、って言うそういう話をされておりました。ですから小児科のお医者さんがいれば、何時、いつでも飛んで来てくれるとか、相談に乗ってくれるって言うことがあれば、ほかのお医者さんでもそれを診て、診断できるけれども、そういった面で難しいよ。こんな話もされておりました。確かに民間のって言うんですか、診療所の先生方はいろいろな判断をできるし、そういう訓練もしてきていると思いますけれども、大きな病院だとか、そういった所から来た先生だとか、そういった方たちは専門という分野の中でやっておりましたので、自分の所は責任を持ってやっていただくんですけれども、なかなかそうでない人たちには難しい、こういうふうな判断をいたしました。ですから、「何でも診ろ」って言う話、昼間大勢の人たちがいる時には、ある程度できるかもしれないけれども、いつでも何時でもそういうことをやれっていうことになると、やっぱり先生たちはそういったことは無理、あんまりそういったことでもって強要すると、「まあ、そこには居れない」とこういうふうな話になってしまうのではないかと、こんなことも考えられますので、まあ、そういう話があったっていうことはお伝えしますけれども、まあ、難しいところではないかと私なりに判断しました。答弁なってませんかね、よろしくお願いします。

○山寺（４番）

お医者さんはそういうふうにすると思います。お医者さんはそういうふうには、今町長がおっしゃったようなことを言うと思います。しかし、町長命令、町の病院でするので、町長が決断をして「何かあった時は俺が全て責任を取るから、診てやってくれ」って言うぐらいの意気込みで病院の先生方にしっかり活を入れていただきたいって最後に思いました。これはあと２ヶ月あります。２ヶ月のうちに町長、よろしくお願ひいたします。

次の質問にまいります。次はボランティアポイントについてです。ボランティアポイントについて、これは介護ボランティアをしている方から「辰野町でもボランティアポイントを検討してもらえないか」という旨を要望されました。ボランティ

アポイントは社協で今まで2度ほど検討されたようですが、具体的にならなかったのはなぜでしょうか。

○保健福祉課長

ボランティアポイントに関するご質問であります。平成29年8月現在、辰野町ボランティアセンターには108の団体、5,133名のボランティアの登録があります。一口にボランティア活動と言いましてもその種類や内容は多岐にわたり、社会福祉や自然環境を守る活動、それから防災、被災者支援に関係した活動、まちづくりのための活動等、たくさんあるわけですし、辰野町でも多くのボランティアがさまざまな分野で活動をしているということです。先日ですが、介護予防総合事業において地域の担い手となっていただく生活支援サポーターというものがありますけれども、この生活支援サポーターを養成する講座の中でボランティアに関するボランティア活動に関する講義を設けましたが、その講義の中で先生が使われてた資料をお許しを得てここで引用させていただきますけれども、「ボランティア活動って言いますのは周りの人から強制されるのではなく、自分がやりたいと思った時こそ積極的に活動することが重要である」それから「誰もが幸せに暮らしていけるように皆で協力し、支え合い、学び合う活動である」「お金を求める活動ではなく、お金では得られない出会いや感動、喜びを得る活動である」「今、社会で何が求められているのかを考え、よりより社会を自分たちの手で作るためにアイデアを生かして創造的な活動をすることができる」というようなことを講義の中で資料を使ってお話をされておりました。今やこのボランティア活動は世のため、人のための奉仕活動という概念から、住みやすい地域づくりへの時代へと移り変わってきていることが伺えるところであります。例えば、ポイント制度を導入することでボランティア活動への動機付けややりがいの高揚に効果をもたらし、ポイントをつけることを楽しみながら積極的にボランティア活動に携わり、貯めたポイントの還元によって達成感を味わい、更にそこからボランティア活動を進めるといったようなサイクルが生まれ、多くの住民の間にこの繰り返しがもたらされるとしたら、辰野町

の目指すまちづくり全体に結びついてくるものと期待できるところであります。議員おっしゃるように、これまでに辰野町におけるボランティアポイント制度の導入につきましては社会福祉協議会において研究会を設け、数回にわたって検討してきた結果、課題の洗い出しまでは行ってきておりますけれども、具体的な制度設計にはいたっていないということであります。どのような問題があったかというところでありますけれども、介護制度等そういう制度に特化した制度ということもありますが、町にはほかにも健康づくりの行事に参加した場合にはポイントを付けてほしいですとか、いろいろ総合的な要望もあるわけでありまして、どのような活動をポイント制度の対象とするか、それからポイントの還元をどのように行うのか、それから還元を有償とした場合には財源をどのように確保していくか、こんなような問題が上がってきているところであります。そのへんの解決が進まないというところで、この研究会が少し足踏み状態になっているところがございます。以上です。

○山寺（４番）

はい、分かりました。他の市町村でもこのボランティアポイントを取り入れてる所がありますので、その前例も参考にして辰野町独自のポイントサービスを検討していただきたいと思います。以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦労さまでした。

９．延会の時期

９月12日 午後 ４時 42分 延会

平成29年第7回辰野町議会定例会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成29年9月12日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	教育長	宮澤和徳
代表監査委員	三澤基孝	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	山田勝己	地方創生担当課長	加藤恒男
住民税務課長	伊藤公一	保健福祉課長	小澤靖一
産業振興課長	一ノ瀬敏樹	建設水道課長	西原功
会計管理者	小野耕一	こども課長	武井庄治
生涯学習課長	原照代	辰野病院事務長	今福孝枝
社会福祉協議会事務局長	赤羽昇		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽裕治
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番 篠平良平

議席 第6番 中谷道文

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第7回定例会第9日目の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。11日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席13番、堀内武男議員。

【質問順位8番 議席13番 堀内 武男 議員】

○堀内(13番)

おはようございます。今回は、先に通告いたしました道徳教育推進について1件に絞って質問をさせていただきます。道徳の教科化については、平成26年3月定例議会に一般質問で質問いたしました。その後、岩田議員、並びに宇治議員が質問を行っておりますが、その狙い等の概要について把握はされてきておりますが、その実施が平成30年4月、来年の4月から正式に教科として授業が始まります。あますところ7ヶ月になりますので、再度趣旨の確認、並びに準備態勢状況とともに切り替えにあたっての課題と対応について質問を行っていきたいと思います。まずはじめに道徳教育の教科化の狙いと、従来教育との相違点は何か質問いたします。道徳の教育は従来、総合教育の一環として実施されてきましたが、教科でないため特定の教科書がない教科がない状態であり、他教科に比べて行事の準備を行う時間に使っていたり、軽視されがちであったり、読み物を読んで感想を述べるだけに終わっていた。またいじめなどの現実の問題に対処できていない等々の大きな多くの

課題が指摘されております。今回、教育再生実行会議の第一次提言や中央教育審議会答申等を受けて「特別の教科 道徳科」として運用されるということでございます。ここで宮澤教育長に質問いたします。今回、道徳が教科として選定されていますが、道徳教育の教科化の狙いはいか。従来の「心のノート」であったり、「私たちの道徳」等の道徳教育との相違点はいかについてお尋ねいたします。

○教育長

はい。多くの傍聴ありがとうございます。堀内議員の質問にお答えをしたいと思います。まず、教科化の狙いということでございますけれど、現行の学習指導要領では、「道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うもの」とされておりました。まあ、おります。改訂されます新しい学習指導要領では、この道徳の時間という部分が「特別の教科である道徳」とされただけでございます。週1時間の道徳、それから各教科や学級会、児童会、生徒会、それから学校行事などの学校教育活動全てにおいて、道徳性を養わなければならないということについては変わりはありません。ですから教科に格上げされた以外、基本的には大きな差異はないとふうに考えるところでございます。ではなぜ教科化にこう格上げされたのかということですが、簡単に言うならば「教科書を使って道徳を充実させなさい」ということになるかと思えます。議員が今指摘していただきました「資料を読むだけ」あるいは「資料を読んで、感想を書くだけ」だとか、他の活動に流用するというような他の教科に比べてちょっと軽んじられてきたということ、そういう指摘に対して私胸を張って反論できない、そんな部分もございまして。それから学校によってあるいは先生によってその多少差があると、こんなことも否定できないんだろうなと思えます。そんな点などから教科化にこう格上げされたというふうに理解をしております。次に従来の「心のノート」あるいは「私たちの道徳」というこの副教材があるわけですが、これとの相違点はいかということですが、この「心のノート」の導入というのは1997年、平成9年ですが、あの神戸の連続児童殺傷事件だとか、その後、栃木県の女性教師刺殺事件、更には光市ですかね、母

子殺害事件など、こう少年犯罪が相次いで起こりました。そして国会でもこの少年犯罪と道徳に関わる議論が再三行われたわけでございます。「心のノート」はそんな中で文科省が2002年、平成14年の4月に全国の小・中学校に対して無償で配布をした副教材でございます。その後26年度、「心のノート」は全面改訂をされて、今日の「私たちの道徳」とふうになっているところでございます。先ほど言いましたけど今回の道徳の目標が大きく変更されていないということ、ですので教科化、それから教科書の導入とってみましても、文科省が作っていたこの副教材「私たちの道徳」が、これ発展をして各教科書会社が教科書を編纂したと、そんなふうにも考えても良いのではないかなと思っているところでございます。以上です。

○堀内（13番）

ただ今、相違点も含めての狙いは話されました。大きく変わることはないということですが、教科書が選定されて実施されるという形の状況だと思います。それで続きましてですね、そうするともう一回見直すということになりますが、道徳の教育、道徳科の目標って何だろう、その教育内容について質問いたします。学校における道徳教育は自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすると思うんですが、まあ教育活動の一環として社会の変化に対応してですね、その形成者として生きていくことができる人間を形成する上で、重要な役割を担っていると思います。そんな形でですね、ただ非常に内容的には非常に難しい言い回しになっておりますが、ここで質問いたします。道徳教育及び教科化の目標、すなわち目指すところは何なのか。その教育内容の概要についてお尋ねいたします。

○教育長

お答えしたいと思います。道徳科の目標、すなわち目指すところは何かということでございますけど、この学習指導要領では学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育と。それを更にこう補充したり、深めたりする時間として、週1時間の「特別な教科 道徳」、いわゆる「道徳科」というふうに分けてこう表現をしているわけ

でございます。学校での全体、全ての領域で指導するのが道德教育、それから週1時間の道德の時間が道德科とこのように分けているわけはありますが、道德教育の目標としますと非常に表現難しいんですけど、「自己の生き方を考え主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともに、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うこと」とこうなっております。そしてまた週1時間の「特別な教科 道德の目標」これもまた難しい表現になっているわけですね。今議員ご指摘いただきました。「よりよく生きるための道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と、こうなっております。なかなか理解が難しい表現になっております。そこで私はこの道德科の目標を自分なりに4つにこう整理をして考えてみました。1つとして、この「道德的価値」というのは人間として生きていく上では非常に大事なことであるということ。しかし感じ方、それから考え方は一つではなく、多様であるということ。道德的価値が大切だとか理解はできていても頭では分かっているけど、なかなか実現できない人間の弱さも一方ではあるんだと。2つ目、道德はこれまでの自分の経験や、その時の考え方、あるいは感じ方と照らし合わせて、更に自分の考えを深めていくことが求められるんだと。3つ目、物事は一面的に捉えるのではなく、さまざまな視点からの理解を図る必要があるということ。それから最後4つ目でございますけど、善を行うこと。ま、善行ですけど、これを喜び、そして悪を憎む心を育て道德的価値の実現を図ったり、道德的な行為を行うための強い意志を持てるようにすると。こんなふうにごく考えてみました。それから道德教育の教育内容の概要ということですけど、この狙いを分かりやすく示し、指導の効果を上げたり、更には家庭だとか、地域の方々とも共有しやすいようにと、道德教育の内容を4つの視点から示してございます。4つとして1つ目として「主として自分自身に関する事」これは自主、自律、自由と責任、節度、希望と勇氣、強い意志、真理の探究、創造などを扱うようになります。2つ目として「主として人

との関わりに関すること」これは思いやり、あるいは感謝、友情、信頼、相互理解、寛容などを扱う。3つ目として「主として集団や社会との関わりに関すること」これは遵法精神、法を守るということですね。それから公德心、勤労、よりよい学校生活、集団生活の充実、更には郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度、我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度、国際理解や国際貢献などを扱うとなります。最後に4番目ですけれど、「主として生命や自然、崇高なものへの関わりに関すること」となっています。ここでは生命の尊さ、自然愛護及び感動、あるいは畏敬の念、とか、よりよく生きる喜びなどを扱っていきます。なお、この視点、この4つの視点ですけれど従来のものと言いますかね、現行の学習指導要領と順番が入れ替わっただけで、やはり基本的な部分はなんら変わっておりません。以上ですが。

○堀内（13番）

ただ今、目指すところその概要についてお聞きいたしました。教育課程編成の一般方針の総則によりますとですね、学校における道德教育は特別の教科で道德を介して、要して学校の教育活動の全体を通じて行うものであるという形の状況です。道德科はもとより、各科、外国語等も含め総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの特質に応じて児童の発達の段階を考慮して適切な指導を行わなければならないと、そういう形で明記されていると思います。そんな内容を踏まえてですね、次の質問に移りますが、教科書の選定基準と手順及び決定の主管について質問をいたします。先般、道德に関する教科書の選定にあたって8社の教科書が公開、閲覧、開示されました。私も確認させていただきましたが各社の思惑の中で工夫されており、その中から選定するには非常に多くの時間を有しますし、また以降、その教材を使って授業をしますから、その選定の責任は非常に大きいものがある。非常に難しいなっという感じで捉えました。ここで質問いたします。教科書の選定基準及びその手順はどのように行われるのか、行われたのか、また最終的な主管はどこでやって、その審査により今回、多分決定したと思いますので、どこに決定したのか。それとですね、前任者の教育長だったんですが価値観や思想感の統一化、画一化につ

ながるのではないかという異議を持っているというと答弁をされておりました。そんな形ですね、そのへんの異議は今回解消されたのかどうかお聞きいたします。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。まず町民会館に提示いたしました道徳の教科書、閲覧いただいてあって大変ありがとうございます。今回、多くの町民が、じかに手を取り各教科書を見ていただいた。大変ありがたかったなあと思っているところでございます。今回の道徳の教科書を含めて小中学校で使用する教科書全ては法律で決められております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これに細かく規定されております。この法律の第12条、12条に「都道府県の教育委員会は当該都道府県の区域について、市町村の区域、またはこれらの区域と合わせた地域に教科用図書採択地区を設定しなければならない」こんな規定がございます。この既定により上伊那が1つの採択地区とこうされております。で、教科用と教科書の選定の際には常に、今回だけじゃなくて常に、この上伊那地区教科用図書採択研究協議会っていうのがこう設けられるわけでございます。この採択地区協議会ですけれど、組合教育委員会ですね、両小野の関係ですが組合教育委員会も含め上伊那郡市9、9つの教育委員会で設置をいたします。協議会の委員には各市町村の教育委員会の代表、それから、上伊那のPTA連合会の3役も加わって合わせて20名で構成されております。ただ氏名は一切非公開になっております。で今回の道徳の教科書の採択についてお話をしてみたいと思いますけれど、5月末から7月末までの約2ヶ月間、この採択地区協議会が設置されました。で、教科書の選定に向けて調査を進めてまいりました。この協議会のもとに学校現場で実際にこの道徳に関わっている先生方と、それから2人の学識経験者からなる「教科用図書調査研究員」これ10名委嘱をいたします。もちろん、この氏名も非公開となりますけれど、この調査研究員が、各出版社の教科用図書を1冊1冊丁寧に比較検討してまいります。そして上伊那の児童に最も合う教科用図書を1社選定をいたします。それからまあ次点という言い方がいいかどうかあれですけど、残り2社を決

め出すということになります。でその結果が採択地区協議会に上がってまいりますので、採択地区協議会ではその調査研究員の結果を説明を聞き、自分たちも教科書を確認をしながら、最終的に上伊那の小学校で使用する教科書1社を決め出すということでございます。これが7月末までに行われたことになります。2つ目のじゃ、最終的な主管はどこかということですが、これ辰野町においてはという、そういうことだと思いますけれど、辰野町の小学校で使用する教科書につきましては辰野町教育委員会が採択をしなければなりません。しかしこれにつきましても先ほどの法律で規定されております。第13条の第5項に「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を選定しなければならない」と、こういう規定がございます。ですので市町村の教育委員会は「採択地区協議会と同一の教科用図書」を選定しなければならないと、こうなっているわけでございます。そこで、8月の10日に辰野町では臨時の教育委員会を開催させていただきました。ここで採択地区協議会が決定した1社、それと先ほど残り2社という話をさせていただきましたけど、残り2社の教科書、それからその時に出された資料の提示をし、説明をし、教育委員5名の合議によって同じ教科書を選定させていただきました。その選定基準、採択基準はどのような判断かということがございますけれど、実はこの8社ともまさに、命をかけて教科書というのを編集してございます。自分の会社の教科書が採択されるか、されないかというのは教科書会社にとってはね、大変大きなことでございますので、非常にこう力を注いでいるわけですので、どの教科書も大変よくできております。特色がございます。今回の道徳の教科書は8社ありましたが、その中から1社を選ばなければならないわけですね。で、上伊那それから辰野町が採択した教科書は、光村図書『きみがいちばんひかるとき』という教科書でございます。これは長野県の小中学校では、従来からこの道徳について全領域、それから全教科で行う実践道徳という立場をとってまいりましたし、児童生徒の自由な発想を大事に道徳を進めてまいりました。ですからこの部分も生かされている教科書であるかということ、これは

大事になってまいります。それから今度は評価が加わってまいりますので、教科書自体にも評価しやすい、そんなふうに工夫されているかどうかという視点、それから児童の発達段階に即しているか、更には現場の先生方も親しみが持てる内容かどうかという部分、ここらへんも加味いたしました。採択されましたこの教科書は導入部分を見てみますと、課題把握を促す問いかけがあり、自然に主体的に授業に関われるよう工夫されています。それから題材ごとに「考えよう」「つなげよう」が設けられ、学習課題や道徳的価値を明らかにする問いだとか、更に児童が自ら多面的、多角的に考えられる問い、更には一番大事な所でございますが、他の教科だとか日常生活につながるヒントがこう提示されているという。それから、辰野町を含めて長野県の小中学校では、先ほど出ました文科省の『私たちの道徳』の他に「信教」信濃教育会が編纂している『わたしたちの道』これ小学校用でございます。それから『私の築くみちしるべ』これは中学校用でございますけれど、こういう道徳の副教材も活用しています。活用しない年もあるんですけど、基本、長野県内の小中学校は辰野町も含めてこの『わたしたちの道』と『私の築くみちしるべ』を活用しております。ですからこれに文科省の副教材ということで使っているわけですけど、この信濃教育会から編集しているこの副教材に収録されているこの題材もですね、それから長野県に馴染みのある題材も多くこの光村図書には入っているということ、これも大きかったのかなあと感じております。ですので、先生方にもあまり抵抗なく受け入れられるんだろうと思いますし、更には今日的な課題、いじめ、それから情報モラル等につきましても、それから人権擁護だとか生命尊重の基本という部分でも大事にされております。このような点から他の教科書会社と比べて優れているのかなということで採択させていただきました。それから、最後の質問ですかね、前教育長の、その意味、「解消されたか」ということでございますけれど、前教育長はきっとこのころそういう思いって、きっと強かったと思うんですね。教科書ができる、道徳が教科化になるっていうようなことで価値観だとか思想感の統一を国が計るんじゃないかと、こんなやっぱり心配というのは日本中あったと思う

んですね。ですけど、先ほども言いましたけれど、この改訂される学習指導要領だとか、それは見ましても大きく変わらない。それから教科書を見ましてもね、価値観や思想観の統一だとか、画一を図るということは見られません。むしろ自由な発想で、子ども同士が意見を出し合える配慮がなされているのかな、そんな感じがいたします。で、道徳科でも新しい学習指導要領では大事にしている部分が他の教科書同様に「主体的対話的で深い学び」この実現を図るようにしていただきたい、ということでございます。こんな点からも多様な教材、それから題材が用意されております。それから言語活動だとか、体験的な活動を通してより深い学びを引き出す、そんな工夫がされている教科書なのかな、そんな気がしております。以上ですが。

○堀内（13番）

ご丁寧に説明いただきましてありがとうございました。ということは上伊那2市3町4村は全て同じ教科書を使うってということですね。で、よろしいですか。

○教育長

はい、簡単に言えばね法律で決まっているのでそうなるはずなんです。実際に辰野町以外、ほかの7市町村で他の教科書を採択したということは聞いてございません。実は先ほどの法律でございますけれど、この法律で無償措置の対象になる教科書というのは採択地区協議会と同じ教科書を採択しなければ駄目ってということなんですね。ですから例えば上伊那が先ほど言いました、ある教科書を採択をいたしました。辰野町が、「いやそれは気に入らないから、こっちの教科書にするよ」となった時には辰野町においては教科書無償化がならないんですね。文科省からお金がおりにないということになります。これは数年前にございましたね。平成23年度に沖縄県で石垣島とそれから八重山でこう作ってる採択地区協議会がございました。ここで採択したある教科書に対して当時の竹富町が異議を唱えてほかの教科書を採択したんですね。その後、文科省でも指導が入ったんですけど竹富町はがんとして譲らなかった。で、採択地区協議会と別の教科書を採択したわけですけど、現在もその教科書使っておりますが、結果的には竹富町は教科書の無償配布されずに町の予

算で教科書を購入しているところふうになっているところでございますので、基本、採択地区協議会と同じ教科書を使うということになります。

○堀内（13番）

はい。それではですね次の質問に移りますけども、教科書が設定されました。それではですね、その教科書を使って教育はどう行われるかという形だと思います。まあ道徳については学校、大学の時にですね、それなりの教育を受けているという形ですが、ただ教科としてなるには教科書がまずあること。で、評価を付けるっていうこと。それから免許がある先生が教えなければならないってその3つがあると思いますけども、これからいきますとですね、道徳っていうのはちょっと、道徳の免許って多分ないんじゃないかと思えますけども、そんな形で免許のない方が教えるっていうこと自体は、ちょっとその違和感があるっていう形だと思います。それで、質問いたしますけれども免許がない状態で道徳教育は誰が教えるのか。教科としての評価ってのはどうされるのか、お伺いいたします。

○教育長

はい、議員今指摘されたこと、これは道徳が教科化になるこの議論の時にも大分されたことでございます。大変大きな課題でございました。基本的には道徳の指導は学級担任が行います。道徳教育は週1時間の道徳の時間だけじゃなくて、先ほども述べましたけど教育活動全体を通してこう行うことになっておりますので、朝から夕方まで一番児童と付き合いの多い先生っていうことになると、学級担任ということになりますので、基本学級担任が行うということになります。確かに道徳科という免許はこうないわけですが、それで今議員が言われますように大学などでね、教職課程とる際に道徳の指導法などは学んではいるわけですが、免許はないということでございます。ここはなかなか文科省も苦労したとこだと思えます。実はもう1つの小学校の英語が導入されるという、これにおきましてもね免許のない学級担任が指導を行うということで、同じわけですが、さあそこで学級担任が行うわけですが、題材によってはね学級担任じゃなくて、ほかの先生方

などが指導を行うっていうこともあってもよい、とふうにかう考えてるところでございます。さあ、そこでもう1つの大きな課題であります評価についてはどうするかということでございます。この問題も道徳が教科化になるというところから最も心配にされた部分なんです。この来年度から新たな道徳が教科ではなく、特別な教科と特別な教科の位置づけであるということ。この理由の一つにも「道徳の評価が極めて難しい」というところが挙げられるんだらうと思います。評価が難しいので教科とせずに「特別な教科」とこうしたということでございます。ですがね、教科となりますと必ずこれは評価をしなければなりません。この評価につきまして、文科省も児童生徒の心の成長の様子を「5、4、3、2、1」という数字で計ることはできないとこうしております。評価に関する基本的な考え方として文科省は、「学習活動における児童生徒の学習状況や、道徳性に係る成長の様子を総体評価ではなく絶対評価、個人内評価として丁寧に見取り数字ではなくて記述、記述で表現することが適切である」とこう述べております。以上ですが。

○堀内（13番）

はい。時間がちょっと押してますので進めさせていただきますが、そうなりますとですね、ここで教科書が設定されました。で、それに対して先生方は今、担任の方が先生が授業を行うという形の状況ですが、1つやっば心配になるのは何っていうと、その先生方にどうその教科書を使って教育されるのか、それと多分、異動がありますと先生方どんどん異動してっちゃいます。そうすると担任の先生だけに教育されるのか、あるいは今度は学校間の教育っていうのがどうなるのかってちょっと心配な種がありますが、そこらへんは内容どうなんでしょうか。

○教育長

はい、質問にお答えしたいと思います。文科省はそういうことも考える中で道徳に対する先生の教育としてね、「道徳教育推進教師を配置する」なんてこう言っているわけでございますけれど、ですからそれで学校全体を見なさいと、道徳教育についてこの道徳教育推進教師がリードしていきなさいとこういうことかと思えます

けど、実際には学校現場では文科省そういう先生を配置しなさいと言うんですけど、じゃあその分の先生方が特別来るのかってったら、それはないわけですね。現在の先生方の中で対応するしかないわけです。実際には文科省の言うように職員を配置しますので、その先生のもとで学級担任の先生方は指導を受けてやってくださいとなれば私もうれしいわけですけど、なかなかそうはいかないということになります。ですが、町内も含めて全ての小学校、中学校には道徳を担当する係と言いますかね、道徳係、あるいは道徳主任というのがおります。この先生が中心となってその学校の道徳教育についての年間の計画を立てる、それから個々に、題材ごとに何時間充てるかというような細かな部分を立ててまいりますので、この先生が中心となってその学校の道徳をこう組み立てていくということになるかと思えます。で、配慮しなければならないのは複数の学級がある学年でございます。同じ学年によってまちまちでは困りますので、そこらへんを同一歩調を合わせるために今度はそれを受けて、学年会などで調整をしていかなければならない。これは実際に町内の小学校、中学校でやってるところでございます。ですので、議員言われるように人事によって先生方変わっていきますけれど、道徳の係なり、中学で言えば道徳の主任というのは必ず配置されておりますので、その先生方中心に作成をしていくということで、大きな混乱はないんだろうと思っております。

○堀内（13番）

まあ、道徳の主任がいらっしゃってその方が行うということで、大きなその内容はないだろうという形ですが、ただ学校にしてみれば先ほどちょっと話がありました道徳教育推進教師を置きなさいなんていう文科省の話がありますが、当然これはもう無理な話という形だと思います。それでそうなりますとですね、今度は逆に学校が先生にしてみれば週1時間の道徳教育を設定しなきゃいけないという形の状況になると思います。その中でやっぱり今まではどっちかって言うと道徳っていうのも特別活動の一環としてですね、学級活動からはじまってクラブ活動、学校行事、その領域と同じ領域という形の考え方で今まで教育されたと思うんですが、明らか

に今回は1時間の時間を設定しなきゃいけないという形になりますんで、今までと同じような、逆に言ったら今、申したようなことがこれからどうするのか。はじかれていってしまうの可能性っていうのは非常に強いんじゃないかと思います。そんな内容を見ますとですね、やっぱり今、ほとんど6時間授業で水曜日以外はめいっぱいやっているっていう内容に1時間を付加するっていうことは非常に大変なことだと思いますが、どうでしょう。その確保するためにどのような施策を考えているかお答え願いたいと思います。

○教育長

はい。現在の小学校。小学校、中学校ですね、1時間あたりの道徳っていうのはもう確保されているんですね。ずっと今、既に1週29時間の中に必ず道徳という時間は入っているわけでございます。ですから今、時間がきつい、そこへもう1時間入れるっていう議論は道徳ではなくて英語科、小学校の英語科外国語活動が新たに入ってくるっていう、こちらの方になってまいります。ですので、既に各学校週1時間あたりの道徳という時間はこう確保されておりますので、道徳という部分におきましてはね、特段問題ないだろうなと思っているところでございます。1時間確保の方は英語教育の方になってまいります。

○堀内（13番）

今、入っているっていう形ですが、実際的にはやっぱりいろいろ行事を含めた内容でそれを充ててるっていう現状があると思いますので、道徳だけを今度は1時間取ったらほかの内容が非常に難しい、時間設定が難しい状況になるのかなとちょっと心配する要素があるのかなと。で、先ほど英語科の関係が話がちょっとありましたけども将来的には英語の関係の教科されるっていうことになると、逆に今、全国的に話題になっているのが、その夏休みを少し短くしてそれに充てるっていうことの動きがあるんですが、そこらへんの考え方はどうでしょう。

○教育長

そこにつきましては実は私は教育長になった3年前から、上伊那も含めて長野県

の小中学校は登校日数が非常に多いということで減らしていきましようという、そういう風潮だったんですね。ですが、辰野町はどうするかった時に3年前から辰野町は減らさない。必ず次の新しい学習指導要領きつくなるので、その時にまた減らした登校日数を授業日数を増やすということは非常に今度は抵抗が大きいので、ってということで辰野町内の小中学校は上伊那でも一番授業日数が多いんです。今どんどん減らしてきますと、今度は窮屈になってきますと夏休みを減らすとかそういう議論がまた出てくるだろうと思いますので、辰野町はそれはしたくないということですので、特段、現段階ではそれは考えておりません。

○堀内（13番）

はい。それではその教科化に対するですね、徹底という形の状況が必要になってくると思います。保護者であるとか児童、生徒への説明計画ってというのはどう考えているのか、どのようなタイミングで行うのか、その方法等も含めて見解をお尋ねいたします。

○教育長

はい。学習指導要領の内容だとか、採択された教科書など見ましても大きな変更点はないということですので、特に保護者だとか児童、生徒たちにはこう構えたりだとか、心配する必要がないと思うわけですけれど、でも普通に考えますとね、「教科化になるんだ」とか、あるいは「道徳で今度評価されるんだ」ということになりますと、さまざまな不安だとか心配がよぎることはこう想像できます。そこで道徳科の導入に伴う変更点だとか、変わらない点などにつきましては、議員言われるように保護者だとか児童生徒に説明をする、今までもそれ学校現場でやってきてまいりました。大きく変わるたびにやってきたわけですけれど、この道徳につきましてもね、それから英語につきましてもやっていかなければならないだろうなというふうに考えてるところでございます。いつ、どのように行うかというところですが、ここはまだ具体的にしっかり詰めてはないわけですけれど、実はこの道徳、英語科も含めて学習指導要領が大きく変わるということで辰野町におきましては4

月に改訂される学習指導要領に対応した取り組みをこう考えるということで、町の教育委員会、それから小中学校の校長会、教頭会を含めた中で教育課程研究委員会とか立ち上げてございます。ですからこの委員会において道德の説明も含めて検討してまいりたいと思ってるところでございます。

○堀内（13番）

それではですね、8番目の所に移りますけれども、ちょっと教育の内容の具体的な事例っていうのをちょっと今、時間があと10分くらいしかないので、特にですねオーソドックスではなくて意外な所、数学とか理科とかですね、そういう所で「それが道德とどう絡み合うか」という内容の事例をちょっと1つ挙げていただければありがたいですが。

○教育長

はい。十分に議員が意図している答えになるかどうか分からないんですけど、私もこの新しいその教科書をずっと1年生から6年生見てく中で、さまざまな題材があります。そんな中でこの辺りはもしかするとそれに該当するかなあという部分がありました。5年生の教科書に「宇宙から見えるもの」というこんな題材がございます。「素晴らしさを感じとらせる」というこういうテーマでございますけれど、これは2ページにわたる見開きで紹介されておりますけれど、最初の2ページにわたる見開きにはハッブル宇宙望遠鏡が撮影した、たくさんの銀河団の写真とともに、宇宙の歴史が記されております。次をめくりますと、次の2ページの見開きには、宇宙から見たこの雲をまとった地球の美しい写真が数枚と、それから地球に水と空気が薄皮のように覆っていて、「このわずかな大気を地球に住むすべての生物が分け合っているんだ」という、こんな記述がございます。次の見開き2ページでございますけど、今度は宇宙から見た地球のさまざまな風景が載っております。蛇行する川であったり、氷河の流れであったり、また砂漠の模様であったり、これ宇宙から捉えた写真ですけどもね、これとともに今度はミクロの部分、顕微鏡で見たミクロの世界の写真とが同じように対比されて載っているんですね。そして「大きなも

のと、小さなもののが形が良く似ている」というこういう記述になっております。で最終ページですけど、宇宙空間に浮かぶ地球の写真がございます。「私たちの体が細胞の集まりからできているように、宇宙から見た地球は生きている一つの大きな生物のようだ」とこうまとめて、最後の1行ですけど「暗闇の宇宙空間に、私たちの地球が浮かび、静かに回転している。太陽がはるかかなたで輝いている」こうまとめてあるんです。これが1つの題材なのですね。これ見た時に道德の教材というよりも何か哲学的なものを感じるなあと思ったんですが、これがその次の題材になりますと、今度は地球温暖化につながるんですね。だから自然を大切にという地球温暖化を考えるというテーマにつながっていくわけですけど、この辺りはちょっと私今まで学校現場で道德やってきた者としましても、ちょっと意外と言いますかね、学校現場、実際に子どもたちはどういう反応を示すかっていう、ちょっと楽しみな部分でございますけど、答えになったかどうか、分かりません。

○堀内（13番）

ちょっと意外な内容での道德の教育の事例をいただきました。皆さん方もですね聞いて「ああ、これが道德にどうつながるのかな」というちょっとまた思惑も含めて考えていただければいいのかなと思います。あと時間2項目ありますが、1の(9)の関係の中学、高校につきましては来年、再来年以降になりますので、この中で1つだけ、やっぱり中学になりますとやっぱり高校入試を含めた内容でその評価、評定はどうするかっていうのが非常にこの保護者の方については、これから注目する内容じゃないかと思っておりますので、その1点だけその質問させていただきますが、内申書について対応してですね、この道德科の教育の評価っていうのはどうされるのかってお聞きいたします。

○教育長

はい、道德が教科になって評価されると。更にこれが高校のね、入試の関係に響くとなりますとこれ一大事でございます。これについては文科省も先ほども言いましたけど評価は数字でなく、記述式であると。それから英語や数学などの他教科と

他教科の評定とは基本的に異なるとして、入試に使われるいわゆる内申書、調査書には記載しないようにという、こういう通達を既に市町村の教育委員会に出しておりますので、高校入試にこの道徳の評価が加味されるということはないと断言できるかと思います。

○堀内（13番）

今、記述をしないという形の状況ありましたのでその認識を新たにいたしました。最後の質問になりますけれども、道徳っていうのは学校で教えるばかりではない。非常に家庭や地域社会が一体となった道徳教育っていうのが必要であろうというふうに思います。そんな内容ですすね、道徳教育は学校教育の教科書一辺倒ではなくて、家庭、並びに地域社会等、共通理解を図って相互の連携を図り一体的に推進する必要があると、これはもう思います。具体的な例としてはですね乳幼児の触れ合いの体験であるとか、生命の尊さを感じる実体験のことをして時間的な理解であるとか、自然の中で集団、宿泊活動であるとか、職場体験活動であるとか、社会奉仕体験活動、あるいは家庭やですね地域社会と連携を図る地域行事に積極的に参加して生活習慣や礼儀やマナーなどを身に付けることを重視した活動があると思います。そこで学問だけに頼ることではなくてですね、質問いたしますが、実践的な家庭や地域社会が一体となった道徳教育推進を重要視することが重要であると思いますが、その見解はいかがでしょうか。また、一体となった活動に対する構想があればお尋ねをいたします。

○教育長

はい、議員ご指摘していただいた道徳教育を進める上では学校だけでは駄目なんだよ、家庭や地域と共通理解を図って進めていかなければならない。これ大事な視点だと思います。で、ここの部分というのも今回の学習指導要領でも出している部分でございます。やはり保護者だとか、地域の方々の積極的な参加だとか協力というのを得ていかなければならないんだろうなあ。学校教育だけで道徳はできないだろうとふうに思います。で、辰野町は既に、コミュニティスクールとして各学校で

は地域との連帯が図られていますので、改めて道德という視点でこのコミュニティスクールを考えていけば解決できるのかな、そんなふうに思っているとでございます。いくつか考えてみましたけれど、日頃から、家庭や地域に道德教育の考え方とかその取り組みについて理解が得られるように「学校だより」などで広報していくっていうこと、これ大事だろうなあと思います。それから授業参観の後、先生方とのね懇談をやってるわけですが、ここにおいても更にこういう話し合いっていうのを続けていかなければいけないだろうなあと思いますし、道德で言いますと、授業で行われた内容だとか、話し合われた意見など、やはりこの「学年通信」とか「学級通信」などで家庭などへこう知らせるって、そして家庭でも話し合いのきっかけとしていただくっていうようなことも必要だろうと思いますし、学校で行う行事、これも道德的体験から非常に重要でありますので、保護者や地域の方々の参加もお願いをしていくということ大事だろうなあと思います。それから題材によっては先ほど基本指導は担任だって話をさせていただいたわけですが、道德の時間の指導においては題材によっては保護者だとか地域の方々にも参加をしていただいて参加型の学習を進めるということも必要なんだろうなあと思っております。ですが今、話をしたこの4項目のうち、既に町内の小中学校でいくつかもう実践してやっている部分でございますので、これからもね、今度は道德という視点で考えていってもそんなに辰野町においては難しいものではないのではないかなあというふうに考えてるところでございます。以上ですが。

○堀内（13番）

道德に関しましてはですね、やっぱり教科っていう形と同時にやっぱり心の問題っていう形の状況ありますので、あと、実際的には現状やっている道德教育の延長上でいけばそれで実際的にいいのかなと。それと同時に今話がありましたように、地域との関係、非常に家庭での教育っていうのは非常に重要な内容になるんじゃないかというような気がいたしますんで、あと残すところ7ヶ月での切り替えという形の状況になりますが、どうか落ちのないような動きを計っていただきたいと思いま

す。終わりますけれども、本来ですと町長に対して一言ご挨拶をいただくみたいな項目がなきゃいけなかったかもしれないですが、6月時点で答弁をいただいた内容です、私はもう先を、先を見て行うということで今日あえて町長には答弁をしていただく機会を設けなかったんですが、いろいろと4年間お世話になりました。ありがとうございました。以上をもちまして質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席1番、小澤睦美議員。

【質問順位9番 議席1番 小澤 睦美 議員】

○小澤（1番）

議長より質問の許可をいただきました、2件について質問いたします。1件目ですが地域における防災組織について、最初に消防団と自主防災組織についてお伺いします。消防団と自主防災組織は地域住民が主体となって地域の火災や災害の拡大を予防し、抑制していく、という点においては同じであると思いますが、災害対策基本法において規定されている地域住民による任意の防災組織である自主防災組織と、消防組織法に定める公共機関としての消防団との相違についてお伺いします。

○総務課長

それでは消防団と自主防災組織についてお答えをしていきたいと思っております。今、議員、おっしゃられたとおりであります。少し重複させていただきますけれども、まず消防団でございますけれども、消防組織法で定められている公共機関でありまして消防団員は非常勤の特別地方公務員となり、報酬ですとか出動手当等が町より支給されます。したがって団員には公共機関として一定の能力、権限の下で災害対策や国民保護における活動が求められるわけでございます。またある程度の職務権限を有するとともに、技術の習得が望まれ、日々の訓練ですとか、機械整備等の活動義務が生じてまいります。一方、自主防災組織でございますけれども災害対策基本法第5条第2項に規定されている組織でございます。阪神淡路大震災を教訓に住民の自発的な防災活動を行う組織として誕生いたしました。あくまでも任意の

組織で住民の善意と自主性に基づく活動を行う組織であります。したがって、自主防災組織の構成員には特に公の責任や権利義務というものは発生しないこととなっております。有事の際には行政から任意で何らかの協力を要請されることもございますが、これを引き受けるは義務はないこととなっております。しかしながら、多くの地域住民が協力して被害の拡大を防ぐということが大切であり、組織の充実化が期待されているところでございます。そうしたことから、この消防団とですね、自主防災組織の相違点でございますけれども、消防団が公共機関の1つとして災害対策等の活動を行う必要があることに対しまして、自主防災組織はあくまでも任意の組織であるため、地元地域の防災に対して自主的に活動するというのが大きな違いであろう、というふうに思います。

○小澤（1番）

相違点について消防の方は非常勤の公務員という形の中で権利、義務が生じるし、また自主防災組織については任意組織で権利義務等はないんですが、自主的に地域のために働くっていうような違いがあるかなというふうに思いました。次にそれぞれの地域における役割分担について質問させていただきます。この点については平成26年第2回定例会の堀内議員の一般質問の自主防災組織と消防団との連携についての質問の中で、初期消火における自主防災組織の活動において、そこで火災が起きていて団員が1人しかいなくて自動車ポンプが出ないといった時に、団員ではなくて自主防災組織の人たちは自動車ポンプに乗って良いのか、悪いのかについての質問に当時の消防署長は次のように答弁しております。「消防車に乗って良いか、悪いかというだけのことに関しましては、運転は消防団員がやらなければならないように規則で決まっておりますけれども、消防協力者というようなことで乗車をさせても良いということになってございますので、消防協力者の乗車でしたら乗っても良いようなことになってございます。また、自主防災組織の皆さんには初期消火、また避難訓練、避難誘導っていうようなことをご協力をお願いをしたいと思っております。また、現状では自主防災組織の皆さんにお願いしたい部分だとか、消防団に

任せてもらいたい部分ということが明確にはなっていないので、今後消防団、また自主防災組織、区との会議の場を設けてそういった点を明確にはっきりさせていきたいと考えております」との答弁がありました。その後、どのような検討がされたのか、質問いたします。

○総務課長

それではお答えをさせていただきます。消防団の分団長会ですとか、消防委員会で検討した内容を平成27年度28年度の区長会及び自主防災組織連絡協議会において説明をしております。また、その中で皆さん方からご意見も伺ってきたところでございます。消防ポンプ車の運転につきましては、従来どおり消防団員が運転し出動すること。なお、消防協力者として同乗することは、よしとしました。また、小型ポンプ及び積載車の使用、あるいは運転につきましては消防団と訓練を行い、機械操作を熟知することを条件に自主防災組織の方や消防団OB、あるいは地元の方で出動できる、あるいは使用を可能とさせていただきました。そういったことを受けまして平出地区では消防団OBを中心に、平出消火隊が結成されたところでございます。7分団との合同訓練や毎月最終日曜日に機関手入れと広報活動を行っていただいております。他の地区でも分団と合同で訓練が行われているというふうに聞いております。

○小澤（1番）

そうしますと、消防団員と一緒にいなければいけないという解釈でよろしいですかね。

○小澤（1番）

今、消防団員と一緒にいないといけないということだったものですから、ちょっと先に進ませていただきますけれど、機能別消防団員分団制度についてお伺いしたいと思います。火災の際に運転する者として団員が1人いるという場合ですが、最近では被雇用者団員の増加、住民の高齢化等により特に昼間消防団員がいないという状況が川島の場合には多く見受けられます。特に川島と言っはいけないですけど。

そうなりますと昼間の火災等が発生した場合、広域からの常備消防や町内全分団からの現場到着まで地域の自動車ポンプを使用しての火災に対処することができないということになると思います。これらを予測してだと思われませんが消防庁が全国の市町村に導入を提言した機能別消防団員・分団制度があるということですが、どのような制度であるのか。また現在近隣市町村において導入された例についてもお伺いします。また、以前に一般質問の答弁において「機能別消防団員の確保という面についても検討させていただければ」との答弁が出されておりますが、検討された経過をお伺いします。

○総務課長

はい。それでは機能別消防団員等についてお答えをしたいと思います。機能別消防団員とは、能力や実情に応じまして特定の活動のみ参加する消防団員であります。その団員につきましては条例で定められています定数に参入され、団員報酬ですとか、出動報酬の支給対象となってまいります。しかしながら、活動が限定となるため基本団員、いわゆる通常の消防団員のことを基本団員と指しますけれども、基本団員の報酬額等とは若干差があるのが一般的となっているようであります。この機能別消防団員制度につきましては、より多くの団員の獲得を図るとともに、さまざまな職業上の技術を持って消防団活動に貢献できる職種の 신설により、既存の消防団制度をより臨機応変な対応力を付与する制度とすることを目的として制定されたものでございます。特に近年サラリーマン団員の増加、地方分権の推進によります新たな地域協働の可能性が広がってきた中で、地域の環境変化に対応することが期待をされているところでございます。近隣の状況でございますけれども、まず、機能別分団では伊那市消防団の旧長谷村地区に導入しました長谷機能分団、OBの方の所属でございますけれども、こういった分団がございます。ポンプ操法大会や式典などには参加いたしません、地域内で災害が発生した場合には出動をしているようではございます。また、ポンプ車ですとか小型ポンプなど分団専用の資機材は持っていませんが、活動服、あるいはヘルメット、安全靴などの装備が一般団員と

同じように貸与され、報酬、出動手当も同じ基準で支給されているようでございます。また、同じ伊那市消防団でありますけれども、消防団の中に音楽隊というものが組織されておりました、この分団につきましては災害現場には出動しませんが演奏活動を通じて住民の皆さんに防火、防災の広報、啓発を行う機能分団となっております。もう1つ機能別団員でありますけれども、こちらにつきましては近隣では塩尻市消防団の檜川分団に機能別分団員が所属をしています。こちらの消防団員はOBの方のようございまして、やはり式典ですとかポンプ操法訓練には参加いたしません、有事の際には出動する団員となっているようであります。また、音楽隊にも機能別団員が所属しており、災害現場には出動しませんが広報活動等を行っているようでございます。この機能別団員の導入の町としてのですね、導入に向けた検討状況でございますけれども、平成25年度の分団長会において検討を行ってまいりました。各分団の幹部、あるいは団員の意見を聞く中でその時点では、しばらく導入は見送るとの結論に至ったようであります。今年、6月に行われました消防委員会、それから分団長会におきまして再度、機能別団員の説明を行いまして、改めて検討を行うこととしています。以上でございます。

○小澤（1番）

各地でいくらかずつでも機能別消防団っていう団員、制度が活用されてきているっていうふうに感じたわけですが、先ほど言いましたけれど昼間の団員がほとんどいないっていうような場合に、ただ手をこまねいていて焼火するっていうようなことが多々あると思いますので、ぜひ、町としても機能別消防団の制度を導入していただき、住民が安心してできるような体制を作っていただければというふうに思っております。ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。次に各分団の団員確保についてお伺いします。辰野町消防団は今年度のポンプ操法大会、ラッパ吹奏大会において2個分団合同チームによる競技が開催されました。このことはおそらく長い辰野町消防団の歴史の中で、初めてのことと思います。理由としては社会環境の変化、土曜日、日曜日の出勤や交代勤務など勤務体制の変化から休日の訓練

や大会に参加できない団員もいて、操法大会への出場が難しくなっている分団もあるなど、団員確保の困難さ等、消防団を取り巻く環境が厳しさを増しているのが見直しの最大の要因と聞いております。この団員確保については最近3ヵ年、平成26年、27年、28年の議会一般質問の議事録を振り返ってみても何人もの議員が一般質問において操法大会のあり方、通常訓練のあり方、団員の待遇改善等、提言する中で、町の回答は「ポンプ操法の訓練期間における団員の負担を軽減する方策として訓練期間の短縮、休日の訓練の休止、町のポンプ操法大会へのポンプ車、可搬ポンプの出動の選択性、待遇改善についても消防団員の出勤手当の支給方法の改善等取り入れて団員確保に取り組みたい」との答弁があり、今回の操法大会に具現化されたものと思っております。今回の2個分団合同チームによる大会は当初危惧された連携面においても、一定の成果が得られ今後の道筋を付けることができたのではないかと感じました。しかし、今までの分団の団員確保に向けての経過から見てもこれらの改善策によって各分団の団員確保がすぐにできるとは思われません。そこでその一助として役場の職員で構成している常備部の団員の中で、住んでいる地域に分団のある団員はそこの分団に戻ると言いますか、配置換えを行ってはどうかということです。質問いたします。分団では団員確保に苦しんでいるわけですが、役場に奉職する際に住んでいる地域の分団加入を勧めているのか、常備部加入を勧めているのか、それとも本人に任せているのかについて質問いたします。また現在の常備部の団員数とそのうち、町内に住所がある団員数について質問いたします。また辰野町には各区と町との橋渡しを行う目的で設置された職員地区担当制設置要綱がありますが、有効に活用され区との連携がスムーズに行われているのかについて、併せ質問いたします。

○総務課長

団員確保と言いますか、常備部の状況でございますけれども、役場奉職前の3月でございますけれども、毎年オリエンテーションを行っております。その際、消防団に入団していただくようお願いをしているわけでございます。どの分団に所属す

るかどうかにつきましては昨今、役場に奉職する職員が必ずしも町出身の方でないという理由から町外の出身者については、常備部。町内の出身者については出身の分団に入団をしていただいているのが現状でございます。常備部の人数等の状況でございますけれども、常備部につきましては定数が25でございますが現在は24人の団員であります。細かく申し上げますと、24人のうち町内の出身が8名、それから町外、外ですね、が16名。また町内に在住されている方が18名。町外に在住されている方が6名でございます。それから職員の一部担当制は機能されているかというご質問でございますけれども、一部の区におきましては連携が必ずしも取れていないのが現状であります。区長会におきまして、地区担当の職員を積極的にですね活用していただくようお願いをしているのが実情でございますか、そういった状況でございます。

○小澤（1番）

常備部の団員数が25人のうち現在は24人ということですが、町内が8人で、町外16名という数字を聞きまして、昨日の向山議員の中でも町外の職員が多くなっているというような回答があったものですから、常備部はどうかなというように思っていたんですが、やっぱりそのような影響が出ているのかなということ、町内に住所がある団員数の方が少ないというのがちょっと意外でしたけれど、次に以下の2点から分団への加入についてお伺いしたいと思います。1点目は区と町との連携を密接にするため設置された職員地区担当制、うまくいってる所と、いくらかうまくいってない所もあるということでしたけれど、この職員担当制については区との連携と言いますか橋渡しが主だと思います。しかし地域の消防団は同年代の団員もいれば、自分より年上の人、年下の人もいるというように年齢層も違いますし、職業も違う人たちで構成されております。そのような中で地域の課題や、問題点等聞いたり、感じたりすることは役場の職員として仕事を通じて地域のため、ひいては辰野町の発展に寄与することができると思います。また、2点目についてですが平成27年度から辰野消防署が広域化されました。主には命令系統、通信システ

ムの変更、辰野町においては消防団関係の事務が総務課の危機管理係に移行するなど、主に事務の関係面で大きな変更があったというふうに思っております。しかし実働部隊と言いますか、火災や災害関係の職員は今までと同じ25名体制ということです。したがって昼間火災等におきましても広域からの出動、町の消防団全分団が出動、そして機能別消防団員の、先ほど検討と言いますかまだ決まってないみたいですが、もしそれらが設置されますと今まで昼間火災等の際に常備消防の辰野消防署の補完的存在であった常備部団員の抜けた部分については対応、昼間の災害等には対応できるというように思っております。以上の2点から各分団の団員不足を補うとともに、役場職員として地域課題解決に寄与していただくために町内在住の常備部団員の地域消防団への配置替えと言いますか、住所地の分団に戻っていくよう働きかけていただく考えはないかお伺いしたいと思います。

○総務課長

常備部の団員を分団へというようなご質問でございますけれども、なかなか難しい問題かなと思っております。常備部につきましては発足当初から昼間火災への対応が主な分団でございました。現在もその意義は変わっておりませんが、町内の団員は被雇用者が9割を超えておりまして、また町外勤務者が増加している昨今では、その発足当時よりも常備部の存在意義が増しているのが現状だろうと思っております。常日頃1つの分団として部隊を編成し、訓練を行っていることから、初動体制時に部隊として一定の人数を動員できることは強みであるというふうに考えております。また、常備部は全国的に見てもめずらしい分団でありまして、その存在や活動につきましては各地の消防団から問い合わせですとか、視察に訪れるほどの分団となっております。また、平成27年度にはその活動が評価されまして一般社団法人、日本損害保険協会より小型動力ポンプ付軽の消防自動車を寄贈していただきまして、現在も精力的に活動を行っております。現在の常備部は、町外出身者も多く、そもそも町内出身団員が少なく、その団員は既に幹部クラスとなっております。現在は常備部を引っぱっているという存在であります。これから分団への配置換

えっていうのが難しいというふうに現時点では考えております。また常備部はその得意な分団の性質上、自由に団員を勧誘できるわけではなく役場職員の採用人事とも密接に関係するため採用者が決定し、奉職してみなければ定員を満たすかどうかも分からないことや、中途での退職等もあるため長期の計画が立てられない状況にあります。以上の点から町、あるいは消防団本部でもなるべく町内出身者は地元の分団へと誘導をしてみますが、現在の常備部団員の配置換えは考えていないところでございます。常備部自体の団員確保も大変厳しく、今後は一般事務、いわゆる行政職員だけでなく保育士や病院職員等の専門職にも協力を願っていく必要に迫られているのが現状だろうと思います。また、町外出身者で現在町内在住の団員は経験も浅く若いため、住所地を管轄してる分団への配置換えにつきましてもやはり難しいだろうというふうに考えているところでございます。

○小澤（1番）

団員の配置換えっていうのは今の中で難しいっていうふうに聞いたんですが、できれば先ほど言いましたように、地域のものに関わりを持っていただいて、いろいろの情報を自分の職員としての中にも生かしていただければというふうに思っております。全国的に見ても常備消防が多くなっている。また消防団が少なく、団員が確保できないという中で消防団が少なくなってるっていう統計も表れておりますので、最終的には常備消防で補っていただければいいんですけど、まだまだそこまではいけないと思いますが、ぜひ先ほど言った機能別消防団等を活用して地域の予防、災害等に努めていただければというふうに思いますのでお願いしたいと思います。以上で1点目の質問は終わりにします。

2件目の質問ですが移住定住人口の促進策について質問させていただきます。最初に移住人口の促進策について質問いたします。促進策としまして出版者、株式会社、宝島社の発行している『田舎暮らしの本』の中でここ数年行っている「特集 日本住みたい田舎ベストランキング」のアンケートへの回答を行い、人口減少対策の一助にするべきではないかという質問です。以前、「信濃毎日新聞」朝刊に載っ

た雑誌の住みたい田舎ランキングにおいて全国の総合部門で伊那7位、箕輪17位に入ったという記事を目にしました。このアンケートは同社が都道府県庁、移住・交流促進機構協力のもと、全国の市町村に田舎暮らしに重要なポイントとなる161項目を質問し、500市町村から回答を得、同社が移住者数なども加味して点数化し順位を付けたというものです。そこで辰野町はどうなのかと思ひまして、早速書店にて同雑誌を購入し辰野町を探しましたが、500市町村の中の長野県内77市町村の内、41市町村がアンケートに回答した中に辰野町は見当たりませんでした。宝島社がアンケートを実施したその目的は「最も旬な田舎暮らしの適地を探る住みたい田舎ベストランキング、第5回となる今回は4部門でランキングを発表します。世帯を問わずおすすめ市町村を紹介する総合部門、特に若い人におすすめの若者世帯部門、特に子育てファミリーにおすすめの子育て世帯部門、特にセカンドライフをお考えの方におすすめのシニア世帯部門です。今回は移住者数を点数化、50人で1点をし、ランキングに反映しました。これはいよいよ移住者受け入れ実績が問われる時期に入ったと判断したからです。皆様の住みたい田舎探しの一助になることを願っております」と移住先を探している人々のアドバイス本とすることを目的とするものです。今年度のアンケートの細部についてはこれからということですが、実施された場合にはアンケートに回答し、他市町村との比較の中で辰野町の現在の位置、今後の施策の参考にすべきと思います。この161項目を見ますと移住者に対する項目を見ても移住の相談窓口があるか、移住の担当者がいるか等、他の項目においても辰野町が実施している項目が多くあります。良い結果が期待でき移住人口の増加につながると思いますので、アンケートに回答すべきと思いますが、回答の用意があるかお伺いします。

○地方創生担当課長

お答えいたします。まず、この住みたい田舎ベストランキングでございますが、議員ご紹介のとおり月刊誌『田舎ぐらし』の本で企画されているものでございます。田舎ぐらしの本というものは田舎ぐらしに関心のある人のための情報誌という

ことで主にシニア向けということと誌面自体はもともと構成されているものだと聞いております。そういった中で、移住定住関係につきましては町の方にもいろいろな形でアンケートやら調査があります。そういった中で数多くあるものということで、これまで十分対応ができていなかったというのが実情でございます。一方で、先ほど議員ご指摘のとおり、この月刊誌自体も読者層が定年世代から若い皆さんへも広がりを見せておりますので、移住希望者に向けて辰野町の知名度を上げるとともに町全体のイメージアップを図るための有効な手段と考えておりますので、当年度は積極的に取り組みたいと思っております。具体的には既に営業活動を行っておりまして5月に当該出版社を訪ねまして編集関係者に町の魅力をアピールし、また情報交換の中でそもそもそのランキングの狙いとか趣旨だとか、他市町村の動向はどうなっているかっていうのを詳細に確認してまいりました。ランキングにつきましては回答に基づく点数と一定期間における移住者数の実績で採点されるということですので、議員ご指摘のとおり要素としては全国の上位にランクされる可能性もあるといった感触も得ましたが、同時にこの算出については移住者数の実績というのが反映されますので、実際の移住実績がないとより上位には難しいかなということで認識したところでございます。こういった中で移住対策については、各市町村が非常に力を入れておりまして、特色が出るように工夫を重ねておりますので競争も激化していく傾向にあります。先ほどおっしゃられたとおりに161項目の中には例えば「海があるか」だとか、「国定公園に指定されているか」といったちょっと特殊な設問もございますので、当年度の設問しだいではございますが上位にランクされるよう精査して回答してまいりたいと思います。以上であります。

○小澤（1番）

これが『田舎ぐらしの本』という本なんですが、出版社に聞きましたら10万部くらいを出しているというふうに聞きました。最低でも10万人の人が目にするわけですし、また先ほども言ったような新聞に載ればそれ以上の人が目にするっていうことで、ぜひ回答をしていただいて良い所にいくことを願っております。それと、先

月って言いますか8月に島根県の益田市の「持続可能な地域社会総合研究所」という所が全国市町村の2045年の人口状況を予測した持続可能性市町村リストを公表しました。その研究所の分析の中で20代から40代を中心に現役世代が都市から地方へ移住する田園回帰の傾向が伺えるというように分析しております。このことは内閣府の実施した農山漁村に関する世論調査についても裏づけが取られているというように聞いております。このことから先ほど、アンケートに回答するということがあったんですが、ぜひ、人口減、先ほど、各市町村一所懸命やっているわけですが、少しでも辰野町を名前を売っていただいて人口減の現象を食い止めていただければというように思っておりますので、ご期待しております。次に先ほど、今は移住の方だったんですが、定住人口の促進策について質問させていただきます。辰野駅北側駐車場の無料開放について質問いたします。平成28年度から始まった辰野町第五次総合計画後期基本計画において、まちづくりの合言葉である「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」を実現するために早急に取り組む必要がある課題を重点的に解決するための4つの重点プロジェクトの項目があり、その1番に人口減少対策プロジェクトがあります。その4番目に「『いつまでも安心して暮らせる地域をつくろう』住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域での支え合いや住環境の向上、医療体制や交通の利便性も重要です」という項目があります。この住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるには、高齢者の方であれば医療施設が近いとか、近くに買い物ができるお店があるとか、また、子育て中のご家庭であったら保育、学校環境の充実等、それぞれ年代や生活環境によっても違いがあるかと思えます。その中で会社勤めの方の場合、それも町外の会社に勤めている方の場合、基本計画にもあるように交通の利便性、毎日の通勤の利便性も大きな要素であると思えます。その点、辰野駅を利用して毎日会社に通勤していた人たちにとって辰野駅の北側の現在有料駐車場となっているなみきパーク駐車場は大変貴重な駐車場であったと思えます。しかし、それが平成26年から有料化されたとたんに、あれほどたくさんの方が駐車していたのが、どこに行ったのかと

思うほどガラガラの状態となりました。駐車料金も当初 500 円であったのが利用率があまりに低調なため 300 円に値下げし今日に至っています。現在はさすがにほたる祭りの時はぎっしりと満車ですが普段は収容台数が39台にも拘わらず、1日12台から15台ほどで、相変わらず閑散としています。質問します。指定管理による町との契約による駐車場の使用料金は月額いくらでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。辰野駅の駐車場につきましては南側、宮木駅側ですね、信州フューチャーセンター側と北側、岡谷駅側です、三輪神社側ですね、こちらの2ヶ所があります。南側につきましては平成16年から月極めの有料駐車場、19台分、月3,000円ということで、ほたる祭り期間を除いて3,000円をご利用いただいています。また北側につきましては平成26年の4月から有料化し利用をいただいております。ここで3年が経過したことになります。北側駐車場につきましては中央道のバス停利用者の駐車場を管理いただいていた松本市の業者に平成26年度の当時ですが、無理を言って管理をお願いし、39台分の駐車スペースを設置いただいて30分までは無料、それを超える場合は1日300円とする料金でJR利用者に利用をいただいているわけでありまして。ここ5ヶ月の1日の平均利用台数ですけれど4月が19台、で5月が18台、で6月が議員おっしゃるとおりに、ほたる祭りがございましたので38台、7月が30台、8月が17台となっております。敷地内の全ての管理は業者が請け負いまして町へは土地貸付料金といたしまして月3,000円をベースに料金収入から経費分を差し引いた営業利益の50%の納入をいただいているわけでありまして。ちなみに4月、5月、8月はベースであります月3,000円。で6月分は3万1,555円、で7月は1万2,400円いただいております。8月から3月はどうかといいますと、昨年のベースでいきますと、ベースであります月3,000円の料金をいただいております。この傾向というのは毎年、今同じかなと思っております。以上であります。

○小澤（1番）

料金的には大体 3,000 円という話ですが、先ほど私 1 日 12 台から 15 台っていうふうに言ったんですが、これ 4、5 日ちょっと見に行った時間が 12 時ごろだったものですから、先ほどの課長さんの言われるのと開きがあるかなというには思っておりますが、大体使用料については 3,000 円ということですので、この金額については減ってはしまっては町にとっても損失にはなるかと思えますけれど、現在の町の財政上には大きな減収額ではないっていうふうに感じますので、以前のように通勤者に無料開放して駐車料という負担を負わせることなく、安心して通勤していただき、あれがなくな・・ま、噂ですけれど、なくなったためにほかの市町村に出たっというようなことも聞きましたので、そんなようなことのないように辰野町に住み続けていただくことによりまして定住を図り、流出人口を防ぐ手段としてはどうかというふうに思いますが、以前のように無料開放する意志があるかどうかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい、ご指摘のとおり町の収入としては金額は少ないですが、ここを有料化したのには経過がございます。無料化していた時代のこの駐車場はトラブル続きで利用者からも地元からも何とかしてほしいとの要望があり、現在の形に至ったという経過がございます。照明が全体に行き渡らず安全、防犯面に多くの課題がありました。整地されていなかったため各所に水溜りができ、ひどい時には乗車ができない。また雪かきができない。区画がないため接触事故が絶えず車両間のトラブルが多かったこと。また、車上狙いや当時ガソリン抜きですね、そういった犯罪も起き、警察からも安全な管理を求められていたこと。また 1 回停めると何週間にもわたって長期間駐車している車が多かったこと。また、放置車両が絶えず、毎年処分の方も行っておりました。平成 24 年には 3 台、平成 25 年には 2 台といったような具合です。で、中央線沿いの駅の駐車場が全て有料なため飯田線沿線の町外の方々ですね、飯田線には駅が少ないものですから、箕輪、以南の方たちが上ってきまして、こちら

の駐車場に停めて、で中央線の利用をするということで、ここに駐車し町内の方が利用できないといった苦情の方もございました。また、地元区からの要望といたしまして不法に捨てられているゴミ等の環境問題、また車両の不法投棄、駅利用者のほかに自分の家の駐車場代わりに利用しているという問題、特に地元区の区費には自動車割があり、ここに駐車されると確認できないなど「有料化にして安心安全に利用できる駐車場を」との要望があったわけであります。で、月極めの駐車場につきましては反対側にありますので、1日あるいは時間での駐車対応の駐車場ということで考えたわけなんです、町直営での駐車場事業では都市部でない限り赤字は免れませんので、民間を活用しての利用を模索してきたわけであります。しかし駅利用者数が少ないことから、なかなか手を上げていただける業者が少なく、少なくとも言いますかなくてですね、当時、中央道のバス停利用者の駐車場管理いただいている松本市の業者にこちらから無理を言うようお願いをして、ご指摘のとおり町の収入としては少ないんですけど安心安全という目に見えない部分で大きな効果があるんじゃないかということで、有料化が何とかできたというような経過がございます。再び、無料開放という今後、町直営でまた行うのか、また業者に委託するかの管理形態の問題がありますが、入り口と出口の機械、車止め、また区画、照明器具等は業者が設置していただいております。また管理の方も業者の方で警備会社の方に委託していただいているために、その扱いですね。また無料化すると今後の管理に関する費用などは町の負担が避けられないと思います。また、駅利用者や地元からは有料化について今まで苦情というものもございませんでした。有料なんだけれども安心して安全に駐車できるから今利用していただいているのかなと感じてるところであります。今、人口減少対策ということでいろいろな規制が緩和されていますが、提案をいただきましたけれど、この駐車場については過去の経過を振り返りますと現在、無料開放の方は考えていないということであります。以上であります。

○小澤（1番）

今までの経過について説明いただく中で、できないという回答でした。ただ、辰

野町の町内を見ても駐車場っていうのがほとんど月極めとか、っていう形の中でなかなか使えない、3丁目の駐車場もあれだけ広大なものがあったとしても使えないっていうような中で、町にとっても寂しいなっていうように思いますので、今のあそこは使えないっていうことだったんですが、現在駅前まちづくり協議会「まちづくりニュース」っていうのが議長さんが会長している中でやってる、ビラが先日見ました。その中で今ある資源の有効活用っていう中に公共駐車場っていうのもありますし、駅舎交流センターっていうのも載っておりますので、ぜひ、その中の利用っていう形の中であそこの駐車場も非常に賑わいを見せれば、また辰野町も人口そんなに減ってないんだなっていうように電車に乗っている人は見ると思いますが、今のまんまだと何となく閑散とした町としか映らないというように思いますので、そのような点からも、まああそこは無理だっていうことですが、そういう点からまた利活用を考えていただければということをお願いして、質問を終わります。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時55分、11時55分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 40分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩時間に引き続き質問を再開いたします。質問順位10番、議席7番、宇治徳庚議員。

【質問順位10番 議席7番 宇治 徳庚 議員】

○宇治（7番）

加島町政4年ですね、今日はもう後にも先にも今日しかお聞きできませんので、お尋ねしてまいりたいと、かように思っております。4期16年の前町政に代わってスタートした加島町政ですが、6月定例会での突然の「次期不出馬表明」があり、2期目は当然と思っていた議会や住民に驚きが走りました。4年前の選挙チラシ

「5つの願い」を改めて眺めてみますと、5項目に対し時宜を得た現実的な課題とネライが取り上げられています。その1つは「人口減少と高齢化社会への対策に努めます」とあり、他4項目とも「取り組みます」「目指します」「努めます」と控え目な文言でまとめながらも、行政経験者としての見識と考え方が見て取れます。4年経った今、加島町政は山積した課題を整理・方向付けし、手堅い行政運営を評価する町民も多い中、時として加島町政には「夢がない」との声を耳にしたことがあります。果たして町政における夢って何でしょうか。この財政難の時代、人口減少、少子高齢化、過疎化、公共施設の老朽化、都市と地方の格差など、次から次へと生じてくる厳しい現実問題の中で、夢を語り追い求める町政など地に足が着いていないと私は思います。だからこそ夢が必要だとする考えもあるでしょうが、民間企業なら新規事業の展開や新製品開発の夢に立ち向かい、人も金も自由に特化できますが、町政では人、物、金など自ずから限度があるからです。昨日の向山議員の主張にも会い通じる私のこれからの考え方をお話したいと思います。仮に大きな夢を描いたとしても、それは目標計画、例えば第五次総合計画、前期・後期基本計画、これは民間で言えば10ヵ年長期ビジョン、中期5ヶ年計画にあたるわけですが、民間ならば社長が代わって、こんなやり方違うと言えれば即刻変えられますけれども、行政はそうはいかないというふうに考えます。仮に置き換えるとしても夢と現実のギャップが大きすぎると、次はその「実現度」が問われます。今や時代の軸足は「夢を語る時代」から「政策を論ずる時代」にシフトしており、次代のトップとなられる方々はそのことを再認識されるべきと私は考えます。ただ、慣例等を打破するための民間感覚は必要かもしれませんが、一義的には法律を守る一方で自主的かつ総合的に構想を練り、創意工夫を重ね、「住民ニーズと住民サービス」を前に進めて結果を示すのが行政経営の本質だと考えます。夢の一例を挙げますと、村長の公約で全国に先駆けその名を馳せた下条村の「出生率向上」のための膨大な団地造成、補助金制度の新設などに莫大な費用を投じた「少子化対策」は、確かに子どもは増えましたけれど、高校を出ると進学・就職のため村外に転出することから、社

会減と自然減が相まって今では村の総人口は減り続け、他町村と同じ環境下にあります。1自治体だけが頑張っていて、いつかは良く見えても全国共通の問題は国の政策とリンクさせ、そこに独自性を織り込む事業展開が、全てとは申しませんが時として有効な町政運営ではないかと考えます。その事例の1つとして、国の地方創生を受けて各自治体の移住定住促進の自助努力により先の国勢調査の分析によると、平成23年から27年度の5年間で過疎指定797市町村の11.7%に当たる93市町村、長野県は2市、4ヶ村が含まれていますが、「社会増」を達成し、いよいよ「転入」が「転出」を上回る自治体が出てきたということであります。辰野町も今の事業展開が有効に機能して行けば、近い将来「社会増」への反転期を迎えることができると期待をするものであります。一方で、耳にするのが「トップが誰に代わっても、何も変わらない」と言う若い人や主婦の皆さんの声もあります。ある意味それも「あり」というのは、行政の継続性ゆえに無理からぬ話で、それこそが町政の日常性であり現実の姿を町民ももっと理解すべきだと私は考えます。トップが誰に代わっても町政はリーダーだけのものではありませんから、この厳しい時代の中にあって、いかに「魅力ある町」「魅力ある地域」にするか、どうすれば実現できるかを行政と町民が一体となって、ともに参画し行動することが求められていると私は考えます。そうした視点も念頭において、就任時の閉塞感を徐々に解きほぐし、行政経験を総動員して町政を、年々前に進めた加島町長の4年間を振り返ってお尋ねしたいと思います。そこでまず初めに町長が4年経過した今ですね、1期で辞めるというその町長の思いと心境のほどはいかが、お尋ねしたいと思います。

○町 長

はい、今宇治議員さんから行政へのこれからの混迷期を迎えるお話をお伺いしまして、なかなか言えなかったことが、私の言えなかったことが出ているのではないかと、こんなふうに思ったことが多くございました。4年間っていう形の中で過ぎてきましたけれども、少しでも前進できるようにどんなことでも少し、少しから、こんなことで進めてまいりました。4年間本当に大したことはできませんでしたけ

れどもそういった意味では一步一步進めてこれた、こんなふうに思っています。こういったことができたのもですね、議員さんはじめ、役場のこの管理職を中心とした職員の皆さんや後援会、住民の皆さん方がこういつもこう押してくれたって言うんですか、理解していただいた、こんなことでどちらかというと思いだおりっていうふうにいきませんでしたけれども、かなりの部分でできた部分もあったんじゃないかとこんなふうに思います。ただ、何もかもできたっていうことじゃなくて、やっぱり厳しい中でありましてけれども何て言うんですかね、国の動き、こういったもの全体の動き合わせてやろうと思ったことができなかった。こんなことも多かったんで、そういったことはこれからも引き続いて誰がやってもやっぱりそういうことは、そういうことだと思いますけれども、そういった流れを大切にしながらやっていく、そんなことに思っています。本当に最初、できるかなって心配もあったんですけども、大きなことじゃなくて一步一步から始まったってことが良かったんじゃないかと、こんなふうに思っています。

○宇治（7番）

毎日定時に出勤され、会議や行事、そして事業促進等、多忙な日々を過ごすための町長としての心身の維持管理も大変だったと思いますが、その中で職員の力を引き出し、組織が一丸となって前に進めた行政力も随所に見られ、選挙公約も一定の成果を残したと私は理解しますが、いかんせん4年でできることは限られてると思います。さりとて10年、20年かかってもできないものはできません。そこで以前にも町長が「評価は第三者がするもの」という言葉を述べられたことありましたが、あえてですね、今日は町長にそのことを承知の上でお尋ねしてまいりたいと思いますが、2点目は4ヶ年で思い入れの強かった事業を2、3点挙げていただいでですね、その評価のほどをお聞きしたいと思います。

○町 長

いろいろお褒めいただきありがとうございます。思い出のっていうことでありますけれども、いろいろ思いはあってって言うんですか、やろうと思ったっていう

ことはいっぱいあったんですけども、その中で「よりあい会議」ですかね、基本計画を作るにあたって多くの皆さん方のご意見をお聞きし、地域が独立して計画を持つこういったことをですね、役場のスタッフの皆さん方がしっかり手分けでそれに参加していろいろのご意見をいただいて、それを具現化していったって、こういったことは非常に大きなことがあります。その後の地方創生総合戦略だとか、会議だとか、いろいろの会議の中でそれが生かされたって、こんなふうに思っています。それから福寿苑の跡地ですね、いろいろのお話がありました。福祉施設にとか、いろいろ引き合いもありましたけれども何とか違う方法もこれからあるんじゃないか、しかもそれもあまりこうお金を持ち出しばっかじゃなくて、何とかならないかってこんな話があった時にですね、その発信をうまく受け止めてくれた所がありまして今の現在になったわけですけども、これも素早く対応していただいた、もちろん相手方もありますけれども、職員の動きもそれに合わせてすぐそれを取りまとめてくれたって、こんなことありまして本当に思い出に残ることです。それからもう1点でありますけれども、過疎化って言うんじゃないで商店がなくなって買い物弱者がたくさん出る。何とかしなきゃいけないってこれはずっと最初から今まで思ってた、何とか良い方法ないかなって思っていました。特にあちこちで移動購買車を作ったりとか企業がやったりとかあってあったんですけども、あちこちでやってるのがですね、あまったものをじゃあ皆でもって手分けして持っていかとか、買い上げるとか、いろいろの方法をやって苦労をしてるっていう話をあちこちで聞きました。そんな中であって私は何としてもですね、そうでなくて違う形でやって大きなスーパーなりそういった所がそういったことに協力してくれて、その流通だとか、そういったものもうまくできる方法ないんだろうか、さんざ相談してたんですけども、そんな中でテレビで「とくし丸」が活躍してるのを見ました。「あっ、これだ！」こんなふうに思いまして担当の方にですね、実はこういうのをやりたいんだと。それでそれぞれ町内には何件か大型ありますのでこの営業所っていうんかね、その段階でそれは無理だっていうのと、それから上へ聞いてみて、っ

ていうことで駄目だったのと。それから1件の今のニシザワさんが「やりましよう」と、そんなことでもってお話がうまく職員に進めていただいて、できたと。それでそこも非常にありがたい話で「これは、いいぞ」って言ったんですけども、まずいろいろの会議でもってその進める、どういうふうにその人たちを今度集めるかっていう段階で、民生委員の協議会がですね、重点事項として取り上げていただいて民生委員の皆さん方が自分の中でそういった困ってる、買い物に困ってる人たちをこう、うまくそういったことに組み込んでいただく。こういうことを会として一所懸命やっていただいた。女団連の皆さんもそうだったと思うんですけども、そういったことで大きなそれが広がりって言うんですかね、そういったことになってその事業がこう順調に動き出して、じゃあもう1台っていような話もあって2台も買ってくれて、やってるっていうそんなことで本当にニシザワさんって言うんですか、企業さんは、大きな貢献をしていただいているな、こんなふうに思います。今まで違う所からやってた人には打撃だったと思いますけれども、システムとして私の考えたとおりのシステムでやっていただいて、買う方も自分で選択ができて、選べる、こう素晴らしいことができたのではないかと。こんなことで私なりに評価をしているところでありますけれども、評価については皆さん方が、周りの人たちがやっていただけることですので、そんなふうに私は思っております。以上です。

○宇治（7番）

その時は知らなんだ話もお聞かせいただきましたので、ありがとうございます。地方創生の名の下、国の政策と相まって、在任中はまさにまちづくり政策のオンパレードの印象がある一方で、辰野病院問題や公共施設の老朽化など現実的課題も大きなテーマとしてクローズアップされてきました。ハード・ソフト両面の「攻めと守り」が混然一体となって、同時進行した4年間だったように私は受け止めております。続いてお尋ねいたします。一定の方向付けができたというふうにお考えになるハード、ソフトってはっきり分けられるかどうか、ちょっと語弊がありますのでそのへんはお任せしますがその点についての事業を挙げていただければというふう

に思います。

○町 長

はい、数多い事業を進めてきているって言うんですか、流れの中でさせていただいたんですけれども、方向付けが私なりにできたかなと思うのはソフト面で言えば土地開発公社の債務超過から始まってですね、何とかご理解をいただいて簿価が少なくなって、このままいきますと後2、3年で簿価がゼロになるっていうことは見込まれるこんな状況になろうかと思えます。ま、続けていけばの話ですけれども、そういったことで大きく負担となっていた塩漬け土地だとか、そういったものは残るものもあるんですけれども土地開発公社の所有地から町の所有地に代わるという、そういったことで非常に方向付けができたかな、こんなふうに思えます。これは第三セクターの等の改革推進債っていうものがありまして、それを一気に借り替えてそれぞれ多くの所がやったんですけれども、ちょうど私が当選してきた時の11月でその3月がその締め切りだったもんですから何とか間に合わないかっていうふうに思ったんですけれども、それが間に合わなくて今のような状態になってますけれども、今から考えればそういった努力もしてこれたし、そういった道筋もつけたんで、これは良かったかなって私なりには思っています。あと、ハード面でありますけれども、多くのことが中途半端にもなっているんですけれども、ウォーターパークの関係、何とかしたい、こんな思いも非常にあったわけでありましてけれども、それぞれの議員の皆さん方の提案もあったり、いろいろして何とか思ったところ、たまたまふるさと創生の関連の事業がございましたので、そういったものも絡めて手を着けることができましたが、まだ大きな課題がこれから残っているわけですが、そういった面では少しでも手を着けたかなってこんなふうに思っております。また、非常に懸案でありました辰野の駅前の関係でありますけれども、少しも手がって言うんですかね、着いたにはならないかもしれませんが、一応委員会を立ち上げてですね、この一歩とはいかなんでも半歩ぐらいは足を上げたかなってそんな状況になったんで引き続いて動いていけるような、そんな形であればうれしい

な、ってそんなふうに思います。そんなところでよろしいでしょうか。

○宇治（7番）

まだまだ、個々に見てけばたくさんいろいろの成果も課題もあったと思いますけれども、次期不出馬の理由がですね、健康上でもなければ、年齢でもないとするならばですね4年で区切りとする考えが、今ひとつピンとこないというのは私だけじゃどうもなさそうであります。6月定例会後の1ヶ月の間に、私の地元の会議や飲み会にもいろいろ接した住民から折に触れてですね「なぜ町長が1期でやめるのか」とその理由をかなりの人に聞かれました。「議会だからってそこまでは知らない」ということを言いながらもですね、いくつか言われたことを今思い出して申し上げますと、「どうも突然降って沸いたごみ処理場の問題じゃないか」と、こういう人がいました。「いや、それはないだろう」と。もう1点は「辰野病院かい?」「いや、今始まった話じゃないんで、それはないだろう」と。で3つ目はですね「陰で何か大きな力が働いたのか」と。「そういえば今年の新年賀詞交歓会には選挙の年なのに誰も『続投』という言葉がなかった」「おお、そう言われればそうだな」というのが私の実感でありました。で、ある人が言うに「もしかしたら加島さんは最初から1期で辞めるというふうに決めてたんじゃないか」と、こういうことまで言われてですね、「そうか、それが一番分かりやすいな」ということで変に納得しちゃって私が納得する意味はどこにあるかっていうことになりますけれども、そんな会話が実はあってですね、とても残念だなあという言葉が大勢から聞いたわけであります。そこで最後にお尋ねしたいわけですが、4年で区切りとする最大の理由をですね、ぼろっと本音が出ればありがたいんですけども、一言お聞かせいただきたいと、こんなように思います。

○町 長

ちょっと難しい話で最大の理由はっていうか、そんなお話でございましてけれども、何回もいろいろで申し上げてきましたけれども、段々記憶力も悪くなってきたり、物忘れも多くなってきたりして、まあ、あと4年というとても続かないかな、こ

んなことも確かでありますけれども、最後に言われた、私は4年間をこう地ならしをして次に進めたいっていう、そういった気持ちでやってまいりました。これは確かに次のことを考えずにやってきたわけでありますけれども、だからって言って、それが最大の要因とも言えるか言えないかだと思います。いろいろあってって言うとなんか難しくなりますけれども、私も質問でこういった話があった時、昨日も今日も一所懸命考えてみたんですけれども、なかなかこれという、その皆さんを納得させるような話ができない。どこかにこう潜んでいると思いますけれども、そんなことでどちらかと言えばですね、何回も申し上げましたような私が性格的にこう内向きな町政をしてきた。次は表に向かって伸びてやらなきゃいけないな、こんな思いをする時にですね、私の性格上なかなかそういったことが行動として動けない、そういうことがあればこれは私の出番ではないかなと、やっぱそんなふうに思ったっていうのが大きかったんではないかと、こんなふうに思います。本当にご支援いただいた皆さん方に迷惑をかけた、こんなふうに思います。先だって、今もやっておりますけれども、高齢者訪問330人の内160何人、回っていくわけでありますけれども多くの皆さん方からそんなお話も非常に多くお聞きしました。親しくお話をしてくれる人も多くいましたけれども、そういった皆さん方が町の動きだとか、私の動き、このほうれい線の笑顔をよく見ていまして、関心を町政に関心を持ってくれているということが非常に多かったんで、こういうふうに多くの人から関心を持って、町政を見ていただいたんだなっていう思いが非常にありがたくてですね、そういう意味では本当に良かった4年間だったと、こんなふうに思っています。以上です。ありがとうございました。

○宇治（7番）

内向きという話がありましたが、決して私は内向きだとは思いませんし、むしろプロの手腕を見せていただいたようなそういう場面も覚えております。「もったいない」とか「せめて・・・」あるいは「惜しまれて」といった言葉が去来するわけですが、町政は次へ進まなくてはなりません。何がともあれ行き詰まった課題を分か

りやすく整理整頓され、人柄そのものの実直な町政運営を心掛け、誠心誠意町の発展に尽力された4年間に感謝申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2点目は県森林税の町の利活用実態と制度に対する見解等について、お尋ねをいたします。個人県民税に年額500円、法人県民税には資本金などに応じて1,000円から4万円を上乗せしている目的税としての「森林づくり県民税」、いわゆる「森林税」は平成19年度に導入され、平成24年度までの5ヵ年が1期目で切り捨て間伐が主体に実施。2期目は翌25年から今年の29年度までの5ヵ年で間伐した木材を山から出す搬出支援も対象に拡大されて、1期、2期通算して今年で10年が経過しました。しかし、大北森林組合の不祥事や執行額の減少などがある中、折しも5年で一区切りというタイミングで、次年度以降も継続するか否かを現在、県税制研究会と森林づくり県民会議が議論している最中とのことでもあります。森林整備は日本全体の喫緊の課題にもかかわらず、日常生活から薪が消え、建築木材は外国産にとって代わるなど時代の変遷の中、おしなべて山に手が入らず長い年月放置されてきました。県産材の利活用を意図し林業専門業者が搬出間伐にシフトしたため、作業道のない山林は間伐が進まず、しかも山林所有者が細かく分かれていること、また所有者が不明のため同意が得られず手が着かない山林の整備は、いわば空き家問題に似た、見た目以上の深刻さがあります。で、それというのも山の境界がハッキリしていない、1年も経てば山の景色は変わり場所が分からなくなる、所有者は分かっても本人が場所を知らず放置されているなど、昔では考えられない状況下にあります。そこで、まず町も利活用されているこの制度についてのお尋ねであります。森林税導入から10年、この制度に対する町の見解をお尋ねいたします。

○産業振興課長

それではお答えをいたします。森林を取り巻く情勢につきましては宇治議員ご指摘のとおり長野県ですね、戦後一斉に植えられた人工林の約8割が手入れが必要な時期を迎えておりますけれども、木材の低迷、林業の採算性の悪化、その他もろもろの状況によりましてですね、非常に厳しい状況になっております。こうした中、

森林税を活用してですね、森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みを作ろうと、そういう趣旨で導入されましたこの森林税でございます。辰野町の山を取り巻く現状を踏まえますと、町としても賛同できる制度ではないかと思えます。また町としてもある程度その森林税を活用した事業を展開してまいったと考えております。以上です。

○宇治（7番）

スタートした1期目の時は、町も「山林整備」や「県産材を活用した案内板」等の設置を進めていたというふうに思います。「信濃毎日新聞」の情報では、県レベルの執行額は平成20年度をピークに年々減少しており、平成27年度だけ見ても執行額は収入の約7割で、3割、約2億円が残っているというものであります。結局10年間で集めた税金は使い切れず、基金として積み上がり、残高は現在6億円となっていて、1年分の収入が丸々残っている計算であります。理由は「切り捨て間伐」より「搬出支援間伐」にシフトしたため「切り捨て間伐」が半減し、こちらには国庫補助事業が当てられているからだというふうに分析されています。折角導入した目的税が使われずに残って、他の税金で間伐が行われているというミスマッチ現象は極めておかしい話だと思います。この制度の問題点が露呈されているわけで、不祥事問題と併せて大きな課題に直面しているように思います。そこで2期目の町における状況をお尋ねいたします。直近5ヶ年の森林税の活用実態につきまして件数、内容、金額等でお分かりのところをお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

それでは第2期にあたります平成25年度から29年度の活用状況についてご説明を申し上げます。なお、29年度、本年度につきましては予定事業2件が含まれております。まず事業主体が町の事業でございますが2つございまして「森林づくり推進支援金」と「木育」木の教育と書きます「木育推進事業」でございました。まず、森林づくり推進支援金でございますが、市町村の独自性と創意工夫を凝らして事業展開をする極め細やかな森林づくりの活用、活動経費に充てる支援金でございます。

辰野町では間伐材の利活用という区分で活用いたしました。契約件数は11件でございます。内容、金額につきましては、ほたる童謡公園及びしだれ栗森林公園内の防護柵工事、しだれ栗森林公園内の案内看板設置工事及び管理棟の手すりや階段の更新工事。それから木製遊具の設置工事が主なものです。5年間の総契約額で695万5,146円。その内、補助金額は653万4,000円でございます。続きまして木育推進事業でございます。子どもたちの木材に対する親しみや木の文化への理解を深める事業として実施いたしました。契約件数は2件でございます。辰野町教育委員会では、町内全ての保育園園児と保護者が県産材を使用した木のおもちゃづくりを通じて木材とのふれあいを体験し、身近な里山に興味を持つきっかけといたしました。総額で62万4,000円でございます。以上、町が事業主体としてこの5年間で活用いたしました森林税活用総額は715万8,000円ございました。続きまして民間の活用状況についてご説明を申し上げます。まずはじめに「みんなで支える里山整備事業」でございます。小規模で分散し、手入れの遅れている里山の森林機能の回復を重点的に進めるため地域ぐるみで行う、間伐、搬出などの森林整備を支援するものがございます。間伐を使用した面積は87ヘクタール、森林税活用額は1,097万円でございます。また搬出支援の方は搬出した材積が67立方メートル、同じく森林税活用額は23万4,000円ございました。続きまして「地域で進める里山集約化事業」につきまして小規模、個人有林が多く、荒廃が進んでいる里山の森林整備を進めるため区や集落など地域が主体となり集落周辺の里山整備計画を立て、森林所有者の同意を得る活動に対して支援をするものです。集約した団地数は6団地、集約化面積は81ヘクタール、森林税活用額は121万1,000円ございました。最後に「里山活用推進リーダー育成事業」でございます。林業技術を持つ法人などが地域に働きかけをいたしまして技術的な指導を行い、地域自らが里山資源を利活用する継続的な活動が行えるように、地域のリーダーを育成する事業でございます。辰野町では講師を招いてきのこ山を整備するための技術を身につける事業として、2団体で行い、森林税活用見込み額は53万円でございます。以上、民間が活用しました

森林税活用総額は1,294万5,000円でございます。町が事業主体のものと合わせた第2期5年間の森林税活用総額は29年度の計画を含めまして2,010万3,000円を見込むものでございます。以上でございます。

○宇治（7番）

先の熊本豪雨災害では、人工林が大量に根こそぎ流木として山から下り、橋げたに絡み川を堰き止め、洪水被害を拡大したとされています。長野県も戦後カラマツの植林を奨励し、大半がカラマツ林で占められており、「人工林は災害に弱い」と山寺名誉教授が話されておりますが、本気で山の手入れを行い、防災・減災面からも、この目的税が有効に活用されることこそ意義があると考えます。そこで続いてお尋ねいたしますが、森林税が有効に活用されていない状況をどのように捉えられているかをお尋ねしたいと思います。

○産業振興課長

今、ご案内申し上げましたように辰野町におきましては第2期の5年間の実績にありましており町民の皆様からの森林税徴収額にある程度見合う事業が実施されてきていると思っております。しかしながら、全県的に見ますとマスコミ報道にもありますように森林税の3分の1が活用されていないという現状からもですね、課題をしっかりと整理して解決策を講じていく必要があるかと思っております。宇治議員がご指摘のとおり大きな課題が2つあるかと思っております。県は森林県から林業県に移行していくという理想を掲げておりますけれども、第2期におきましては森林整備が切り捨て間伐から搬出間伐へと移行してございまして、更にもし、第3期が継続する際にはですね、みんなで支える森林づくり県民会議が提案をし、また県の地方税制研究会がですね、条件化を考案してございまして搬出間伐への重点シフトというものがですね、本当に目に見えて進むかどうなのか、辰野町も含めまして急峻な山林を多く抱える中で大きな課題であると考えております。またもう一方、境界確認の問題がございまして。里山の整備を行うための同意の取り付けにおきましては森林所有者の所在不明、また境界の不明確な山林も多く集約化が進まない現状をどう

解決していくかが課題となっております。若干、朗報がございますけれどもこの件につきましては今般の森林法改正によりまして、所有者や境界の情報を一元的に取りまとめた林地台帳、これを作成する仕組みが創設されたことにより県が構築する台帳システムが数年後に運用を開始することになれば、集約化が進むことが期待をされておるところでございます。以上でございます。

○宇治（7番）

里山整備が進まないのは、過疎化・少子化・核家族化などの時代背景がありますけれども、しかも技術革新によって生活様式も向上して、山林が日常生活に直結しなくなったということ。所有者が代替わりしても名義がきちっと更新されていないのが実態だと思います。こうした背景と相まって森林税が有効に使われない原因としては県は「財源負担しなければ整備が進まない山林面積がどのくらいあるのか？その整備にいくらの経費が必要か不明確のため」としております。今、課長のお話のように法的整備が進んでですね、いろいろとこういったものが解消されていけば進んでいくようにも思いますけれども、そもそもこの税金の導入に当たっての視点や分析が甘く、結果として単年度だけでこの税金を運営管理してきたところに問題があったのではないかと。まさに「木を見て、森を見ていない」ことの現れのような気がいたします。で先ごろ、市町村の森林整備費を賄うため長年全国町村会が熱望していた「森林環境税」について、政府は本格的に議論を始めたという報道がありました。現在、長野県をはじめ全国37都道府県が導入しているいわゆる「森林税」との整合が必要とされていますが、個人住民税に上乘せして徴収し、国が森林面積に応じて市町村に配分する仕組みで、市町村にとっては自ら手にした財源を有効に活用し、手の届く森林整備ができることになるわけで全国的な取り組みにつながることを期待したいというふに考えるわけです。そこで最後にお尋ねをいたします。町として次年度以降もですね、この制度は必要とお考えなのかどうか。県からはですね、検討会議は持っているようですが各自治体等に何らかの調査等があったのか、ないのか、あるいはあったとすればどのような所見で町は回答されたのかを

お尋ねしたいと思います。

○産業振興課長

はい、お答えいたします。この6月に長野県林務部森林政策課から長野県森林づくり県民税アンケート調査が各自治体にまいっております。辰野町としましては、今後も継続希望という形で回答をいたしました。しかしながら、別に行った県民向けのアンケートによりますと7割が継続に賛成した一方、7割が森林税の使い道を知らない、よく分からないと回答しているという実態がマスコミ等報道されております。したがって、県にはですねPRに積極的に取り組むことが必要であると思っておりますし、私どもさまざまな事業を展開してまいりましたけれども、折に触れてやっぱりPRをしていくということが望まれると考えております。辰野町ではこれまで森林税をある程度有効に活用してきていると思っておりますし、また山の手入れ、特に間伐は1回では終わらず継続して手入れを進めるという必要があります。また、辰野町におきましては新たに松くい虫の被害木が見つかり、特に南部地域からの拡大が懸念される中で森林税が継続されるとすれば、被害防止対策のために森林税を有効に活用してまいりたいと考えております。以上です。

○宇治（7番）

辰野町としては、かなり有効に活用されているというふうに私も理解できますので、継続については私も賛成したいというふうに思いますが、現行の「森林税」について県の「地方税制研究会」は、税制面からの判断は難しいが、他方「防災・減災面」から必要と考えたとしても整備の必要な山が多すぎることに、山を知る人が少なく、何ごとも時間がかかることとして森林税を継続する場合の前提条件としては「廃止または縮小」を挙げています。一方の「森林県民会議」はこの9月1日、地域の課題にきめ細かく対応できるとして「継続」を求め、7項目の使い道への提案を示し、かつ説明責任を果たすことで県民の理解をより深めるよう求めております。いずれにしても導入から10年を経て、この森林税はその存在意義と森林整備の重要性とのジレンマの中であって、仮に継続するとしても主管する県としての精査と課題

整理が重要であり、今まさに実効性のある目的税のあり方が問われているんじゃないかというふうに考えるわけであります。以上で私の質問を終わります。

○議長

ただ今より昼食のため暫時休憩とします。再開時間は1時30分、1時30分ですので時間までにお集まりください。

休憩開始	12時 42分
再開時間	13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席6番、中谷道文議員。

【質問順位4番 議席6番 中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

質問順位11番、中谷です。私は今9月定例会一般質問では最終、しんがりを承ることになりました。4年間大変お世話になった加島町長の最後の一般質問者ということで大変緊張しておりますし、自信もありません。どうかしっかり、あい務めたいと思います。よろしく願いをいたします。

加島町長におかれましては数々の町の課題、難問解決や町財政立て直しのために果敢に挑戦され、成果を収められ町民の誰もが高く評価をされており、最低でももう1期はお願いしたいと、またやっていただけのもので皆、信じていたところ、まことに次回町長選には出馬しないとそんなことをお聞きしまして皆が残念に思っていますし、私も大変残念に思います。続いて加島町長に対しての私の最後のお願いやら思いを提案いたしますので、よろしく願いいたします。今回私は事前に通告してあります2点について質問をいたします。まず1点目の来年の第70回を迎えるほたる祭りの取り組みについて質問やら提案をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。先般8月24日開催された、ほたる祭り実行委員会の中でも観蜚客は期間中15万7,000人。ホテルは20万3,858匹と近年にない多数の観蜚客やホテルが発生して大変盛会であったと大会で報告されております。私もそのとおりだと思って

おります。来年はちょうど第70回を迎え記念すべき節目の年を迎えます。本格的な議論はこれから部会ごとや実行委員会の結論で取り組みが方向付けられ、決定されていくことと思いますが、各部会での反省や来年度の取り組みや思いが提案されていると思いますし、先般の実行委員会の中でもいろいろと報告されています。また町としての思いもあると思います。私はホタルやマツタケ、豊かな辰野町の自然は他地区にない辰野町として大きな戦略的武器として活用し、町の発展や元気づくりにつなげたいと常々考えているものの一人であります。来年は節目の70回となります。特別な企画や予算などもこれからの議論になると思いますが、大会長や事務局を担当している町の立場で現在考えていることや、話題となっていること。また実行委員会の中で検討されていること、あるいは思い等があれば質問をしたいと思いますので、何か70回に向けての考え方等、ぜひお話をいただきたいと。検討段階でも結構でありますので、そんなことを質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○町 長

はい、中谷議員さんにお答えをしたい、こんなふうに思います。中谷町議さんにはいつもご提案をいただいたり、ご助言いただいたりして議会でお話、一般質問をされてまいりました。自ら仲間の皆さん方と荒神山の環境整備をしていただくなど本当に行動をとって、ご協力いただいていることに感謝を申し上げたい、こんなふうに思います。ほたる祭りもおかげさまで天気にも恵まれまして、4回にわたるほたる祭り、ほとんど私、右肩上がりで良くなってきたとこんなふうに思っております。大変感謝しています。そういったことも私がどうこうの天気が良かったわけでもありませんけれども、住民の皆さん方の熱い思いがそういったことで届いてほたる祭りも一所懸命やっていただけ、こんなふうに思っています。私個人とすれば町のお祭りがもっと町の産業振興につながるような儲けるお祭りですかね、そういったものにつながればいいなって常々思いながらいるところでもありますけれども、段々にそういったことも増えていくのではないかと、こんなふうに思っています。

70回に向けて先だっでの会議の中で反省会等もありましたので、その大きく決まっているって言うんですか、そういった内容については課長の方から申し上げたい、こんなふうに思います。よろしくお願いします。

○産業振興課長

はい。それでは私の方から先ほど、先だって行われました実行委員会の場でお出されたいくつかのご意見、あるいは内部で検討しているような点等ご案内申し上げます。今町長申されたとおりですね、一昨年には経済波及効果17億1,400万円などという調査結果が舞い込むなど、やはりほたる祭りというものが中谷町議おっしゃられるように戦略的武器の1つとして辰野町の重要な資源であるということを感じております。ぜひともこれが、この祭りがですね町内に大きな経済効果をもたらすお祭りに発展するということが事務局としても求められているのではないかと改めて感じておるところでございます。と、申し上げましてもですね、この70回という長い歴史を歩むことができましたのは、ここまで盛大なお祭りに成長できたことはですね、町民の皆様のご理解ご協力のもとで一緒になって作り上げてきた賜物だとも思います。一方時代の変化の中ですね、変わってきた、あるいは変わっていくべきお祭りであるということも感じております。やはりゲンジボタルを楽しんでいただくことがお祭りの一番ではございますけれども、やはりイベントなどを通じまして多くの町民の方が主体的に参加していただいて、その結果地域経済が豊かになっていくと、こういうことが求められていると思っております。お祭りの詳細につきましては実行委員会の中でこれから決めていくところでございますが、お祭りというものを実行委員会で決めていくこと、そのものがですね辰野町の目指す、この辰野町のブランド力を高めていく取り組みとともにですね、辰野町を目指す合言葉、まちづくりの合言葉である「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」の実現に向かっていくんだらうというふうに考えております。それでは具体的に8月24日の日にですね実行委員会の企画会議及び総会の場でお出された、いくつかの70回の節目に合わせて行いたいと思われる内容につきましてご案内を申し上げたいと思

います。まず「おもてなし宣言」でございますが、こちらにつきましては内容を再検討する中で継続していきたい。それから大城山のホテルの大きなイルミネーションがありますがこのLED化に向けたご提案をいただいておりますので、効果的なものであればですね、ぜひともそのご提案を受け入れていきたい。それからホテルのお宿移し、これ山車の老朽化もありましてですねリニューアルなどは前向きに検討を進めているところでございます。ピッカリ踊りではですね70回記念といたしましてコンテストを行って賞を出すこと。また企業や学生の参加を呼びかけるとともに、出たくても出られない方々のための自由参加連を作るということも検討されております。また、過去にはSLの辰野駅停車イベントですとかですね、お宝鑑定団などの目玉イベントを行いました、大きな費用をかけずに皆様に楽しんでいただけるものがないか。またそうしたイベントを招致に向けたルートやツテをお持ちの方がいないかなどについても模索をしているところでございます。また、下辰野の柳町の通りで地域おこし協力隊を中心に取り組んだ「竹灯り」でございますが、この竹明かり、メインのホテルの光による癒しのおもてなしというものにふさわしいものであったということで辰野駅前からほたる童謡公園までの道沿いで行えないかというご提案もいただいております。また、昼間の誘客と地域食材をPRするために企画されました「辰野の地酒と塩尻ワインを楽しむ会」、これまあ別に実行委員会形式をとりましてタイアップして行いましたが、ぜひ来年も節目事業として第3回目を行っていききたいというふうに提案をいただいております。また、行政、町としましてもふるさと納税の返礼品としてのホテル観賞宿泊プランを充実いたしまして、また寄付者にはですね、寄付者に対してホテル観賞券を送って誘客を図るという取り組みを継続的に行っていききたいと考えております。ほかにも実行委員会の各委員会が出されたご意見や、また『広報たつの8月号』でも町民アンケートを実施しておりますので、いただいた貴重なご意見やご提案を踏まえてこの年末に予定されております実行委員会企画会議に諮りながら準備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○中谷（6番）

はい、ありがとうございました。ただ今は町長さんの思い、それから課長さんの次年度の取り組み等、考え方等につつましてお聞きをいたしまして私も元気が湧いてきました。私の考えや思いを2、3提案して、後の検討にしていただければ大変ありがたいと思ひまして少し考えてきましたので、提案をさせていただきたいと思ひます。まあこれは予算が伴うことでもありますので、第70回限回ということで結構でございますけど、何か記念のお祭りということで考えていただいて良いと思ひますけども、私は次のようなことを考えておりますので、何か1つでも参考になって取り組んでいただければ大変幸せだと思ひますので、提案をいたします。提案1つ、「ホタルの里 辰野町」といった大型の看板をぜひ中央道や国道から見える所へぜひ建てていただいて町の宣伝を一つお願いしたらどうかなあと、こんなことを思ひました。提案2つ目、動く看板ということで中央道、高速バス、あるいは東京の都電、あるいは飯田線等に例のほたる祭りのポスター等を掲示したらどうかと。既に中央道バスには先般私も見たんですけども、この近隣の宮田村が住んでみたい村ということで高速バス全体にペイントをして宮田村の絵がありまして、「住んでみたい町 宮田」というようなものを走らせております。これはどのくらいお金がかかるかちょっと私調べてありませんけれど、ぜひそんなようなことも考えて高速バスに新宿から出ますので多くの所を通っていきます。それで、「第70回ほたる祭り 辰野町」っていうようなのをペイントしてもらって、そんなのが通れば宣伝になるじゃないかと。また電車等にポスター等があったり、まあ東京の電車、あるいは飯田線でも結構ですけど、そういうような所へお金はかかりますけど、そんなようにして大々的に70回ほたる祭りを宣伝したらどうかと。これはお金との相談でありますので、そんなことを思い立って、思ったということで結構でありますけどそんなことを考えました。3つ目の提案をいたします。これは先ほど「何でも鑑定団」というような話も課長の方からありましたけど、私は歌謡ショーを開催をしていただいて水森かおりさんをお願いをして「辰野の雨」を歌っていただいて、ほたる祭り

を盛り上げていただくようなことが、まあ予算的な関係もありますけども、また観光協会ともいろいろあると思いますけど、ご相談あえてそんなことができりゃあすばらしいなあとこんなふうに思いましたので提案をします。4つ目でありまして、これも先ほどの「何でも鑑定団」と同じようなことでもありますけども、何か記念特別講演を開催をしていただいて町民の皆さんにいろいろなすばらしいお話をしていただいて、ほたる祭りの期間の行事として取り組めないか、こんなことを思いました。5つ目の提案をいたします。これも思いつきでまことに申し訳ありませんけれども、小中学校生に町民総踊りに参加をお願いをして祭りを盛り上げていただいたり、ふるさとの良さ、思い出になる行事として将来また辰野町に帰って来ていただくような思いに通じる仕組みをぜひ仕組みれば大変祭りも盛り上がるし、ほたる祭りの意味も出ます。そんなことも考えてみました。先ほどの町長の町の振興につながるようなことを考えたいとお話もありましたけど、多くの子どもたちに我がふるさとを自慢できるような、また思い出に残る、また帰って来るって、こういうような仕組みづくりを総合的に考えていったら、少しは効果が出たり長い長い間には必ず効果が出てくると、こんなふうに確信をしております。それから6つ目の提案をさせていただきます。6つ目は「東京朝日会」「ふるさと辰野会」の皆さんにツアーを組んでもらって観蜚客をお願いしたらどうかと。増加をお願いしたらどうかと。またそのツアー支援等にも配慮して観光客の増加やふるさと納税の推進や移住定住促進、町内宿泊施設の活用推進、またこれから必要になってくると思いますが、民宿や民泊事業展開に活用してはと思っているところでございます。また加島町長のご努力下、荒神山にウォーターパークの後地利用ですばらしい施設ができるということで、その中にもホテルの資料館やカワニナの池等、いろいろのホテルに関係したものも展示されたり見ていただけたらと思います。また、近々樋口にもホテル水路が完成するとこんな状況になっておりまして、ウォーターパークのお願いばかりしてきたわけでありまして、私も何かウォーター一部周辺なり荒神山の活性化につながることを考えたいというようなことで、私の7番目の提案をしたいと思っております。

けれども、荒神山周辺あるいは辰野町のどこか適当な所に果樹園村というのを開催して春から秋までイチゴ、ブルーベリー、モモとか、ブドウとかナシとかリンゴ、そんなようなものを定期的にもぎ獲りをしていただくような観光農園みたいなものを町の力を借りて周辺、私も周辺に住んでいますのでそんな皆さんと話ながらそんなものを造っていただくような、ご配慮なりご指導をいただければ大変ありがたいと思います。埼玉県秩父市の方にもそんな果樹村っていうのがあって非常に活況を帯びているというようなことで、そんなようなことで荒神山公園に多くの客を誘致することができればウォーターパークの再生事業も、また荒神山全体も辰野町も非常に元気が出てくると、何かそんな元気の出る取り組みの一助にそんなことを考えております。また私自身、ウォーターパークの下に住んでおまして畑も少し借りてやっておりますが、毎日、加藤課長が陣頭指揮であそこを整理しているのをずっと菊を採集しながら見ておりました。一所懸命やっているな、町の職員の衆も頑張っているな、とこんな気持ちでいっぱいでありました。どうかね、そんなことでほたる祭りを利用して多くの客に辰野に来ていただくような戦略があるんじゃないかと、こんなように思っていますので、ぜひ知恵を出していただいて組み立てをお願いしたいと。私も地元ですし一所懸命応援をしていきたいと、こんな気持ちでいっぱいありますのでよろしく申し上げます。若干、雑談めいたお話もいたしましたけど、何かこんなようなことで、「これは駄目よ、これは良い」というようなコメントがありましたらお聞かせ願いたいと思いますし、なければ今後の課題で検討いただければ結構とこういうことで、この質問の項を終わりたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○産業振興課長

大変、さまざまなアイデアを知恵をいただきましてありがとうございます。6つのほたる祭りに直結するようなアイデア、それからもう1つは荒神山公園の活性化に向けた軽トラ市を一緒に取り組んでいただける町会議員ならではのですね、ご提案だったと感じております。広告宣伝部会、それからイベント部会そういった各部

会がですねありますので、早速大型看板、動く看板については広告宣伝部会、それからピッカリ踊りとかですね目玉事業の歌謡ショー、そういったものについてはイベント部会、それから記念講演などにはその部会が適当だと思いますし、それから東京朝日会、ふるさと辰野会のツアーにつきましては町、及び観光協会と連携をとるべきテーマだと思います。さまざまなものについてこれから各部会レベルに落とし込んで、実施の検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○中谷（6番）

ぜひ、とりとめのないような提案もしてありますが、また後日検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。私も果樹村等見たり地域の皆さんのご協力いただいて何とか応援をしていきたいなあと。花をあそこへいっぱい作って荒神山を訪れた皆さんにも見ていただくような、そんなものを何とか実現したいと心がいっぱいありますので、よろしくご協力の方をお願ひします。

続いて2番目の道路対策についてと題して3点ほど質問及び提案をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。まず1点目の質問であります、国道153バイパスについての検討状況や今後、町としての考え方について質問をいたします。現在、国道153バイパスの問題は三遠南信自動車道の開通やリニア新幹線駅の開設に合わせて伊那谷、諏訪、塩尻、松本地域へとつながる中日本を縦断する国家プロジェクトになりつつあります。将来は必ずや産業や経済発展、広域観光に大いなる力を発揮するものと思ひます。この伊那谷については既に伊南バイパス、進行中の伊駒アルプスロード、完成しております松島バイパス、これが進行、北上して残るは我が辰野町に關係する辰野バイパス、小野バイパス（迂回路）の状況となっております。辰野町国道153号整備促進協議会では平成22年に整備計画を樹立し、24年にはワークショップを開催し、広く町民に周知をしております。これを受けて町はこの整備計画を1つは生活道路としての現道改築及び、2つとして経済的流通の促進のための東西ルートの両案の検討を行い、整備促進を進めるとしております。そこで今年5月20日の「たつの新聞」の記事もありましたが、153整備促進協議会の総会では、

宮所の改良を最優先、私も生活道路としての整備促進は最も基本だと考えておるものでありますが、席上、坂田伊那建設事務所長の答弁は「状況は十分承知している、もうしばらくかかる。このことを理解してほしい」と記事であります。それはなぜか、それは国家プロジェクトとしての伊那谷のバイパス問題が大きく予算上やいろいろなことで重要なポイントとなって前進をしてる中で、なかなか国道 153 の整備促進ができないと、こういうような状況であることを暗示していると私は考えます。また話によると今後 5 年ぐらいで三遠南信自動車道もリニア新幹線の関連事業も全て全容が明確する。要するに予算的に明確するという事で国は新たなプロジェクトに対する他の所の事業検討に入ると。そうすると予算付けが極めて困難になるとの話を聞いておりました、ぼつぼつバイパスの問題も手を着けていかなければいけないかなあと、こんなように思うところであります。そこで質問であります、かかる状況を踏まえて辰野のバイパスや小野バイパスの国に対して十分アピールがされて事業計画に載っておるのか、またルートについてもどうやって都市計画、町の都市計画道路に接続をして町の発展に寄与するように設計するのか。また、地域への周知はどうするのか。またその推進協力体制の構築はどのように進めるのか。大変な作業が今後残されているとされているところでございます。5 年と言いましてもすぐ 5 年ばかりは経ちます。ぜひ、列車に遅れないように置いていかれないようにひとつ、十分そのへんを配慮して事業展開なり推進をお願いしたいとこんなに考えるものであります。バイパス問題の町の考え方、現状推進状況、今後の取り組み方、例えばバイパスは不要だとか必要なものだとか、逐次進めるとか、そういった進め方についてお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○建設水道課長

はい。153 号のバイパスの件でございますが、先ほど中谷町議さんもおっしゃられたように今、辰野町は 12 区で構成してあります国道 153 の整備促進協議会がございまして。まずは宮所地区の本当に皆さんもご存知かと思っておりますが大型車両が通過、すれ違いのできない状況であります。そしてまたそこを歩く人も大変な、歩道もない

ような所で生活しているっていうことでありますので、辰野町としてはそれをとにかく事業化していきたいということで要望をしております。そのほかにその辰野バイパスですとか、両小野バイパス、2つのバイパスがございまして国の期成同盟会の方にもその2件については毎年要望書の中に上がっておりますけれども、加島町長常々申してましますけれども生活道路をとにかくやって、そして今言われたように伊南バイパスの方については10年先には当然終わってきますので、それまでにはですね宮所も終わりますし、その後について様子、それこそ時期を見てですね、計画、これは本当に国のプロジェクトでやってかなきゃできないことだと思いますので、県国と連絡とりながら実際にルート案の検討もしてかなきゃいけないと思いますし、地元の皆さん、特に羽北の皆さん新町、宮木の皆さんはですねバイパスについても検討していきたいという機運が高まっておりますので、そういうようなところも相談しながら計画の案等も練っていききたいと思っております。まずはとにかく宮所を先行させていききたいというのが町の考えですので、ぜひとも議会の皆さんも宮所が着手できて、そして153良くなったね、っていうふうにしてからですねバイパスの方のことを考えていただきたいなあと思っております。なお、両小野バイパスにつきましては塩尻市さんと検討する中でですね、塩尻市さんの方もアクセスする所をこれから決めていきたいというこで言っておりますので、辰野町については今のところ、しだれ栗の入り口の所が起点という形で進めているわけなんです、塩尻市さんの方も動き始めておりますので、どちらかというとなら北から風穴を開けていただきたいなっていうのが心情でございますが、辰野町としてもその時期を見ながらですね、両方のバイパスについても検討していくっていうような形でありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中谷（6番）

今の現状や取り組み、考え方についてお聞きをしました。この非常に戦略的なものがあって153、辰野は153でバイパスは二の次というような考え方がありまして、十分内容やら考え方については私もあれですが、ぜひ、今課長が言われたように時

期を見て対応していくと、で十分情勢についてはつないでくところこういうお話聞きましたので理解をいたしました。町としても精力的に取り組んでいただきまして町の活性化につながるべくぜひ、取り組みをしていただいて 153 の改修やあれが遅れたのは、やはり辰野のなかなか同意がとれなくて 153 は南の方から来るところこういうような方向へ流れて行っちゃったというようなことがあって、現在辰野町の道路拡幅の問題が残ってしまったところということでもありますので、ぜひ、車に乗り遅れないようにひとつ、並行して十分配慮してタイミング良く事業を展開していただくことをお願い申し上げましてこの項を終わりにします。続いて道路対策の質問事項 2 番目のスマートインターチェンジ研究促進についてということで質問いたします。そのたびスマートインターチェンジの質問をいたしまして「まだ言っているのか」ということになるとは思いますけど、なかなかこれ重要な課題と私は判断しておりますので、あえて提案するしだいでございます。この問題については「既に町としては経済効果やインターチェンジの必要性、ルート案について調査済みであります、取り付け道路の建設に膨大な経費が町の負担となり必要性は認めるものの、財政的に対応しかねると。生活道路の整備改善を最優先する」との 6 月定例会で多くの議員が質問に対しての町の答弁でありました。これも最近の話で定かではありませんけれども、町に辰野町にインターチェンジの建設は可能かどうかという、1 点は羽北とそれから塩尻ってというようなことで非常に距離的な課題があるよというようなことも一部指摘を受けましたけれども、この問題につきましては大体サービスエリアのあるような所にはできて当然だというような国でも考えているそうでございます。また建設費が多額なためにインターチェンジはできないと。こういう、これが大きな最大のネックでありますけども、要するに町の負担が少なくなれば経済効果が上がったり町の発展につながるなら、ぜひやってほしいと思うんですが、この件についても何らかの方法があると、やりようがあるというような話も漏れ聞いております。これはまあ、漏れ聞いているという程度でございますけれど聞いております。多くの議員や地域、町民も関心を持っていることでもありますし、またその動向を見

守っているような状況でございます。我々議員ももう少し検討を深めたいと思っています。町としても再度検討をお願いいたし、できればプロジェクトチーム等立ち上げて検討することをここで提案したいと思います。町のインターチェンジに対する考え方やプロジェクトを作って検討する等の問題についてコメントをいただきたく、質問いたします。よろしく申し上げます。

○建設水道課長

はい。スマートインターチェンジにつきましてははですね、3月の議会、または6月の議会でもお話ししましたけれども、3案検討させていただいてそれぞれ経済効果があるということでございます。ただその計画している所につきましては、伊北インターから本当に近い所で、1案とすれば近い所。そしてもう1案は沢底川の橋の所で、沢底川付近。そしてもう1つは辰野パーキングエリアの所なんですが、辰野パーキングエリアの所見ていただきますと本当に急斜面な所に接続するわけですし、そこへ入っていく道が本当にできるのかなってというような気もしますし、スマートインターチェンジができたことによって、その周辺が本当に開発できるかっていうところを考えると、それこそ東部保育園の所、豊花園の近くですかね、あそこらへんに造る方が平らな所あっていいのかなとは思いますが、ただ、本当にあの伊那市ですとか、また駒ヶ根市ですとか、サービスエリアから本当に直結してすぐ広い所があるようなそういう立地条件がありませんので、なかなか思ったような経済効果っていうのは得られないんじゃないかなと思います。それよりも生活道路を優先させていただいて既存の153の整備をですね、特に伊北インター周辺の原交差点の所もまだ改良ができておりません。そしてまた諏訪辰野線、下諏訪辰野線、また153の善知鳥峠の方へ行く道もですね改良できればですね、それこそ3方へつながるインターチェンジがそれぞれあるわけなんですが、そちらへつながる道路が改修できれば、なんでかんでその辰野へスマートインターチェンジを造らなくてもですね、本当に立地として、ほかの地区から羨むような辰野町の立地かと思っておりますので、そこらへんを検討していくことが必要ではないかなと思っております。まず

加島町長の任期がございますので、今はとにかく生活道路を優先したいということでお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中谷（6番）

ただ今、課長から答弁をいただきまして町の考え方についてはある程度理解をいたしましたし、私もまず153の整備拡充を行ってバイパス、それからスマートインターというようなことではありますが、やはりこれは戦術的な課題でどうしても国や県、それから補助金の関係で153整備に投入できないというような方向がある程度見えておりました、これをいくらやってもこれから10年先になりや来るかもしれんけど、大変先、向こうへいってしまうということなら、国が推進しているその伊那谷バイパスを早くやるとか、あるいはお金をかけなんでもできるならスマートインターを造るとか、戦術的な課題だと私は考えます。一人や二人で決めることではありませんけれども、そんな戦術的な課題で何を町として選択するかということにかかっておるとお思いますので、引き続き精力的にご検討をいただきたいことを検討します。我々も果たして本当にインターチェンジが必要か。それから先ほど課長の申されているように利用料が減って施設を維持できるか。それから経済効果は調査であるということですが、本当に望めるか。そういう具体的な課題についてもうちちょっと勉強して、また本当に町が大きな持ち出しをしなんでもできるのかどうか、それからルートもこうすれば良いんじゃないかっていうようなことを模索検討をしたいと思っております。ぜひ、町当局についても前向きなご協力を賜りたいと、こんなことを申し上げてスマートインターについて終わりといいたします。今後よろしくお願いを申し上げます。3番目の道路問題の関係につきまして、質問させていただきたいと思っております。この問題については私も地元のことであり、要望でありますのであまり大きな声で提案するわけにもいきませんが、非常に危険で将来事故がなければいいなど、こんなように毎日思っていて通っておりますので、少し提案やら状況報告をしたいと思っております。この問題につきましては長年、万五郎耕地の課題でありましたけれども1人反対の方がおりまして「甲蓋を架けて塞いでしまうと子どもなん

かが落ちた時に救出ができない」とか、「泥が詰まっちゃったらどうするだ」というような強い意見を吐く方がおりました、それじゃあとということで東の私の家の方の東の方については全部甲蓋を架けていただきまして見事に何にも事故なく快適な道路になって通れるわけですけれども、そういった意見のために甲蓋架けを中止した経過がありまして、そこは万五郎耕地では一番メインの所であります。それで下田の方から来た車やらあっちへ入っていく車がすれ違って、車がすれ違えないと。しかも人の家の軒下のコンクリート板の上で待機していると。また子どもたちも園児も、それから学生も年寄りも非常に危険だと。夜なんかライトで避けようがないと。というような状況が続いておりますけれども、先ほども申し上げたような理由がございまして、甲蓋をお願いすることができななわけです。それで、先般、春の総会で耕地総会で「何とかしようじゃねえか」というまとまりができましたので町へ相談したところ、町は大変心安くそんなに不自由で危険なら、ということで早速資材供給で対応してくれということで課長のお骨折りで前へ進んだんです。それで、地元の業者等もありますし、いろいろあって設計、並びに作業の相談設計をしたところ、どうも変だぞと。これはこの厚さじゃとても甲蓋の重さに耐えられないよという結論に達しまして、これは長期戦で時に駄目だと、こういって町のご配慮を感謝しながら総会でそんな状況でありますので、「まだ当分かかるで気をつけてお願いします」という釈明はしましたけれども、なにせそんな状況で子どもや年寄り、それから車がすれ違いできないということでありまして、しかも東の方の甲蓋きせたところは「非常に快適だ、広くなった」というような評価もありまして、ぜひその分 217 号線の東天竜、西天と平行している約 800 メートルぐらいの間でありますけれども、現在は家の入り口だけコンクリート張りをしております。その皆、木戸口で車が待機したり通行を待機して車が通っていると、こんなことで長年の懸案事項でありますけれども、そんな理由で20年間も放置されてきましたけれども、私が考えると非常に危険だなあと、年寄りが落ちたり、子どもが落ちたらどうしようと。こんなことを日々考えておりますので、ぜひ、町で本当に真剣にすぐ対応し

てくれたことについては、本当に心から感謝を申し上げたいと思いますけれども、今後について何か町の事業を導入して東天竜水利組合等が軸になってその事業を迫行していただければ非常にありがたいと。で、案としては道路の幅員を広げる。それからガードレールを付ける。水路改修を図る等いろいろの意見が出されておりますけれども、いずれの策も大変な作業で時間とお金が必要となります。そしてそれぞれ区としての順番と町としての順番等の優先順位もあることで、早急にはできないよということで「大変危険なので気をつけてほしい」ということは総会で申し上げて経過報告をしてありますけれども、今後についてぜひ何とか安全対策の意味で安心安全なまちづくりのためにぜひ、そのことについての検討なりご配慮をちょうだいしていきたいなあとこんなふうに思っています。何か名案なり、事業の推進にあたっての段取りとかいろいろあると思いますので、ぜひそんなことをちょっとコメントをお願いしたいと思います。

○建設水道課長

今、言われました町道2175号線でございますが、町議さんおっしゃるように本当にすれ違いができずにですね、際を本当に大きい水路が走ってます。子どもが落ちたら本当に大変かなっていう所なものですから、じゃあガードレールなり防護柵をっていう話をしますと、今度逆に車が通りづらくなるってというようなこともあります。用水路で造ったものですから車が乗っかるほどのその耐加重というか、そういう構造になっておりませんので甲蓋を支給するっていう話をしたわけなんですけど、区長さん、またそれこそ近くの会社の社長さんも了解する中でですね、これは難しいということで先送りになっております。町とすれば町単道路改良でやるしかないかなと思っておりますけれども、なんせ樋口区からの要望の優先順位を挙げていただかないと、それぞれ17区から挙がってる箇所についてもですねできる所、できない所もあるような状況でございます。先ほどもお話しましたけれども、バイパスということでなくてですね地域の生活道路の方予算付けをしていただいで、そして本当に生活に密着した道路を1日も早く改修するようなそういう方向で予算付けした

いただければありがたいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中谷（6番）

これは提案と言うか要望みたいになっちゃって、まことに恐縮でありますけれども、そんな状況でありますので、ただ今課長も十分理解していただいていると思えますけど、時間がかかってもぜひ前向きに検討していただくということでよろしく願いをいたします。

以上で一般質問については終わりにしたいと思いますけれども、最後になりましたけれども加島町長さんには4年間大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。私は若い頃、区長の時に加島町長と沖縄の、あ、屋久島の方へ旅行に行った時に1人迷子が出ちゃって大変、当時課長でありましたけど課長と心配した仲間もんでございまして、本当にいろいろお世話になりました。また、町長になったり、それから私も町議になったりして、そんな中で万五郎の土地改の周辺のいろいろの課題がありまして、加島町長の大岡裁きで無事着地ができたこと、これについては本当に今も感謝をしております。また、最近では前段申し上げたウォーターパーク・リノベーション事業で復活をして地域のいろいろの皆さんから指摘をいただいた問題について手を着けていただきまして、本当にうれしく思っております。私はこの事業なり、荒神山がますます発展するように一所懸命側面的な支援を続けてまいりたいと思います。町長も身体に気をつけて余生をしっかりと楽しんでいただいて、健康で長生きされることを心から祈念をいたしまして、私の挨拶なり一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。よって本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

9．散会の時期

9月12日 午後 2時 17分 延会